

# 令和8年第1回千葉市議会定例会会議録（第2号）

令和8年2月26日（木）午後1時開議

## ○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件
- 日程第2 議案第1号 専決処分について（令和7年度千葉市一般会計補正予算（第5号））  
（令和8年1月23日）
- 議案第5号 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第6号 令和7年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第7号 令和7年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第8号 令和7年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 令和7年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 令和7年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 令和7年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 令和7年度千葉市病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 令和7年度千葉市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 令和8年度千葉市一般会計予算
- 議案第16号 令和8年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 議案第18号 令和8年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第19号 令和8年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 議案第21号 令和8年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第23号 令和8年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第24号 令和8年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 議案第25号 令和8年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 議案第26号 令和8年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第27号 令和8年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 議案第28号 令和8年度千葉市公債管理特別会計予算
- 議案第29号 令和8年度千葉市病院事業会計予算
- 議案第30号 令和8年度千葉市下水道事業会計予算
- 議案第31号 令和8年度千葉市農業集落排水事業会計予算
- 議案第32号 令和8年度千葉市水道事業会計予算
- 議案第33号 千葉マリンスタジアム再構築事業者選定委員会設置条例の制定につ

いて

- 議案第34号 千葉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について  
議案第35号 法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第36号 千葉市行政手続条例の一部改正について  
議案第37号 千葉市職員定数条例の一部改正について  
議案第38号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について  
議案第39号 千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について  
議案第40号 千葉市市庁舎整備基金条例の廃止について  
議案第41号 千葉市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止について  
議案第42号 千葉市市税条例の一部改正について  
議案第43号 千葉市証明等手数料条例の一部改正について  
議案第44号 千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  
議案第45号 千葉市国民健康保険条例の一部改正について  
議案第46号 千葉市霊園設置管理条例の一部改正について  
議案第47号 千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について  
議案第48号 千葉市火災予防条例の一部改正について  
議案第49号 千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について  
議案第50号 千葉市地方卸売市場業務条例の一部改正について  
議案第51号 千葉市火入れに関する条例の一部改正について  
議案第52号 千葉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第53号 千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例の一部改正について  
議案第54号 千葉市保育所設置管理条例の一部改正について  
議案第55号 千葉市認定こども園設置管理条例の一部改正について  
議案第56号 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第57号 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について  
議案第58号 千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について  
議案第59号 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について  
議案第60号 千葉市建築関係手数料条例の一部改正について  
議案第61号 千葉市下水道条例の一部改正について  
議案第62号 工事請負契約について（千葉市新港清掃工場更新整備工事）  
議案第63号 工事請負契約について（特別史跡加曾利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事）  
議案第64号 指定管理者の指定について（亥鼻公園集会所）  
議案第65号 包括外部監査契約について  
議案第66号 市道路線の認定及び廃止について

議案第67号 負担付きの寄附の受納について

○出席議員

1 番	石川美香君	2 番	吉川英二君
3 番	茂呂一弘君	4 番	岳田雄亮君
5 番	須藤博文君	6 番	岡崎純子君
7 番	黒澤和泉君	8 番	野島友介君
9 番	山崎真彦君	10 番	大平真弘君
11 番	渡邊惟大君	12 番	桜井秀夫君
13 番	青山雅紀君	14 番	伊藤隆広君
15 番	前田健一郎君	16 番	石川弘君
17 番	小坂さとみ君	18 番	三井美和香君
19 番	渡辺忍君	20 番	安喰初美君
21 番	椛澤洋平君	22 番	守屋聡君
23 番	蛭田浩文君	24 番	伊藤康平君
25 番	阿部智君	26 番	松坂吉則君
27 番	植草毅君	28 番	岩井雅夫君
29 番	亀井琢磨君	30 番	田畑直子君
31 番	川合隆史君	32 番	麻生紀雄君
33 番	段木和彦君	34 番	佐々木友樹君
35 番	盛田眞弓君	36 番	櫻井崇君
37 番	森山和博君	38 番	酒井伸二君
39 番	小松崎文嘉君	40 番	向後保雄君
41 番	宇留間又衛門君	42 番	中島賢治君
43 番	三須和夫君	44 番	石井茂隆君
45 番	米持克彦君	46 番	石橋毅君
47 番	白鳥誠君	48 番	三瓶輝枝君
49 番	中村公江君	50 番	野本信正君

○説明員

市長	神谷俊一君	副市長	大木正人君
副市長	橋本直明君	病院事業管理者	山本恭平君
総合政策局長	藤代真史君	総務局長	久我千晶君
財政局長	勝瀬光一郎君	市民局長	那須一恵君
保健福祉局長	今泉雅子君	こども未来局長	大町克己君
環境局長	秋幡浩明君	経済農政局長	安部浩成君
都市局長	鹿子木靖君	建設局長	山口浩正君
消防局長	市村裕二君	水道局長	山田裕之君
会計管理者	折原亮君	病院局次長	橋本欣哉君
市長公室長	山崎哲君	総務部長	中尾嘉之君

**暫 定 版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

教 育 長	鶴 岡 克 彦 君	教 育 次 長	中 島 千 恵 君
選挙管理委員会 事務局長	清 水 公 嘉 君	人 事 委 員 会 事 務 局 長	桑 本 茂 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 部 義 憲 君	代 表 監 査 委 員	宍 倉 輝 雄 君

## ○議会事務局

事 務 局 長	香 取 徹 哉 君	次 長	寺 崎 勝 宣 君
議 事 課 長	安 西 雅 樹 君	議 事 課 長 補 佐	佐 藤 大 介 君
議 事 班 主 査	石 黒 薫 子 君		

## ○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 議案第1号、自第5号至第67号（代表質疑）

自由民主党千葉市議会議員団代表 ----- 前 田 健一郎 君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総合政策行政について
- 3 財政について
- 4 市民行政について
- 5 保健福祉行政について
- 6 こども未来行政について
- 7 環境行政について
- 8 経済農政について
- 9 都市行政について
- 10 建設行政について
- 11 病院行政について
- 12 教育行政について

立憲民主・無所属千葉市議会議員団代表 ----- 田 畑 直 子 君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総合政策行政について
- 3 総務行政について
- 4 市民行政について
- 5 保健福祉行政について
- 6 こども未来行政について
- 7 環境行政について
- 8 経済農政について
- 9 都市行政について
- 10 建設行政について
- 11 病院行政について
- 12 教育行政について

午後1時0分開議

○議長（松坂吉則君） これより会議を開きます。  
出席議員は49名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。  
私より指名いたします。29番・亀井琢磨議員、30番・田畑直子議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 議案第1号、自第5号至第67号（代表質疑）

○議長（松坂吉則君） 日程第2、議案第1号及び議案第5号から第67号までを議題といたします。  
なお、お手元に配付のとおり、市長より議案の正誤表が参っておりますので、御了承願います。

正誤表を添付

○議長（松坂吉則君） 代表質疑を行います。自由民主党千葉市議会議員団代表、15番・前田健一郎議員。

〔15番・前田健一郎君 登壇、拍手〕

○15番（前田健一郎君） 自由民主党千葉市議会議員団の前田健一郎でございます。  
国政では、先の総選挙において、自由民主党は改選前よりも大幅に議席を伸ばし、18日に第2次高市内閣が発足したところであります。  
高市内閣には、国民の負託にこたえ、我が国の経済政策や外交が力強く進展するよう全力で取り組むことを期待しているところでございます。  
それでは、会派を代表いたしまして、通告に従い、質疑を行います。  
初めに、市政運営の基本姿勢についてです。  
まず、新年度予算編成についてお伺いいたします。  
昨年3月より神谷市政の2期目がスタートしたところですが、マニフェストで、10の未来ビジョン、15の約束を具現化する取組として、合計122項にわたる、大変多くの政策項目を掲げておられ、これまで、第2子以降の保育料負担軽減策の拡充や、産後ケアの利用者負担の引き下げをはじめとした子育て支援の充実など、多くの施策に既に取り組まれており、我が会派としても、その手腕を高く評価しているところであります。  
一方、本市を取り巻く財政状況は、市税収入は堅調であるものの、物価高騰に加え、少子・超高齢化社会の進展や公共施設の老朽化対策などに多額の財政需要が見込まれるほか、財政調整基金については、近年、多額の取崩しが続き、令和8年度予算編成に活用できる額が減少し

ている状況にあります。

こうした厳しい状況が続く中、本定例会で示された令和8年度予算においては、市政のさらなる発展にどのように取り組まれていくのか、また、持続可能な財政運営に向け、既存の事務事業の見直しをどのように進められたいのか、その対応に注目するところであります。

そこで、お伺いいたします。

予算編成の方針と市民生活向上の取組、事業見直しについて、お聞かせください。

次に、第2次実施計画についてお伺いいたします。

我が会派では、市が策定を進めている、次期の実施計画である第2次実施計画について、策定の基本的な考え方や方向性、重視する視点など、これまで代表質疑や代表質問の中で取り上げ、逐次、確認をしてまいりました。

先の第4回定例会においては、計画事業の立案・選定にあたり重視する視点や、計画事業の素案などについて、御答弁いただきましたが、その後、計画初年度となる来年度予算との調整などを行った上で、計画案が取りまとめられ、現在、パブリックコメント手続を実施されていると承知しております。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、改めて、今後3年間の本市の市政運営のまちづくりに関する具体的な取組などを示す、第2次実施計画（案）の概要について。

2点目に、計画をどのように推進していくのかについて、お聞かせください。

次に、次期中期財政運営方針についてお伺いいたします。

現在中期財政運営方針が、今年度で終了となります。

方針期間中の4年間では、学校体育館のエアコン整備や新清掃工場の建設、道路ネットワークの整備など、市民生活の維持、向上や本市の持続的発展に必要な投資が進んだ一方で、方針に掲げた各種財政指標に留意しながら、財政運営のかじ取りをされてきたことを高く評価しております。

今後も我が会派の要望である、本市の持続的発展の的確な対応と、財政の健全性の維持の両立を図っていただきたいと考えております。

そこで、お伺いいたします。

現在策定作業中の次期中期財政運営方針の基本的な考え方について、お聞かせください。

次に、千葉開府900年記念事業についてお伺いいたします。

いよいよ千葉市は、歴史的な節目である千葉開府900年を迎えます。

当局では、記念協議会を設け、官民が連携しながら様々な事業を実施し、また、市民の浸透を図るため、各種プロモーションを行ってくるなど、本番となる来年度に向け、多くの準備を進めてきているものと認識しており、今後、さらに充実した取組を行っていただけるものと期待しているところです。

さて、千葉開府に係る記念事業については、これまで、開府800年、850年と、50年ごとに行われてきましたが、いずれも、その時々々の社会の要請や市が抱えていた課題の解決を目指し、様々な取組が実施されてきたものと思料しております。

同様に、千葉一族からの学びを活かし、未来へ向けたひとづくり、文化づくりとの基本理念をもとに各種事業を展開している千葉開府900年においても、現代の千葉市政における相応の役割と位置づけ、そしてこれから目指す市の姿があるものと考えております。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、千葉市政における開府記念事業がこれまで果たしてきた役割について。

2点目に、それを踏まえた開府900年の位置づけ及び記念事業をはじめとする将来に向けた取組について、お聞かせください。

次に、物価高対策についてお伺いいたします。

物価高の影響を受け、市民の皆様のほか、中小企業者は、いまだ厳しい状況に置かれております。

そうした中、昨年12月に国から、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、地方自治体に対し、重点支援地方交付金が配分されたところです。

この交付金の効果的な活用により、速やかな支援の実施が求められている中、本市では、令和7年度2月補正予算に物価高対策に係る各種施策が盛り込まれ、本市議会としても、他の議案に先行して議決を行ったところです。

これらの施策については、速やかに執行していただくとともに、今後についても、長引く物価高への市民、事業者への影響を踏まえ、適切に対応していくことが、重要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

今後の物価高対策について、お聞かせください。

次に、マリinstadium再構築についてお伺いいたします。

千葉マリinstadium再構築については、令和7年10月末に、千葉ロッテマリーンズから、ドーム化の可能性について基本構想の内容も踏まえて改めて検討する時間を設けてほしいとの要請があり、その後、本年度末を目途に、屋外型か屋内型のいずれかのスタジアムの整備方式を選定すると公表されたところです。

そこで、お伺いいたします。

基本計画検討の進捗状況及び今後の見通しについて、お聞かせください。

また、基本構想では、スタジアム再構築を官民連携によるプロジェクトと位置づけ、検討を進めていくとされていますが、我が会派としても、民間のノウハウや資金を積極的に活用していく必要があると認識しており、執行部が進めている事業協力者の公募の取組を評価しております。

この取組を円滑に進めるためには、応募者の優れた企画提案に加え、事業協力者となった後に、本市とともに検討を進めていく基本計画の内容も重要になることから、非常に優れた提案があった事業協力者には、続く事業実施者の公募の際に、インセンティブを付与するなどの取組も必要であると考えております。

そこで、お伺いいたします。

民間側がより積極的に関わり、主体性を発揮したくなるような仕組みの検討について、お聞かせください。

次に、総合政策行政についてです。

防災アセスメント調査について、お伺いいたします。

令和7年第1回定例会の我が会派の代表質疑において、令和6年度は、本市として初めての取組となる風水害被害想定調査を実施し、河川の洪水や高潮などの風水害において想定される浸水により発生する被害の予測を行ったこと、また、令和7年度は、平成28年度以来、9年ぶ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

りとなる地震被害想定調査を実施し、前回調査の見直しを行うとともに、能登半島地震の教訓等を踏まえた調査を行うことについて、答弁をいただいたところです。

これらの調査によって判明した、災害が発生した場合に想定される各種被害について、総合的に分析し、施策へ反映することで、市の災害対応力の向上につながるほか、公表することで、市民や事業者などの災害に関するリスクや備えの重要性について理解を促進し、自助、共助による備えの強化につながる可以考虑しております。

この点を踏まえ、現時点で調査の進捗状況に加えて、今後の予定、さらには、得られた調査結果をどのように市の施策へ反映させ、来年度以降の取組につなげていくのかを確認させていただきます。

そこで2点、お伺いいたします。

1つに、防災アセスメント調査の現在の状況と今後の予定について。

2つに、調査結果を今後の施策へどのように反映していくのかについて、お聞かせください。

次に、財政についてです。

市税収入について、お伺いいたします。

内閣府の本年1月の月例報告では、我が国経済の基調判断としては、「米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復してきている。」との報告がされており、また先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるということです。

しかしながら、長引く物価の高騰などが、市民の家計を圧迫して個人消費を冷え込ませたり、また、エネルギー価格や原材料費の上昇を通じて、市内企業の収益を下押しすることが懸念され、歳入の根幹である市税収入においては、これらの影響がどう反映されるのか、我が会派としても注視しているところです。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、本年度の税収見込みについて。

2点目に、令和8年度の税収見通しについて、お聞かせください。

次に、市民行政についてです。

まず、町内自治会活動の担い手確保支援についてお伺いいたします。

本市の町内自治会の現状として、近年は加入世帯の減少などに伴う、解散や新規加入の伸び悩みなどの影響により、加入率が低下していると伺っております。

加入率の低下は、地域コミュニティ意識や防災・防犯意識の希薄化につながるほか、将来の担い手不足が危惧される、重要かつ深刻な問題であるという認識の下、我が会派では、昨年第3回、第4回定例会において、町内自治会活動の担い手確保支援について、一般質問で取り上げてきたところです。

地域の皆様からは、コロナ禍を経てノウハウが途切れ、人手不足で夏祭りが開催できなくなった、役員の成り手が見つからない、加入を勧めても理解が得られないなど、悲痛な声をお聞きしており、年々深刻になっているように感じております。

当局のこれまでの答弁では、NPO団体など多様な主体との連携促進や、業務の効率化などにより負担軽減を図り、担い手確保につなげていくとのことでしたが、具体的な成果が上がっているのか、また、今後どのように町内自治会を支援していくのか、大変気にかかるところで

あります。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、町内自治会活動の実情について。

2点目に、取組の方向性について、お聞かせください。

次に、千葉国際芸術祭2025についてお伺いいたします。

本市では、市民参加型のアートプロジェクトを通じ、人づくり、まちづくり、未来づくりに寄与し、個性豊かな新しい千葉文化の創造の起点となることを目指し、昨年を本会期とする千葉国際芸術祭2025が開催されました。

昨年9月19日から11月24日までの約2か月にわたる集中展示・発表期間では、公共空間や商業施設などの町なかで、37のアートプロジェクトが展開され、日常の中で市民が気軽に芸術に触れることができたと感じています。

また、文化施設へ足を運んでの作品鑑賞とは異なり、ワークショップや材料提供など、市民の方々が作品制作のプロセスに加わることで、単なる鑑賞を超えた、アートの楽しみ方や関わり方が提案された芸術祭であったと、受け止めております。

当局は、千葉国際芸術祭のトリエンナーレ開催を目指すとのことですが、より良い芸術祭としていくためには、今回の芸術祭をしっかりと振り返り、その成果を継続、発展させていくことが重要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

千葉国際芸術祭2025の総括について、お聞かせください。

次に、アルティリー千葉の新アリーナについてお伺いいたします。

アルティリー千葉は、昨シーズン、悲願であったB1昇格の座をついにつかみ取り、10月から開始されたシーズンでは、強豪ひしめくリーグの中で奮闘しています。

また、さらなる飛躍の舞台として、幕張海浜公園Aブロックにおいて、アルティリー千葉のホームアリーナとなる新アリーナの整備が検討されており、多くの市民の関心と期待が寄せられるところです。

昨年、第3回定例会において、我が会派の代表質問で、新アリーナ整備に係る進捗状況と今後の取組みについて質問し、当局からは、公共性や公益性の高い計画であるものと考えのもと、社会的効果や経済波及効果、事業スキームの妥当性などの検証、周辺交通への影響把握など、事業計画案に対する市の考え方の整理を進め、新アリーナ整備の実現に向け検討を深めていく、との答弁がございました。

この本会議において、負担付きの寄附の受納に関する議案が提出されており、当局におかれましては、種々の検討をされた結果、新アリーナ整備に関する事業計画案の妥当性を確認され、事業を進める御判断をされたものと認識しております。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、新アリーナ整備に伴う効果について。

2点目に、今後のスケジュールについて、お聞かせください。

次に、保健福祉行政についてです。

まず、新たな斎場の整備についてお伺いいたします。

令和7年第2回定例会における我が会派の代表質問の中で、将来的な火葬需要のさらなる増加への対応についての質問に対し、今後の高齢化の進展と火葬需要の増大を踏まえて、長期間

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

の火葬待ちが生じないように環境を整えておくことは重要であり、今年度は、新設も含めた斎場整備の検討を早急に進めるため、新たな斎場を整備する場合の候補地や整備に当たっての課題の整理、周辺地域の合意形成の手法などに係る調査、検討を行う旨の答弁がありました。

そうした取組の一つとして先日、新年度予算案に新たな斎場の整備に向けた経費が計上されたことが公表されたところですが、千葉市斎場においては、死亡者が増加する冬場、とくに12月から2月にかけて火葬待ちが長期化し、利用者に大きな負担がかかっている現状や、高齢化の進展に伴い、今後、本格的な多死社会の到来による、さらなる火葬需要の増加が見込まれる中で、早急に新たな斎場整備を進めていくことが望まれているところです。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、本市における将来の火葬需要の見込みについて。

2点目に、新たな斎場の整備予定地とスケジュールについて、お聞かせください。

次に、超高齢社会における持続可能な高齢者施策についてお伺いいたします。

高齢化率21%を超えると超高齢社会と言われますが、千葉市の高齢化率が21%を超えたのは2012年でした。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題がクローズアップされてきましたが、今年度は2026年となり、いよいよ次の段階を意識した取組が必要になります。

昨年第4回定例会の我が会派の代表質問において、高齢化のピークを迎える2040年を見据えた高齢者施策について質問いたしました。

その際、市長からは、今後の高齢者施策においては、高齢者人口の増加に伴う事業費の増大という課題があり、廃止を含め事業内容や実施方法の徹底した見直しを図るとの御答弁がありました。

また、会派からは、社会の様々な変化も踏まえて、高齢者も含めて全ての人にとって持続性のある効果的な施策を展開することを期待するとともに、事業見直しに当たっては、市民の皆様の理解が得られるようしっかり説明することが重要であると申し上げました。

そこで、これらの課題解決に向けて令和8年度に行う事業見直しや取組等について、2点お伺いいたします。

1つに、施策の考え方について。

2つに、具体的な取組について、お聞かせください。

次に、こども未来行政についてです。

まず、共同親権についてお伺いいたします。

離婚後の親権制度については、長年にわたり単独親権を前提とした制度が採られてきましたが、社会状況の変化や子供の権利の高まり等を踏まえ、令和6年に民法が改正され、離婚後の親権の在り方として、新たに共同親権を選択できる制度が創設されました。

その改正民法が、来る令和8年4月より施行されることとなります。

本改正は、離婚後における親子関係の在り方に関する法制度の枠組みを見直すものであり、父母双方がどのようにこの利益を確保していくのかという観点からも重要な意義を有するものと考えます。

したがって、その制度の趣旨や内容について、まず正確に整理することが必要であると考えます。

また、本制度は、家庭内の問題に関わる制度である一方、子供を取り巻く教育・保育の現場

にも影響するものと考えます。

そのため、市民に対する適切な情報提供が必要であるとともに、子供が日常的に過ごす学校や保育所等の現場においても、配慮が必要であると考えます。

そこで3点、お伺いいたします。

1点目に、民法改正の概要について。

2点目に、民法改正に関する市民の周知啓発についてどのように対応していくのか。

3点目に、共同親権になった場合、学校や保育所の現場における対応がどのように変わるのかについて、お聞かせください。

次に、こども・若者と子育て家庭への支援等の推進についてお伺いいたします。

神谷市長におかれましては、昨年3月に再選され、公約となるマニフェストにおいても、行政からの支援が届きにくい若者への支援及び特に厳しい状況にある子供への支援の強化や、現役世代が子育てと仕事を両立できる環境づくりを、重要な政策の柱の一つと掲げており、その実現に向けて着実に推進していくものと認識しております。

本市においては、昨年3月に、こども・若者プランを策定し、全てのこども・若者や妊産婦、子育て家庭等を対象に、妊娠・出産期から切れ目のない支援を推進するとともに、こども・若者に関する喫緊の課題やニーズ等に取り組んでいくこととしており、また、昨年4月に施行した、こども・若者基本条例に基づき、こどもの権利を保障するなど、様々な取組を進めていることと承知しております。

千葉市の未来を担う子供や若者が自分らしく生き生きと健やかに成長することや、子育てと仕事を両立するための取組は、大変重要であると考えております。

そこで2点、お伺いいたします。

1つに、今年度の進捗状況について。

2つに、次年度実施予定の主な新規・拡充事業について、お聞かせください。

次に、子どもルームについてお伺いいたします。

本市における放課後施策については、千葉市放課後子どもプランに基づき、子どもルームの受入れ枠の拡充やアフタースクールへの移行など、放課後の居場所づくりが総合的、計画的に進められていると認識しています。

子どもルームについては、2年連続で待機児童ゼロを達成しておりますが、来年度利用の一斉入所申込みの状況や、今後児童数の推移を踏まえ、引き続き、必要な受入れ枠の確保を図っていく必要があります。

また、子供の状況に応じた適切な育成支援のための質の確保や、放課後の居場所として、子供たちがより一層安全・安心で充実した時間を過ごすことができるような施設運営も不可欠です。

さらに、昨年4月に施行された、千葉市こども・若者基本条例では、子供に関わる施設等の運営に当たっては、子供の権利を尊重することや、子供の意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めることが求められており、子どもルーム運営に当たっても、積極的に子供の意見を取り入れていく必要があります。

そこで、お伺いいたします。

1点目に、待機児童ゼロ継続に向けた受入れ枠の確保について。

2点目に、育成支援に係る質の確保及び適正な施設運営について。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

3点目に、子供たちの意見を反映させるための取組について、お聞かせください。

次に、廃棄物処理施設の整備推進についてです。

本市の可燃ごみは、北及び新港の2清掃工場で焼却処理しており、令和8年4月からは、新たに北谷津清掃工場が本稼働する一方で、新港清掃工場は、リニューアル整備のため稼働を停止すると伺っております。

北谷津新清掃工場は、本市では初めて採用する焼却方式であると聞いており、今後の焼却ごみの処理体制が気になるところです。

また、2清掃工場で発電した電力は、市有施設への自己託送により有効活用すると聞いており、リニューアル後の新港清掃工場においても継続していくことが重要です。

一方、清掃工場で焼却後に発生する残渣については、現在、一部を除き新内陸最終処分場に埋立て処分しているとのことですが、20年以上経過し、残りの埋立て容量が年々減少してきていることから、将来的な埋立て終了を見据え、次期最終処分場の建設地として富田町地内を最優先候補地とし、現在、基本計画を策定していると伺っております。

最終処分場を受け入れていただく以上、施設の整備に当たっては、地元住民の皆様に安心していただけるよう不安を取り除き、施設の安全性や安定稼働、周辺環境への配慮が必要であると考えます。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、新たな2清掃工場体制について。

2点目に、次期最終処分場基本計画について、お聞かせください。

次に、路上喫煙取締り地区の拡大についてお伺いいたします。

もともと、路上喫煙とポイ捨ては別々の条例で規制しておりましたが、平成23年に条例を統合し、これまで様々な防止対策に取り組まれているものと認識しております。

本市では、指定区域を4月から拡大し、過料徴収を10月から開始する予定であり、6か月間の準備期間を設けているとの事であります。

また、条例の目的が、過料徴収ではなく、市民の理解と協力による、安全で清潔なまちづくりなのであれば、規制の拡大とあわせて、行動を誘導する環境整備と丁寧な周知啓発を一体的に進める事が不可欠であると考えます。

こうした中、市民、特に地元から寄せられている懸念として、規制の拡大だけが先行し、路上で吸えなくなった結果、民地や路地裏などで、吸い殻のポイ捨てが増え、それに伴う火災リスクの増加を心配する声が上がっています。

実際に、昨年、路上喫煙禁止エリアを拡大した大阪市の繁華街では、吸い終わったたばこをごみ置き場にポイ捨てしたことが原因とされるボヤ騒ぎが起きたと聞いています。

飲食店が集まる地域で喫煙所が不足していることから、路地裏などで人目を避けて喫煙する行動が増え、段ボールなど燃えやすいものが多い環境の中で、ポイ捨て、火災リスクという負の連鎖が生じかねない状況が懸念されています。

また、吸い殻に限らず、民地でのごみのポイ捨てが増えるとの不安な声もあります。

そこで3点、お伺いいたします。

1点目に、これまでの取組の効果と地区拡大に至った経緯について。

2点目に、本市として、指定区域拡大にあたり、ポイ捨て、火災リスクの対応について、どのように考えているのか、見解を伺います。

3点目に、指定から過料徴収までの6か月間について、巡視員による注意・啓発活動は、いつから、どの程度の頻度で行うのか。あわせて、広報紙、ホームページ、現地表示などを通じた周知について、どのような方法で、どのくらいの期間、どの層を想定して行うのか、お聞かせください。

次に、経済農政についてです。

まず、宿泊税についてお伺いいたします。

宿泊税については、本市観光振興に資する施策を効果的に展開するため、県が示している枠組みを活用し、最小の経費で最大の効果があげられるよう、徴収コストや事務負担を軽減させる形で、本市独自の宿泊税の導入の可否について、検討が続いている状況と承知しております。

昨年、第4回定例会において、我が会派が要望した、県宿泊税の使途として示された市町村への交付金の割合を増やすこと、個々の自治体が抱えている観光課題に柔軟に使うことができるよう交付金の活用要件を見直すこと、この2点について、当局は11月に県に要望書を提出し、県からは要望内容について、しっかり検討していきたいとの発言があった、との答弁をいただきました。

そこで、お伺いいたします。

この要望に対する千葉県の対応について、お聞かせください。

次に、競輪事業についてお伺いいたします。

本市では、令和3年10月から4年間にわたり、スポーツ性を高めた新しい競輪250競走を実施してきました。

しかしながら、十分な収益を確保するには至っておらず、事業の黒字化に向けた収益構造の見直しが必要になったことから、昨年10月より開催を一時中止していました。

そして、今月上旬に、当初予定していた令和8年4月からの事業再開時期を、令和12年まで延期するとの発表がなされたところです。

競輪事業は、本市財政の貢献、地域経済や雇用及び周辺地域の活性化に資する重要な事業であり、再開時期が後ろ倒しになることは、再開を待ち望む250競走ファンのみならず、市民や関係者にとっても大きな関心事です。

そこで、お伺いいたします。

事業再開に向けた課題と再開時期について、お聞かせください。

次に、森林整備についてお伺いいたします。

森林は、私たちの生活にうるおいや安らぎをもたらす大切な資源ですが、一方で、都市化の進展や森林整備に関心のない所有者が増加する傾向にあるなど、その機能が一部失われつつあります。

このような中、本市では、令和元年に発生した房総半島台風の影響で、最大約10万軒が停電したほか、千葉県内では最大となる最大瞬間風速57.5メートルを観測し、同地点における観測史上1位の記録を更新し、倒木による長期間の停電の発生や断水、通信障害など、市民生活や産業活動の多方面において大きな被害が生じ、記憶として鮮明に残っている方が多くいると思います。

令和2年度以降、本市では、気象災害による被害森林対策として、道路や電線など重要インフラ施設周辺の森林について、復旧を優先して取り組まれていることは承知していますが、今

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

後の災害に備え、さらに倒木被害の未然防止の視点が重要であると考えております。

令和5年度より、千葉県とともに、複数市がまたがる広域的な森林を対象に、近隣市と連携した森林整備について検討を進められていると伺っております。

そこで2点、お伺いたします。

1点目に、これまでの取組について。

2点目に、今後の取組の方向性について、お聞かせください。

次に、都市行政についてです。

空家等の対策についてお伺いたします。

これまで定例会において取り上げさせていただいている空家等の対策については、法により、空家等が管理不全の状態ですら自治体から勧告を受けた場合には、固定資産税等の負担が増加することになり、放置すれば不利益が生じる環境が整備されました。

こうしたことから、本市における管理不全な空家等への指導についても、一定の効果が見られているものと認識しております。

空家の適切な管理は所有者等の責任であり、使用されなくなった空家については、原則として所有者自らが除却することが求められます。

しかしながら、家財処分に要する手間や空家の解体費用の負担、相続等に伴う権利関係の未整理など、様々な要因により、空家が放置されるケースも見受けられます。

そのため、現在、当局においては、管理不全な空家等への指導や、不動産・建築・法律などの関連団体と連携した相談窓口の運営、セミナーの開催、空家等管理活用支援法人の指定に取り組むとともに、空家の除却を促すための、空家を除却した土地に係る固定資産税及び都市計画税の減免について関する条例案について、パブリックコメント手続を進めていると承知しています。

そこで2点、お伺いたします。

1点目に、条例制定の背景と目的について。

2点目に、制度の概要と今後の予定について、お聞かせください。

次に、建設行政についてです。

生活道路の交通安全対策についてお伺いたします。

建設行政において、生活道路の交通安全対策は、市民にとって、関心の高い施策の一つであります。

国は、生活道路の交通事故の減少率が低調であり、全死者数の4分の1が自宅から500メートル以内の身近な生活空間で発生しているとし、いまだ生活道路における交通安全対策は、喫緊の課題であります。

本市においては、八街市の事故の以前から、通学路の路肩のカラー化に取り組んできたほか、稲毛区山王町地区に、速度規制と物理的デバイスを組み合わせた、ゾーン30プラスを設定するなど、生活道路の交通安全対策に、特に、小学校周辺の交通安全対策に、積極的に取り組んできたと理解しております。

令和7年8月、八千代市で、小学校に面した横断歩道を渡っていた低学年の児童が、自動車にはねられた事故が起きましたが、近年、子供が巻き込まれる交通事故が後を絶たない状況にあります。

令和8年9月から、より安全な道路環境の確保のため、生活道路における自動車の法定速度

が30キロメートルに引き下げられますが、本市における小学校周辺の生活道路の交通安全対策の取組が気になるところです。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、小学校周辺におけるこれまでの取組と効果について。

2点目に、今後の取組について、お聞かせください。

次に、病院行政についてです。

まず、新病院の開院に向けた準備状況についてお伺いいたします。

築40年以上が経過し老朽化が進んだ海浜病院に代わり、美浜区若葉地区に移転・新築を行う新病院の整備は、市西部の地域の医療提供体制をさらに充実させ、将来にわたり安心して医療が受けられる環境を整えるための重要な事業であります。

開院予定の令和8年秋まで残り半年と少しとなり、市民の皆様からも期待と関心が高まっていると感じています。

準備状況については、汚染土壌の処理や施工方法の見直しなどにより、竣工時期が当初計画から変更された経緯もあり、改めて現在の進捗状況を確認しておく必要があります。

また、新病院では救急をはじめ、高齢者医療の機能強化、がん診療体制の強化などの体制整備が進められていると伺っております。

こうした医療機能の充実に向けて必要となる医師等のスタッフの確保状況、医療機器の整備、情報ネットワークの構築などが予定どおり進んでいるのか、さらに、病院の移転は、通常の引越とは大きく異なり、患者搬送の安全確保や地域医療への影響などについて、市としてどのように万全を期して取り組んでいくのかも重要な点であります。

そこで、お伺いいたします。

新病院の開院に向けた準備状況について、お聞かせください。

次に、次期病院改革プランについてお伺いいたします。

千葉市病院改革プランでは、平成24年にスタートした第2期プランから一貫して、市立病院の使命を、市民が必要とする安全・安心な医療を一人でも多くの市民に提供すること、健全な病院経営を確立し、市立病院を持続発展させることとしてきました。

市立病院は、地域において、採算性の面からは民間病院では提供が困難な救急医療、周産期医療、小児医療、精神医療、感染症医療、災害医療などの政策的医療を担っているため、プランに掲げるこの2つの使命の両立は容易ではないと承知しております。

病院経営を取り巻く状況は年々厳しくなっており、市立病院においても非常に厳しい経営状況の下、これまでの取組に留まらない経営改革が必要と考えます。

そこで2点、お伺いいたします。

1点目に、次期プランの策定について。

2点目に、今後の取組の方向性について、お聞かせください。

次に、教育行政についてです。

まず、本市の公立高等学校の特色化・魅力化についてお伺いいたします。

現在、国において、令和8年度から、私立高等学校も含めた、高校授業料の無償化の実施が予定されています。

このことに伴い、教育の機会均等や、家庭の経済的負担の軽減が期待されています。

一方、無償化を先行実施してきた大阪府や東京都においては、いわゆる公立高等学校離れが

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

起きているという課題も指摘されています。

公立高等学校は、家庭の経済状況に左右されず、質の高い教育を保証するという役割を担うとともに、地域社会を支える有為な人材を育む極めて重要な存在です。

国においても、この点を踏まえ公立高等学校の教育改革を支援する方針を打ち出しており、本市としてもその存在意義を再定義し、振興を図る必要があります。

本市には、市立千葉高等学校、市立稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校がありますが、それぞれ私立高等学校にはない独自の価値を提供し、市民から選ばれ続ける学校となる必要があると考えております。

そこで、市立高等学校等の特色化・魅力化について、2点、お伺いいたします。

1点目に、千葉高等学校の取組について。

2点目に、稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校の取組について、お聞かせください。

次に、令和8年度学校給食についてお伺いいたします。

学校給食費の負担については、本市では、食材費のみ、給食費として保護者に負担をお願いしているところですが、現在、物価高騰が続いており、食材についても、多くの品目が値上がりしていて、市民の家計を圧迫している状況となっております。

そのため、現在、本市では保護者負担を据え置き、公費で物価高騰分を補填して給食を提供しているところですが、物価高騰が恒常化し、補填額も増大している中で、この先、市としてどう対応していくのか、判断が必要な局面に来ているのではないのでしょうか。

このような中、令和8年4月から、小学校について、国より学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることとなりました。

制度としては、国からの交付金基準額は、令和5年度の全国平均に、今般の物価高騰を加味した金額とされており、基準額を超える部分については、引き続き保護者から、徴収可能とされているとのことです。

本市としても、献立作成に必要な額からは、相当程度の不足を生じていると伺っており、この不足分について、どのように対応していくのか、非常に気になるところです。

そこで、お伺いいたします。

1点目に、今般の物価高騰による学校給食費への影響について。

2点目に、国による学校給食費の抜本的な負担軽減への対応について、お聞かせください。

次に、南部青少年センターの廃止についてお伺いいたします。

南部青少年センターは、昭和48年11月に、青少年の健全育成と教養の向上に資することを目的として、白旗地区に整備されました。

その後、50年にわたり、講座の開催や青少年の活動成果を発表する場を設けるなど、本市の青少年事業の中核施設としての役割を担うとともに、地域活動を支える身近な公共施設として、多くの方に利用されてきました。

しかしながら、施設の老朽化や近年における利用状況の変化により、今定例会では、令和8年度末で施設を廃止する条例議案が提出されております。

そこで4点、お伺いいたします。

1点目に、施設の利用状況について。

2点目に、建物の老朽化の状況について。

3点目に、施設廃止による青少年事業及び併設されているみやこ図書館白旗分館の図書館サ

ービスへの影響について。

4点目に、跡地利活用について、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。真摯なる御答弁よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。神谷市長。

○市長（神谷俊一君） ただいま、自由民主党千葉市議会議員団を代表されまして、前田健一郎議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、新年度予算編成についてお答えします。

予算編成の方針と市民生活向上の取組及び事業見直しについてですが、新年度の収支見通しは、物価高が続く中、義務的経費や行政コストが増加するなど、歳入を上回る財政需要が見込まれる厳しい収支状況でありましたが、本市ならではの特性を活かしながら、新たな時代を切り開く未来志向のまちづくりを進める必要があるとの認識の下、市民生活のさらなる向上と本市の発展に向けた施策の推進や、既存事務事業の整理合理化などの持続的な財政運営に資する取組の推進を基本的な方針として、編成に取り組むことといたしました。

この方針の下、事業内容や事業費の精査、事務事業の見直しなどを進めた結果、収支の均衡を図りながら、市民生活の維持、向上に資する施策や、新たに策定する第2次実施計画の着実な推進に向けた予算を編成することができたものと考えております。

新年度の主な取組としましては、子ども・教育の分野では、教育環境の整備と防災機能の充実のため、学校体育館の冷暖房設備整備を進めるほか、児童虐待対応の体制強化を図るため、新東部児童相談所等の整備を推進いたします。

また、健康・福祉の分野では、医療提供体制の充実を図るため、本年10月の開院に向けて（仮称）幕張海浜病院の整備を進めるほか、増加する介護需要に対応するため、引き続き特別養護老人ホームの整備費助成を実施いたします。

さらに、環境・自然の分野では、2050年脱炭素社会の実現に向けて、先行地域事業計画に基づく取組を着実に推進するほか、安全・安心の分野では、高潮避難計画を策定するなど、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

加えて、地域資源の発掘・活用として、千葉開府900年の節目を迎えるにあたり、まちの歴史や魅力などを見つめ直し、地域への誇りや愛着の醸成、主体的なまちづくりへの基盤とするため、未来へ向けたひとつづくり、文化づくりなどの記念事業を実施してまいります。

また、持続可能な財政運営に資する取組については、既存の事務事業の整理合理化や受益者負担の適正化に取り組むとともに、事業の重点化を進めてまいりました。具体的には、平均寿命の延伸等を踏まえて、長寿祝金・祝品の対象年齢、金額を見直したほか、補助効果を踏まえまして、三世代同居・近居支援の新規受付を停止するなどの見直しを行う一方で、認知症の損害賠償補償の保険料の公費負担を新たに実施するとともに、帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成について、定期接種対象外の50歳以上の方を対象とするなど、施策の充実を図りました。

こうした取組により、将来の財政需要に配慮するとともに、市民生活のさらなる向上と本市の持続的発展が図られると考えております。

次に、第2次実施計画についてお答えします。

まず計画（案）の概要についてですが、千葉市基本計画に基づくまちづくりを推進するため、今年度を最終年度とする第1次実施計画の、これまでの成果と課題を踏まえながら、今後の人口減少局面にあっても、将来にわたり、地域社会・経済の活力の維持・向上を図り、個人

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

や事業者に住居や活動の場として選ばれるまちであり続けられるよう、次の10年先、100年先の千葉市の未来を築いていくための計画として取りまとめたところでございます。

具体的には、現在の、そして今後も続くことが想定される厳しい財政状況を踏まえて、従前以上に事業の厳選を行った上で、税源涵養や雇用の創出につながる、企業立地の促進や産業用地の整備をはじめ、子育てしやすい保育環境の充実のための、ニーズに応じた保育の受け皿の確保、高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進のため、自治会など身近な地域へ専門職を派遣し、アウトリーチによる支援を行う、地域介護予防活動の強化、安全・安心なまちづくりのための、マンホールトイレ整備など避難所の環境整備や駅周辺及び繁華街への防犯カメラ設置などを計画事業として位置づけております。

また、県都にふさわしい魅力ある千葉都心を形成するための千葉駅周辺の活性化の推進や、幕張新都心のさらなる魅力向上を目指して新たなまちづくりの拠点となる、千葉マリスタジアムの再構築、生活に不可欠な地域の移動手段を維持・確保するための既存バス路線の維持・再編のための支援や広域・市内ネットワークを構築する道路整備、既存道路のリノベーションなど、中長期的な視点と、ソフト面とハード面の両面から、本市の将来を見据えたまちづくりを総合的に進めていくため、各種の取組を計画事業として位置づけたところであり、基本計画に掲げる本市の目指すべき姿である、みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市の実現に向け、着実なステップとしての役割を担う計画であると考えております。

次に計画の推進についてですが、今年度に策定を予定しております、現在の中期財政運営方針の後継となる財政計画に基づく、財政の健全性の維持と、不断の事業見直しをはじめとした、行政運営の効率化に取り組むとともに、市民や団体、企業、大学など、本市のまちづくりに関係する多様な地域の担い手との連携を含む、民間活力の導入やデジタル化の推進など、時代の変化を的確に捉えながら、各計画事業を効果的かつ効率的に進めてまいります。

このため、計画期間終了時の3年後に目指す事業量を設定し、毎年度、進行管理を行っていくとともに、現行の第1次実施計画終了後に実施する政策評価を、その後の施策、事業の展開に積極的に活用してまいります。

さらに基本計画・実施計画は、地方創生のビジョン・戦略を兼ねる計画であることから、此度の計画では、基本計画に示す8分野の各分野ごとに、目指すべき目標、ゴールを設定し、その下に重要目標達成指標のKGI、重要業績評価指標のKPIを置いて、計画事業の進捗状況と併せて進行管理することとしており、これにより、基本計画が目指す最終目標とも言える、みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市を全体のゴールとして、これに対する本市の状況を適切に評価していくこととしております。

各事業の実施に当たりましては、こうした評価の視点も活用しながら、社会変化や多様化、複雑化する市民ニーズなど、時勢を的確に捉え、機動的かつ柔軟に計画を推進してまいります。

次に、次期中期財政運営方針についてお答えします。

現在の中期財政運営方針の後継となる財政計画の基本的な考え方についてですが、現方針を策定した後に生じた国際情勢の変動や、内外金利差の拡大等による円安の影響等に伴う物価高騰のほか、人件費や金利の上昇など、本市を取り巻く環境に大きな変化が生じていますが、現方針で掲げた各種財政指標については、現時点でおおむね目標の範囲内に収まる見通しとなっております。

しかしながら、市税収入の伸びが堅調な一方で、こうした環境の変化に伴い生じた物価高騰対策等の財政需要に対しては、従来からの社会保障関係経費の増加への対応も含め、一般財源での負担を余儀なくされており、これらの財政需要の中には、地方交付税措置や公定価格への反映等が十分にされているとは言えないものもございます。

この結果として、本市の財政は歳入の増を歳出の増が上回る状態となっており、この収支差を補うため、財政調整基金の大幅な取崩しを余儀なくされ、基金残高は減少するなど非常に厳しい状況でございます。

また、今後は、新港清掃工場のリニューアルなどの大規模事業によりまして、市債残高の一時的な増加も見込まれているほか、金利の上昇局面において、公債費の増加も見込まれますことから、市債の適正な発行規模や残高の適正な管理も一層重要となってくると考えています。

このような厳しい財政状況にあっても、令和8年度からは、新たに策定する第2次実施計画のもと、市民生活の維持、向上や本市の持続的発展につながる、千葉市ならではの施策を進める必要があると考えており、本市の持続的発展につながる必要な投資を推進しながら、財政の持続可能性についても留意していく必要がございます。

そこで、こうした市を取り巻く情勢の変化や現方針の取組状況を踏まえて、後継となる財政計画においても、現方針と同様にプライマリーバランスの中長期的な均衡、健全化判断比率の維持、基金借入金の返済を指標とし、引き続き、持続可能な財政構造の確立に向けて、財政運営に取り組んでまいります。

次に、千葉開府900年記念事業についてお答えします。

開府記念事業がこれまで果たしてきた役割と、それを踏まえた開府900年の位置づけ及び取組については、関連がございますので、併せてお答えいたします。

本市は大正10年に市政を施行し、近代都市としての歩みを始め、その5年後に実施した800年記念事業は「八百年祭誌」によりますと、千葉開府800年を期とし千葉氏累代の位霊を慰むると共に市の紹介並びに市将来の発展に資することを目的に執り行われました。

開府850年となる昭和51年には、都市、地域経済の拡大とともに人口増加が続いて、市外などからの新たな住民層の流入と地域のつながりの変化といった課題に対し、知ろう、愛そう、つくろう、郷土千葉をテーマに、地域社会の連帯と協調を促し、市民総参加のもと、将来に向けた都市づくり、まちづくりを行っていくことを目指して記念事業が展開されました。

このように、開府記念事業は、それぞれの時代背景や社会状況の変化を踏まえて、本市が直面する課題や将来像を市民と共有し、次の時代へとつなぐ節目としての役割を担ってきました。

平成4年の政令指定都市への移行などを経て、開府900年を迎える今、本市は人口98万人を擁する大都市として成長し、その一方で、将来の人口減少や少子高齢化に直面するとともに、価値観の多様化や社会構造の複雑化が進み、本市、そして市民一人一人を取り巻く環境は、先行きの見通しが立てにくい状況にあります。

そうした中、今回の開府900年においては、記念式典や記念まつり、記念パレードに加えて、先人たちが築いてきたこのまちと歴史・文化を継承し、培われてきた経験を活かしながら、長期的な視点に立って、ひとづくりやまちづくりに係る本市の将来を形作る取組を進めてまいります。

具体的には、ひとづくりでは、次代を担う人材育成として、高校生や起業家の国内外におけ

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

る研修プログラムや、デジタル人材育成プログラムなどを、また、まちづくりでは、まちの機能更新、そして施設の経年対応の機を捉え、中央公園プロムナードの再編や、千葉マリンスタージアムの再構築、市民会館の再整備など、交流とにぎわいを生み出す都市基盤の整備を時宜を逸する事なく、着実に推進してまいります。

先人たちが挑戦と選択の中で積み重ねてきた900年の歩みの歴史、そのバトンを受け継いだ私たちは、次の世代へと地域を引き継いでいく責務を有しています。この度の開府900年を通して、千葉市の将来を市民の皆様とともに描き、確かな一步を踏み出していくことができるよう、取り組んでまいります。

次に、物価高対策についてお答えします。

今後の物価高対策についてですが、国においては、長引く物価高に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援が行われるよう、重点支援地方交付金を拡充するとともに、電気・ガス・ガソリン代への支援や、医療・介護分野における従事者の処遇改善などを実施するほか、この度の衆議院議員選挙を経て新たに組閣された内閣においても、物価高対策を着実に実施していくことで、物価上昇を上回る継続的な賃上げの実現に取り組むとされているところであります。

本市においては、こうした国の対策とも整合を図るとともに、多くの方が利用する下水道使用料の減免や、より支援効果が高まるよう千葉県と開始時期を合わせた消費活性化・生活支援に係るキャンペーンに取り組むほか、学校給食費等の高騰分支援、中小企業者の事業継続に向けた支援に取り組むものであり、先行して補正予算の議決をいただきましたことから、速やかな事業の実施に向け、具体の事務に着手してまいります。

引き続き、物価の状況を注視していくとともに、今後の物価の状況に応じて、国が一元的に実施する電気・ガス料金等エネルギー価格の高騰対策や、自治体独自の支援策への十分な財政措置について継続及び拡充が図られるよう、国に対して要望を行いますとともに、本市においても、速やかに予算措置を講じるなど、必要な対応に努めてまいります。

次に、マリンスタージアムの再構築についてお答えします。

まず、基本計画検討の進捗状況と今後の見通しについてですが、基本計画策定支援業務委託につきましては、技術的検討、事業化検討、交通計画検討の3つの分野ごとに、本年1月中旬に全ての優先交渉権者を選定し、契約が締結された業務から順次、検討に着手しているところでございます。

また、スタジアムの整備方式につきましては、千葉ロッテマリーンズから、屋内型の可能性を再検討する期間を確保してもらいたいとの要請があったことから、現在、屋内型の実現に必要な資金面での対応を含む球団における検討状況を共有するとともに、本市として必要となる他都市の類似事例の調査や技術的な整理を行うなど、球団からの要請を踏まえながら協議、調整を進めております。

委託業務のうち、技術的検討及び事業化検討の2つの業務につきましては、本年度末頃までを、整備方式を定めるための一時検討期間と位置づけており、球団から示される屋内型に必要な資金面などの検討内容や、本市が行う一次検討の結果、さらに関係者との協議内容等を踏まえ、スタジアムを屋外型、屋内型のいずれにするのか、絞り込む予定としております。

こうしたスタジアムの整備方式や、その決定に至るまでの検討内容については、市民の皆様に関心も高く、丁寧な説明が不可欠であることから、整備方式を絞り込んだ段階以降、来年度

の早い時期を念頭に、オープンハウス方式なども含めて、多くの市民の方々に御参加いただける機会を確保していく予定でございます。

現在、公募手続を進めている事業協力者については、4月頃、選定作業が終了する見込みであり、整備方式を選定した後は、選定した事業協力者と連携しながら、本格的な基本計画の検討に着手、その検討の中で、来年度末頃を目途に、千葉ロッテマリーンズ、事業協力者、本市の三者において、事業の実施可否について判断してまいります。

次に、民間企業より積極的な参入を促す仕組みの検討についてですが、スタジアム再構築は、大規模かつ長期にわたる事業であることから、公共が有するノウハウや財源だけでなく、民間企業の知恵や創意工夫、さらには資金を積極的に活用していくことが重要と認識をしております。

このため、現在公募を行っている事業協力者の募集にあたりましては、官民連携の事業として円滑に進める観点から、学識経験者に外部アドバイザーとして参画いただき、助言をいただきながら手続を進めているところであります。

その中で、例えば、事業協力者に実効性のある提案を促すためには、単に意見を求めるだけでなく、提案内容や関与の度合いに応じたインセンティブの付与の在り方について検討が必要であるといった御意見や、新スタジアムが都市公園にどのように貢献し、そして、その都市公園が幕張新都心や千葉市にどのように貢献しているかという視点からも評価することが重要、などの御助言をいただくなどしております。

こうした助言は、今回の事業協力者公募にも反映させるとともに、次の段階となる事業実施者の公募、そして事業の実施段階で、民間企業がより主体性を発揮しやすくなる仕組みについて、丁寧に検討を進めてまいります。

なお、基本計画を含む一連の検討につきましては、専門的な知見を踏まえた客観的な議論を行うことが重要であることから、民間事業者の参画の在り方や主体性を引き出す仕組みといった論点についても、今定例会に設置条例の議案を提出しております、千葉マリンスタージアム再構築事業者選定委員会において、御審議いただくことも視野に入れてまいります。

次に、千葉国際芸術祭2025についてお答えします。

千葉国際芸術祭2025の総括についてですが、本芸術祭は、個性豊かな新しい千葉文化の創造の起点となることを目指して、令和5年度、6年度のプレ会期を経て、昨年の本会期では、国内外32組のアーティストによる37のアートプロジェクトを展開いたしました。

集中展示・発表期間中には、町なかの様々な場所で作品を展示したほか、スタンプラリー付きマップや、会場までの案内動画を作成するなど、楽しみながら巡っていただける工夫を工夫したこと、市内外から20万人を超える参加があり、多くの方にアートに触れる楽しさとともに、千葉のまちの魅力も感じていただけたものと認識をしております。

また、ワークショップや材料提供、会場運営ボランティアなど、様々な市民参加の機会を通じて、市内で活動する人材の掘り起こしができたことも成果の一つと考えております。

さらに、アートプロジェクトの実施にあたりましては、本市で活動する専門人材である、地域リーダーズが中心となりまして、企画立案や関係者との調整を進めるとともに、各会場の確保にあたりましては、地元経済団体と連携して、そごう千葉店やペリエ千葉などの商業施設やJR東日本などの公共交通事業者、塚本総業や千葉センシティなどのテナント会社、千葉大学などから場所の御提供をいただいたほか、広報面では、新聞各社をはじめ、地元のフリーペー

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

パーである地域新聞社や、NHK千葉放送局など地域の報道機関による周知に加えて、京成バスや千葉都市モノレールの車両内へのポスター掲示についても御協力をいただいたところでございます。

さらに、千葉銀行やUR都市機構など企業からの御協賛により、取組が充実したことで、芸術祭を通じて、市民や地元企業の多様な連携、協働の場が創出され、今後のまちづくりにもつながる新たな関係性を生み出すことができたと考えております。

一方で、作品を展示する場所やプロジェクト内容の決定などに時間を要したことから、プロジェクト内容が決定するまでの間、本芸術祭の情報発信の具体性が限定的であったことなどの課題もございました。

今後は、芸術祭の3年に1度の本開催に向けて、課題の改善を図りますとともに、今回掘り起こした人材や場所などの地域資源や新たに創出した交流を活かしながら、アートプロジェクトを継続的に行い、今回の成果を発展させていくことにより、創造的で活気のある地域の実現を目指して参ります。

次に、アルティアリー千葉の新アリーナについてお答えします。

まず、新アリーナ整備に伴う効果についてですが、事業者から申入れのございました事業計画案について、これまで新アリーナが生み出す公共性・公益性等の社会的効果や将来的な持続可能性も含めた事業スキームの妥当性などの検証を行ってまいりました。

その結果、まず、公共性・公益性などの社会的効果として、本市をホームタウンとして活躍するアルティアリー千葉の試合をはじめ2万席の規模を活かした良質なスポーツ・文化の鑑賞・体感機会の創出や、サブアリーナを中心とした市民利用の機会が提供されること、さらには、アリーナに訪れた方々が周辺施設での飲食や宿泊を楽しんでいただくことで、まちの新たな回遊性の創出や快適性の向上が図られること、また、一時避難や帰宅困難者を受け入れられる新たな防災拠点として災害対応力の強化が図られることから、十分な公共性・公益性を有するものと判断しております。

次に、事業スキームにつきましては、民間事業者のノウハウを活かして、効果的かつ安定的な維持管理運営が実現できることや、公園の基盤整備費用を本市が一部負担するものの、施設整備費や事業期間中の維持管理運営費などの追加投資を事業者が負担する独立採算事業であること、また建設、運営の各段階において大きな経済波及効果が見込まれることから、費用面でも本市にメリットがあり、合理的であると判断しております。

これらのことから、事業計画案は妥当であり、受納する意義が大きいことから、この度、寄附の受納について議会にお諮りすることとしたものであります。

また、本市が実施しました新アリーナ整備に関するウェブアンケートでは、75%以上の方が、新アリーナでの試合観戦・運動イベントなどの参加をきっかけにスポーツへの関心が今以上に高まる、新アリーナの完成により、千葉市に今まで以上に誇りを感じると思うと回答しており、新アリーナがスポーツ・文化の新たな拠点として多くの人々に感動を与え続けることで、市民のスポーツ・文化への関心を高めるとともに、長期的には本市の都市ブランドの確立や地域への愛着の醸成にも寄与するものと考えております。

なお、供用開始後に想定される興行開催時の交通量の増加につきましては、交通手段別に周辺交通への影響を分析しているところでありまして、適切な混雑緩和方法の検討を進めてまいります。

次に、今後のスケジュールについてですが、令和12年度の新アリーナ供用開始に向け、令和8年度に建設予定地の基盤整備を行ったのち、令和9年度の着工を予定しております。

また、施設の運営権設定や指定管理者としての指定手続を行うために、法令に基づいた各種手続や必要な議案の提出を進めますとともに、施設整備の各段階を踏まえ周辺住民の方々への説明や意見交換を行ってまいります。

次に、超高齢社会における持続可能な高齢者施策についてお答えします。

まず、施策の考え方についてですが、人生100年時代を迎えた現在、多様化するニーズを踏まえて、高齢者が安心して元気に暮らし続けられる社会をつくる必要があります。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えて、地域による支援の必要性が増すとともに、福祉の課題は一層多様化・複雑化しているほか、介護や医療なども含め、高齢者施策に係る費用が増大しております。

このような状況を踏まえまして、高齢者を取り巻く状況の変化などを把握した上で事業を見直し、介護給付費や後期高齢者医療制度への負担金、その他高齢者施策に必要な財源の確保に努めるとともに、限られた財源を有効に活用して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生きがいきづくりや健康づくりにつながる事業の充実に努めてまいります。

また、個々の生活や身体状況に応じた支援に、より重点を置き、支援を必要とする人に必要な支援が届くよう持続可能な環境づくりを進める必要があると考えております。

次に、具体的な取組についてですが、事業目的や効果を検証し、限られた財源を適切に配分するとともに、一定の負担のお願いをしながら、持続可能な制度設計に見直してまいります。

例えば、事業効果が薄れている、三世同居・近居支援事業の廃止や、年齢を基準とした一律の給付である、長寿祝金・祝品を見直すとともに、今後、ひとり暮らし高齢者の増加により、さらに利用者の増加が見込まれる、緊急通報システムにつきましては、制度を持続可能なものとするため、利用者に自己負担をお願いしながら、これまでは一律のサービス内容であったものを複数のサービスから御自身に合ったものを選べるようにするなどの見直しを行います。

また、介護予防事業の在り方を再検討し、健康への関心が低い方が参加しやすい介護予防プログラムの実施や、自治会館など住民が身近な地域で介護予防活動に取り組めるよう支援を強化します。生涯現役応援センターや地域づくり大学校では、高齢者の就労やボランティア活動、学びを通じた生きがいきづくりや社会参加につながる機会を提供するなど、地域の担い手の養成に資する事業を展開してまいります。

このほか、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持って生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの中心的役割を担うあんしんケアセンターなどの相談機能の充実に努めるとともに、認知症高齢者の外出への負担を軽減し、社会参加を促すための仕組みを創設します。

これらの取組によりまして、将来にわたり、高齢者を支えるとともに、年齢を重ねても元気に生き生きと暮らし、地域の担い手ともなり活躍する社会に向けて施策を推進してまいります。

次に、こども・若者と子育て家庭への支援等の推進についてお答えします。

まず、今年度の進捗状況についてですが、こども・若者への支援につきましては、令和7年4月の、千葉市こども・若者基本条例の施行に伴いまして、条例の周知啓発を図るため、こども週間を設けて、イベント等を実施しますとともに、こども・若者の権利を保障するため、子

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

供が所属する施設等の職員に対して、子供の意見形成支援や意見表明機会の確保などに関する研修を実施しております。

また、6月に設置したこども・若者会議を開催し、市の施策等に対するこども・若者の意見を聞くとともに、7月にはこどもの権利救済相談室を開設して、こどもの権利侵害等に対して、迅速に状況の改善に努めております。

さらに、子育て家庭への支援につきましては、子育てと仕事の両立を支援するため、待機児童ゼロの継続に向けた取組を進めるとともに、多子世帯の第2子の保育料を半額、第3子以降を無料としたことや、産後ケア事業における自己負担額の減額や多胎世帯の利用上限回数の引き上げのほか、公立保育所における紙おむつのサブスクサービスの導入など、子育て家庭の負担軽減等に取り組んでおります。

次に、次年度実施予定の主な新規・拡充事業についてですが、新規事業につきましては、若者施策の推進として、若者へのきめ細かな支援へとつなげるため、若者のニーズ等を把握する調査を行いますとともに、大学や地域団体等と連携し、居場所や交流機会を創出する取組をモデル的に実施するほか、市の情報が届きにくい若者への発信力を強化するため、若者自身が主体となり、本市の施策や地域の魅力を発信する取組を実施します。

拡充事業については、在宅子育て家庭に対する育児・家事支援ニーズに対応することを目的とした、エンゼルヘルパー派遣事業において、多胎かつ早産の方の利用期間を延長するとともに、外出支援等を追加するほか、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とした、病児・病後児保育事業において、実施施設を増やしてまいります。

引き続き、妊娠・出産期から切れ目のない支援を推進し、こども・若者や子育て家庭への支援に取り組んでまいります。

次に、来年度の学校給食費についてお答えします。

まず、今般の物価高騰による学校給食費への影響についてですが、学校給食法により、学校給食の食材料費は元々保護者負担とされておりますが、本市においては、物価高騰が顕著となった令和4年度以降、保護者負担を増加させることなく、国交付金等も活用しながら、公費により補填を行い、給食を提供してまいりました。

しかし、物価高騰傾向が続く中で、献立の工夫なども限界に近付いており、公費による補填を行ってもなお、安定的に給食を提供し続けることが難しくなりつつあります。品数を減らしたり食材を限定したりすることなく、今までどおり栄養価を満たし、質、量ともに十分な給食を維持するため、本年4月より、学校給食費を引き上げます。

なお、物価の見通しが難しい中ではありますが、本市児童生徒に安全・安心で質の良い給食を提供し続けていくために、引き続き給食残渣の削減や調達の工夫など、費用削減にも取り組んでまいります。

最後に、国による学校給食費の抜本的な負担軽減への対応についてですが、本年4月から、小学校に対する、学校給食費の抜本的な負担軽減が実施され、新たに、給食費負担軽減交付金が交付されることとなりました。しかしながら、基準額は全国一律とされており、本市において、給食を提供するために必要と考える金額に対して、国の負担軽減交付金は十分な財源措置とはなっていない状況でございます。

そこで、来年度の対応として、小学校については、新たに交付される、給食費負担軽減交付金を活用して、給食費を減額するとともに、学校給食費改定後の額と国からの財源との差額に

対し、国の重点支援交付金を充当して、保護者負担を求めないこととします。

なお、中学校については、給食費改定を行った上で、増額分に同交付金を活用し、保護者負担を据え置くこととします。

本市としては、今後も、保護者負担の有無に関わらず、引き続き、安全・安心で魅力ある学校給食の提供を通じて、学校給食の目的である、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達と望ましい食習慣の醸成に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者、並びに教育長から答弁をいたします。

○議長（松坂吉則君） 大木副市長。

○副市長（大木正人君） 市長答弁以外の所管についてお答えをいたします。

初めに、防災アセスメント調査についてお答えします。

まず、防災アセスメント調査の現在の状況と今後の予定についてですが、本市では、長期的な視点に立った防災・減災対策の基礎資料とするため、昨年度から、風水害と地震災害において想定される建物被害、人的被害や生活への影響などを調査する、防災アセスメント調査を実施してまいりました。

昨年度に実施した風水害被害想定調査は、洪水、内水氾濫、高潮、またこれらが複合して発生する災害につきまして、それぞれ被害の予測を行うとともに、調査結果を踏まえ、想定最大規模の高潮について、避難の方針を策定し、調査結果とともに昨年5月に公表いたしました。

今年度から実施しております地震被害想定調査では、人口構造、都市基盤整備状況、分散避難などの避難のあり方など、近年の社会情勢を考慮して前回調査の見直しを行うことに加えまして、能登半島地震の教訓を踏まえて、災害関連死、し尿処理、罹災証明など新たな調査項目を追加するとともに、様々な課題への対応を整理しているところであります。

今後の予定といたしましては、本年の夏頃までに、地震被害想定調査の結果とともに、国が昨年12月に公表した首都直下地震の被害想定の見直し内容も踏まえまして、本市の中長期的な防災・減災対策の方針等を策定し、公表することとしております。

次に、調査結果の今後の施策への反映についてですが、調査結果は、市内全体で共有し、人的・物的被害の予防・軽減を図るため、建物などの揺れ・火災対策、避難所等の環境整備、被災者生活再建支援、災害時要配慮者支援など本市のあらゆる防災・減災対策をより効果的に推進するための基礎資料として活用いたします。

具体的には、令和6年能登半島地震の対応や国の首都直下地震に関する報告なども踏まえまして、災害関連死を防ぐための分散避難のさらなる促進と避難所環境整備の推進、携帯トイレの備蓄をはじめとする家庭や事業所における自助の備えに関する啓発の強化、マンホールトイレ設置箇所の拡充、迅速な罹災証明書交付に向けた手順の整理など、調査結果を反映した施策を進めてまいります。

また、地域防災計画をはじめ、業務継続計画、災害時受援計画、災害時要配慮者支援計画など各種計画につきまして見直しを進めるとともに、計画に基づき各部局等で定めるマニュアルなどにつきましても計画の修正等を反映するなど、体制整備を進めることで、本市の災害対応力のさらなる強化に取り組んでまいります。

次に、市税収入についてお答えします。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

まず、令和7年度の税収見込みについてですが、個人の所得が増加したことや法人の申告税額が当初見込みより好調に推移したことから、個人や法人の市民税が当初予算額を上回り、市税全体では、当初予算額を約30億円上回る2,243億円を見込んでおります。

また、前年度決算と比べて、約120億円上回っており、3年連続で過去最高額となる見込みであります。

次に、令和8年度の税収見通しについてですが、個人市民税におきまして、給与所得の増加が見込まれ、また、法人市民税におきまして申告税額の増加が見込まれることから、市税全体としては、令和7年度当初予算を109億円上回る2,321億円となる見通しであります。

税収につきましては、今後の経済動向などの影響を引き続き注視するとともに、課税客体の把握、徴収対策の強化により税収確保に努めてまいります。

次に、町内自治会活動の担い手確保支援についてお答えをいたします。

まず、町内自治会活動の実情についてですが、現在、市から町内自治会にお願いしている業務を含め、負担に感じている業務や負担軽減の方法などについて御意見を伺うため、昨年12月から順次、ヒアリング調査を行っているところであります。

最終的には、80団体程度の御意見をとりまとめることとしておりまして、町内自治会が行政に求める支援と本市の支援の方向性に齟齬が生じないように、各区の地域づくり支援課と連携し、引き続き、丁寧にヒアリングを行ってまいりたいと考えております。

これまでお願いした中では、役員の皆さんが御負担と感じている主な業務として、総会などの会議資料や補助金等の申請書類、世帯名簿といった書類の作成をはじめ、行政文書の回覧や様々な会議への出席が挙げられており、提出書類の簡素化や本市からお願いしている業務の削減などにより負担軽減につなげてほしい、といった御意見をいただいているところであります。

次に、取組の方向性についてですが、今年度、本市から町内自治会へお願いをしている業務の見直しを実施しておりまして、まずは、お願いしている業務の数が多き市民局と各区役所から試行的に取組を始め、各所管課で洗い出した業務69件のうち50件を見直し、来年度はこの取組を全庁に拡大してまいりたいと考えております。

具体的には、これまで年2回としていた世帯数調査を年1回にするほか、補助金などの手続を電子申請も可能とすることなどを予定しております。

中でも、行政文書の回覧が御負担となっているとの御意見を伺っており、デジタルツールを活用したプッシュ型による情報提供などの有効性について、来年度以降、複数の町内自治会を対象に実証実験を行うことを検討しております。

このほか、町内自治会に加入されていない方にも町内自治会の活動の意義や重要性を再認識していただけるよう、町内自治会ハンドブックを分かりやすく改訂するなど、加入促進にも努め、負担軽減に向けた様々な取組を包括的に進めることで、担い手の確保を支援してまいります。

次に、新たな斎場の整備についてお答えをいたします。

まず、本市における将来の火葬需要の見込みについてですが、最新の人口動態を踏まえた推計では、2040年頃の年間死亡者数は約1万5,000人と最初のピークを迎えると見込まれております。その後、若干減少するものの再び増加をし、2060年頃には、年間約1万6,000人となり、最大のピークを迎える見込みでありまして、現斎場の火葬供給能力では、将来の火葬需要

の増加に対応できない状況となっております。

また、昨年度に実施した斎場の在り方検討におきましては、令和15年度には、火葬受付枠の拡大や友引日の開場を最大限に行ったとしても、火葬需要が現斎場の供給能力を超える見込みであることが示されたところであります。

次に、新たな斎場の整備予定地とスケジュールについてですが、整備予定地につきましては、地域住民の生活環境に影響が極力なく、また施設の運営や工事に不可欠となるインフラが整備済みである市有地の中から、千葉県衛生センターの遊休スペースとしたところであります。

新年度は、近隣地域に説明を行った上で、整備基本計画の策定作業に着手し、その中で施設の規模や火葬炉の基数を始めとしたスペック、整備並びに管理運営手法などの検討を行ってまいります。

現時点におけるスケジュールといたしましては、令和9年度の都市計画決定、その後の既存施設の解体、基本設計、実施設計や建築工事を経て、令和14年度には新たな斎場の利用を開始することを目途に整備したいと考えております。

次に、共同親権についてお答えをいたします。

まず、民法改正の概要についてですが、令和6年の民法改正により、離婚後の親権は単独親権とするか共同親権とするかを、父母の協議または家庭裁判所の判断により定めることとされました。

親権を定めるにあたりまして、父母間に意見の対立がある場合や、子の利益を害するおそれがある場合には、家庭裁判所が調整を行います。個別の事情を踏まえて判断されることとなります。なお、この改正は子供の利益を最優先とすることが原則でありまして、子供の安定した成育環境を確保することを目的としたものとなっております。

次に、市民への周知啓発についてですが、各区役所では、制度の改正内容を周知するため、民法等改正の概要をお知らせする啓発ポスターを掲示しているほか、制度の詳細を解説するパンフレットなどの配布を行っております。

また、市ホームページでも、同様の周知を行っております。

次に、子どもルームについてお答えをいたします。

まず、待機児童ゼロ継続に向けた受入れ枠の確保についてですが、来年度の利用に係る一斉入所申込では、子どもルームを設置する43校で8,206人の申し込みがありまして、現在の受入れ枠では、希望する子どもルームを利用できない児童が200人以上発生することが見込まれたため、小学校の特別教室などを活用し、本年度中に新たに7か所の施設整備を進めるなど、必要な受入れ枠の確保に取り組んでいるところであります。

また、児童数の増加に伴い、将来的に教室などの活用が難しくなることが見込まれる学校につきましては、今後、学校周辺での空き施設やテナントの活用、学校敷地内での単独施設の設置についても検討し、アフタースクールへの移行が完了するまでの間、子どもルームを必要とする全ての児童が利用できるよう、受入れ枠の確保に取り組んでまいります。

次に、育成支援に係る質の確保と適正な施設運営についてですが、子供の状況に応じた適切な育成支援を行うためには、支援員と子供との継続的な関わりと、支援員の専門性の向上が重要であることから、引き続き、処遇改善などにより支援員の安定的な確保に努めるとともに、定期的な研修の実施や、巡回アドバイザーによる現場での助言などを通じて、支援員の資質向

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

上を図ってまいります。

また、適正な施設運営の確保につきましては、これまで、市職員がモニタリング調査を行い、必要に応じて助言、指導を行ってきたところでありますが、より実効性のある実地指導などが行えるよう、指導監査や改善勧告等について定めた指導監査要綱を策定し、今年度から、具体的な評価基準に基づいた実地指導などを行うことで、国の運営指針や条例に則った適正な設備環境や運営体制などの確保に努めております。

次に、子供たちの意見を反映させるための取組についてですが、千葉市こども・若者基本条例の施行を踏まえまして、これまで以上に子供たちの声に耳を傾け、その声を受け止めて施設運営に反映できるよう検討し、その結果を子供に対して丁寧に説明していくことが、子どもの権利擁護の観点から重要であると認識しており、現場で働く支援員に、こどもの権利に関する研修を実施するなど、子供たちの意見を尊重した施設運営が行えるよう取り組んでおります。

今後も、こどもの最善の利益を第一に考えた施設運営に向けて、必要な指導などを行っていくことで、放課後における、こどもまんなかの実現に取り組んでまいります。

次に、南部青少年センターの廃止についてお答えします。

まず、施設の利用状況についてですが、延べ利用者数は、平成6年度の約7万人をピークに減少傾向に転じ、今年度は主催事業と諸室の利用者が約1万1,000人となる見通しであります。

また、文部科学省が定義する、青少年の対象年齢である30歳未満の利用割合は、2割弱となっております。

次に、建物の老朽化の状況についてですが、建設から52年が経過しているため、昨年度は非常用発電機が故障したほか、水道管からの漏水も発生するなど、施設の老朽化が進んでおります。

また、ホールにつきましては、天井から上げ下げするどんちょうや、照明器具などの舞台装置が劣化しており、修繕では対応が不可能なことから、令和6年度末をもって利用停止といたしました。

このほか、火災などの発生時に、音声や警報で迅速に避難誘導を行うための非常放送設備などの部品が廃版となっており、故障した場合に一式の交換が必要となることから、引き続き、安全な利用環境を確保するためには、全面的な建て替えが必要となっております。

次に、施設廃止による青少年事業や併設されているみやこ図書館白旗分館の図書館サービスへの影響についてですが、青少年事業につきましては、公民館や生涯学習センターにおいて、全市的に展開することとし、引き続き、事業を継続してまいります。

また、併設されている、みやこ図書館白旗分館につきましては、図書館サービスを維持するため、現地建て替えを予定しております。

最後に、跡地利活用についてですが、跡地は、みやこ図書館白旗分館の現地建て替えに加えまして、老朽化が進行し建て替え・民営化を予定しております、白旗保育所の移転用地として活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、廃棄物処理施設の設備推進についてお答えします。

まず、新たな2清掃工場体制についてですが、北谷津清掃工場では、本市初となるシャフト炉式ガス化溶融方式を採用し、ごみを溶融処理するため、これまで埋立て処理していた焼却主灰が発生しなくなるほか、北清掃工場が発生する焼却主灰についても、溶融し再資源化することで、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定めた数値目標の一つである最終処分量の削減に大きく寄与します。

また、現在の新港清掃工場は、北清掃工場と同じストーカ式の焼却炉であり、これまでは焼却主灰を電気溶融しておりましたため、発電した電力の多くを自家消費しておりましたが、リニューアル整備後は、北清掃工場と同様に北谷津清掃工場で溶融処理するため、リニューアル前と比較すると他で活用できる余剰電力量が増える見込みでありまして、脱炭素社会の実現に大きく貢献するものと考えております。

次に、次期最終処分場基本計画についてですが、令和5年12月に若葉区富田町地内の最優先候補地を決定後、これまで地元町内自治会と合意形成に向けて協議を行っており、今年度中に整備用地として正式に決定し協議を締結いたします。

また、施設の安全性や環境保全、経済性を総合的に勘案し、構造形式を被覆型、浸出水処理の放流先を下水道接続とする基本計画を、来月末を目途に策定する予定です。

被覆型は従来のオープン型と比較し、建設コストが高いものの、浸出水処理施設の建設・維持コストを軽減できるほか、下水道接続とすることで、埋立終了後、早期に放流水の環境基準をクリアし、施設の早期廃止が期待できますことから、周辺への環境に配慮するとともにライフサイクルコストに優れた手法であると考えております。

次に、路上喫煙取締り地区の拡大についてお答えします。

まず、これまでの取組の効果及び経緯についてですが、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例に基づき、主要な駅周辺の4地区を取締り地区として指定し、警察OBである巡視員による取締り地区内での巡視活動を行いますとともに、制度の周知や注意喚起のため、路面標示や看板の設置、公共施設やJR千葉駅構内のモニターを活用した啓発動画の放映などによる啓発活動に取り組んでまいりました。

こうした取組により、巡視員が取締り地区において、路上喫煙等を確認した場合に徴収する過料の件数は、平成24年度の2,814件をピークに、令和6年度は135件まで年々減少しております。

また、これまで、地元・市・千葉県警察が参画し、富士見地区の安全で安心なまちづくりについて協議する、千葉市富士見町地区環境整備連絡協議会において、路上喫煙・ポイ捨て防止について意見交換を行いますとともに、地元団体と連携して夜間合同パトロールなどを実施してまいりました。

こうした中、地元団体から、富士見街園周辺も取締り地区に含めてほしいとの要望が出され、路上喫煙率の実態調査の結果なども踏まえ、取締り地区を拡大することといたしました。

次に、指定区域拡大に当たってのポイ捨てや火災リスクの対応についてですが、本市の路上喫煙及びポイ捨て防止条例の目的は、歩行者等の安全を確保しますとともに、美しいまちづくりを推進し、市民の安全な生活環境の向上等を確保することであり、この実現に向けて、今回、JR千葉駅東口周辺の取締り地区を拡大するものでございます。

御指摘のあった煙草のポイ捨てや火災リスクにつきましては、土地所有者等に対し条例の趣旨を周知しますとともに、土地の適正管理について協力を求めつつ、地域の皆様と連携を図り

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

ながら、安全で美しいまちづくりの実現に向けて取組を進めてまいります。

次に、注意・啓発活動及び周知についてですが、本年4月に地区指定の告示を行いますとともに、9月末までの6か月間にわたり拡大した地域について、巡視員等による対面での啓発や、富士見商店街でのアナウンスを実施する予定です。

また、4月から市政だよりや市ホームページ、SNSでの周知のほか、デジタルサイネージでの動画放映など様々な媒体を活用して、あらゆる年齢層を対象に地区拡大についての周知を行います。

なお、路面標示につきましては、過料徴収を開始する10月1日以降に設置いたします。

次に、宿泊税についてお答えします。

本市からの要望に対する千葉県の対応についてですが、昨年11月に本市が提出した要望書のほか、県内自治体からの要望を踏まえ、現在開会中の県議会において、令和6年11月、宿泊税導入を表明した際に示した当初の制度案からの変更点が示されました。その内容は、市町村交付金の活用要件を緩和するとともに、配分割合を税収の4分の1から3分の1に増額すること、教育旅行に伴う宿泊は課税免除とすること、独自課税市町分の賦課徴収事務を県が併せて実施することです。これらの変更内容を県が示したことにより、本市の要望は満たされたものと考えております。

今後とも、県内自治体の動向を注視しつつ、県と協議、調整を続けていくとともに、本市における宿泊税導入の検討を進めてまいります。

次に、競輪事業についてお答えします。

事業再開に向けた課題と再開時期についてですが、本市の競輪事業につきましては、近年の車券売上の低迷を踏まえ、持続可能な事業運営を図るため、競輪事業の黒字化に向けた抜本的な見直しが必要となっております。

昨年8月に半年間の250競走の開催休止を発表後、本年4月の事業再開に向けて、業界関係団体とともに、現行競輪の基幹システムへの移行に関する検討会を設置し、ソフト面、ハード面の双方から必要となる課題の整理を進めてまいりました。

検討の結果、システム改修に係る技術的な課題に加え、多額のコスト負担が生じること、さらには競技ルールの改正が必要となるなど、解決すべきハードルが極めて高いことが明らかとなりました。

こうした課題と、次期業界基幹システムの更新スケジュールを総合的に勘案すると、250競走に係る機能がシステムに実装されるタイミングでの事業を再開することが、最も効率的で業界の理解も得られやすいとの考えから、再開時期を令和12年度としたものでございます。

引き続き、250競走の再開に向け、業界関係団体との調整を進め、持続可能な競輪事業の構築に取り組んでまいります。

次に、森林整備についてお答えします。

まず、これまでの取組についてですが、重要インフラ施設周辺につきましては、令和元年の台風で被害を受けた道路や電線等に隣接する森林などを対象に、国、県の、災害に強い森づくり事業や本市独自の、地域森林環境整備事業により、令和2年度から整備を進めております。

令和6年度には、これらの整備がおおむね完了し、今後は、植栽後の草刈りを年1回から2回実施する維持管理を行うことで、引き続き、被害を受けた森林の復旧に取り組んでまいります。

このほか、重要インフラ施設周辺以外につきましては、気象災害により倒木などの被害を受けた森林を対象に、令和3年度から国の被害森林整備事業を活用し、千葉県や千葉市森林組合と連携して、候補地を選定しながら整備を進めております。

次に、今後の取組の方向性についてですが、今後は、災害発生による倒木被害の未然防止とともに、水源涵養機能の発揮に向けた森林整備が必要であると認識しております。

千葉県におきましても、広域の河川流域において森林整備に取組、危険木の伐採のみならず広く水源の涵養に努めることが、倒木被害の未然防止につながるとの認識から、鹿島川流域の森林整備について、航空レーザー測量や現地調査が進められておりまして、本市も連携して検討してきたところでございます。

本市の取組の方向性と県の意向が合致していることに加え、鹿島川流域の市町村と連携することで、事業効果のさらなる高まりが期待されますことから、佐倉市、四街道市、千葉県森林経営管理協議会と連携して森林整備を進め、森林の有する公益的機能の発揮に向けて取り組んでまいります。

次に、空家等の対策についてお答えします。

まず、条例制定の背景と目的についてですが、今後、少子高齢化社会の進行や人口減少に伴い、市内の空き家の増加が懸念されますが、管理不全な空き家が長く放置されると、安全・衛生・防犯面において周囲へ悪影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、老朽化するなどにより、今後、利活用の見込みがたたない空家につきましては、管理状態が悪化する前の段階で、早期に除却していただくことが求められますが、除却により住宅用地特例の適用対象外となり、固定資産税等が増額となることが、所有者にとって除却をためらう大きな要因の一つとなっております。

本条例案は、空家法による管理の是正勧告を受けていない住宅を除却した後の土地に係る固定資産税等の減免措置を定め、税負担の軽減を図ることにより、空き家の除却を促進し、安全で安心な住環境の形成を図ることを、制定の目的としております。

次に、制度の概要と今後の予定についてですが、本条例案は、所有者が空家法による勧告を受けていない、1年以上空家となっている住宅を除却したことにより、土地の固定資産税などが増額となった際、除却後の土地が営利目的で使用されていないなどの条件を満たす場合に、申請に基づき、不動産の売却期間として見込まれる1年度分に限り、税の増額分を減免するものでございます。

なお、減免措置の効果を見極めるため、条例の施行日から、令和13年度の課税の賦課期日であり、令和13年1月1日までに除却した空家を対象とする時限的な制度としております。

今後、現在実施しているパブリックコメント手続を経て、本年第2回定例会への条例案の提案に向けて、準備を進めてまいります。

次に、生活道路の交通安全対策についてお答えします。

まず、小学校周辺におけるこれまでの取組と効果についてですが、通学路における取組につきましては、合同点検を毎年度実施し、点検の結果に基づいて交通安全対策を実施してきましたところであり、歩車分離が困難な通学路では、路肩をカラー化するため、千葉市通学路のカラー化計画を策定し、計画延長156キロメートルのうち150キロメートル、約96%が今年度完了の見込みでございます。

また、人優先の安全・安心な通行空間を確保するため、稲毛区山王町地区に、ゾーン30プラ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

スを設定し、千葉県警察と連携しながら、通行部分を局所的に狭める狭窄や、一定区間で線形を屈曲させるクランクなどの速度抑制対策を昨年度に完了したところでございます。

取組の効果につきましては、市内全域で路肩のカラー化が進んだことで、路肩が緑色で着色された道路は、通学路として広く認識されており、整備後の実態調査におきましても、車両の通行速度の低下が確認されるなど、安全性が向上したと認識しております。

ゾーン30プラスでは、児童の通学時間帯におけるエリア全体の車両の走行速度に低下が見られることに加え、速度が30キロメートルを超過している割合が、整備前の約32%から、整備後は約27%に低下するなどの効果が確認されたところでございます。

また、保護者へのアンケート結果では、交通安全の意識が高まった、区内を通過する車両の速度が抑制されたといった、対策を評価する声が寄せられております。

最後に、今後の取組についてですが、通学路の路肩のカラー化につきましては、今後、残区間を早期に整備しますとともに、整備済みの路線のうち色落ちが進行している区間の補修に注力してまいります。

ゾーン30プラスにつきましては、整備の定量的な効果が確認されるとともに、この取組を拡大した方がよいとの声が多くありますことから、千葉県警察や地元の皆様などの関係者と協議した上で、新たな地区を設定し、対策を進める事としております。

また、道路交通法の改正に伴い、本年9月より、中央線が引かれていない生活道路では、自動車の法定速度が30キロメートルに規制されることとなります。

このため、小学校周辺の道路の中央線につきまして、歩行空間が十分に確保できていない区間などでは、交通状況等を考慮の上、千葉県警察と連携し、中央線をこのまま残すべきかどうかの検討をしていきたいと考えております。

引き続き、生活道路の交通安全対策に取組みますとともに、通学路の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本恭平君） 病院行政についてお答えします。

まず、新病院の開院に向けた準備状況についてですが、建設工事において汚染土壌の処理や施行方法の見直しなどにより時間を要し、竣工が本年3月から7月に変更になる予定であるものの、開院の準備に必要な病院本体棟の引き渡しを4月末に受けることで、医療機器の調達や情報ネットワークの構築など必要な工程に支障はなく、順調な進捗が見込まれることから、おおむね計画どおり10月に開院できる見通しとなっています。

新病院では、引き続き市西部地域の中核的な病院として、市民が必要とする医療を地域で切れ目なく提供するため、小児・周産期や救急・災害医療など現在の海浜病院の持つ機能を引き続き担うほか、今後の超高齢社会における医療需要への確に対応するため、救急医療体制のさらなる充実や、整形外科・脳神経外科の強化、呼吸器外科を新設し肺がんに対する集学的治療を開始するなど、診療体制の強化を図ることとしており、体制強化に必要な医師等も確保できる見込みです。

今後、移転に向けた準備が本格化しますが、移転に伴う患者の搬送は人命にも関わることであるため、患者の安全と安心を最優先に万全の体制で準備を進めるとともに、開院前後における救急や外来等の一時休止につきましても、地域医療への影響を最小限とするため、地域の医

療機関など関係機関との調整に努めてまいります。

引き続き、市民の皆様安心して御利用いただける病院となるよう、開院に向けて万全を期してまいります。

次に、次期プランの策定についてですが、現在、令和8年度から令和10年度までの3か年を計画期間とする第6期プランの策定作業を進めているところです。

今月2日から1か月間、パブリックコメント手続により市民意見を聴取しており、いただいた御意見を踏まえ来月末までに策定し、公表する予定です。

最後に、今後の取組の方向性についてですが、第5期プランに掲げる市立病院の使命や基本方針は、第6期プランにおいても踏襲しつつ、市立病院の総合力の強化を図るために、公立病院の使命の強化、選ばれる病院へ、断らない病院へ、質の高い医療の促進、持続可能な医療の提供の5つの柱を掲げ、病院経営の改革に取り組んでまいります。

また、第6期病院改革プランの取組を着実に推進していくとともに、経費に見合わない診療報酬の改善を求めていくほか、長期化が見込まれる経営危機に持続的かつ的確に対応していくため、来年度、市立病院の抜本的な経営改革として、病床数や機能の見直しなどを全庁的に議論し、持続可能な、安定した経営を目指し、さらなる改革に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育長。

○教育長（鶴岡克彦君） 初めに、共同親権についてお答えいたします。

共同親権になった場合に学校や保育所の現場における対応がどのように変わるのかについてですが、昨年10月に、国から民法改正法に関する具体的な解説資料が発出されたところであり、この解説資料では、学校関係の内容として、親権を持つ別居する親から学校行事への参加の希望を受けた場合などにおける学校の対応の考え方が示されました。

学校行事への参加につきましては、父母双方が単独で判断を行うことができますが、双方の意見が相反する場合は、親権者が事前に協議を行い、学校へあらかじめ申し出ることが、学校における円滑な対応に資するとされております。

なお、行事の場で双方が高葛藤状態にあり、行事の運営に混乱を来す可能性が高い場合は、学校管理の観点から、行事参加を制限するといった対応を取ることも考えられるとされております。

この解説資料につきましては、今年度中に各市立学校へ周知し、子供の利益の観点から適切な対応が取れるよう支援してまいります。

また、現時点では、保育の現場を想定した解説資料は示されておりませんが、国の動向を継続して注視し、対応が示された際には、その内容を精査し、保育現場への周知を行うとともに適切な対応が取れるよう取り組んでまいります。

次に、市立高等学校の特色化・魅力化についてお答えいたします。

まず、千葉高等学校の取組についてですが、国のスーパーサイエンスハイスクールの指定を平成14年度の第I期から継続して受けております。令和4年度からは第IV期目の指定となり、書道と地学など異なる教科担当の教員が連携をし、教科の枠を超えた多面的な視点を養う分野融合型授業を実施するなど、先進的な理数教育を展開しております。

加えて、令和5年度から、海外連携分野での重点枠の指定を契機として、科学英語講座の開設や、韓国やタイの高校との共同課題研究の実施等に取り組んでいるところであります。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

一方で、国際的に活躍できる科学技術人材を育成していくためには、こうした取組を今後さらに発展させていくことが重要であると認識しております。

そのため、大学をはじめとする関係機関との連携を強化したり、海外の高校との共同研究の充実に向けて、さらなる校内体制の整備を図ったりするなど、引き続き必要な取組を進めてまいります。

最後に、稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校の取組についてですが、これまでグローバル・リーダーの育成を目指し、外国人教員単独によるオールイングリッシュの授業やオンライン英会話、海外語学研修、留学生の受入れ等により、英語力の向上だけでなく、多様な文化を理解し尊重する心を育ててまいりました。

令和4年度からは、6年間を見通した柔軟な教育課程の編成を軸とする、中高一貫教育の特性をさらに生かすために、県内初の公立中等教育学校である稲毛国際中等教育学校を開校し、段階的に移行を進めております。そして、この中等教育学校化を契機に、さらなる魅力化を図る観点から、国際交流だけではなく、グローバル・リーダーに不可欠な探求力の育成につきましても、一層取組を充実させる必要があると認識しております。

これを進めるために、今年度国のDXハイスクールの指定を受けました。今後は、ハイスペックPCや3Dプリンターをはじめとするイノベーションテクノロジーも取り入れながら、より深い探求学習の実現や、理科・数学・情報を中心とする教科横断型学習等のさらなる質の向上を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 前田健一郎議員。

○15番（前田健一郎君） ただいま、神谷市長をはじめ、両副市長、病院事業管理者、教育長より、丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

基本的な考え方は、おおむね理解いたしました。

2回目は、所感を述べさせていただきます。

初めに、新年度予算編成及び物価高対策についてです。

今回の予算編成では、極めて厳しい収支状況に直面する中、教育や健康、環境をはじめとした分野で、市民生活の向上を図る様々な施策を盛り込む一方で、持続可能な財政運営に向けて多くの事業見直し反映されており、大変難しいかじ取りに取り組まれる予算となりました。

我が会派としても、限られた財源において、多様な市民ニーズに応えるためには、事業効果や必要性の検証を通じて、市民生活への影響に配慮しながら、事業見直しを進める事が必要と考えており、新年度予算に表れております、行政改革に着実に取り組む市長の姿勢を高く評価するものであります。

今回、実施手法の大幅な変更を伴う、大胆な見直しも含まれておりますが、対象となる方に対しては、丁寧な説明により理解を求め、事務事業の見直しを円滑に進められることを期待しております。

なお、物価高対策については、物価高の先行きが依然として不透明な中、この先も、迅速かつきめ細やかな対応が必要とされております。

引き続き、物価高による市民生活・事業活動への影響を注視し、国への要望を含め、先を見据えた的確な対応を講じられることを期待しております。

次に、マリスタジアムの再構築についてです。

市民の関心が高い事業でありますので、検討の節目節目において、執行部が検討経過等を市民に直接説明する機会を確保することが必須であると考えております。

加えて、その機会を活かし、市民の皆様の御意見も把握していただくよう期待いたします。

また、公共の資金だけでなく、民間資金・ノウハウを活用するなど、適切な官民連携事業を模索していく必要があることも、十分に認識されていると確認いたしました。

今後は、附属機関等も活用しながら、民間企業に適切なインセンティブを付与するなど、民間ノウハウ等をより活用できる仕組みについても検討いただくことを期待しております。

次に、共同親権についてです。

今回の民法改正に当たっては、何よりも子供の最善の利益が確保されることが大前提であります。

共同親権の選択が、父母の権利や意向を優先するものとなってはならず、子供が安心して日常生活を送り、安心した養育環境の中で成長できるかどうかという視点が常に中心に置かれるべきです。

とりわけ、父母間に対立がある場合には、子供が板挟みとなり心理的負担を抱えることのないよう、国の指針や通知を踏まえた対応が求められるものと考えます。

制度の周知に当たっては、必要な人にしっかりと情報が届くよう丁寧に対応するとともに、学校の保育所等の現場が混乱することのないよう、国からの指針等を適切に遅滞なく示されるよう期待するものであります。

次に、路上喫煙取締り地区の拡大についてです。

過料件数は減少傾向にあるものの、路上喫煙やポイ捨てなどは無くなっていないのが現状です。

来年度の取締り地区拡大に当たっては、当該地区の皆様にご理解と御協力をいただくとともに、条例の目的である、美しいまちづくりの推進と、市民の安全な生活環境の向上等の確保に向けて、邁進していただくことを期待しております。

次に、空家等の対策についてです。

比較的健全な空家であっても、相続、登記、売却、解体などの課題は複雑であり、対応が先送りされがちですが、空家問題は、所有者に対する相談窓口の周知や管理不全な空家等に対する指導や勧告といった、強制的な措置だけでは解決できません。

今般の本市独自の条例案のように、所有者が自らの意思で早期に対応しようとする行動に対し、報いる仕組みを整備することが、空家問題の本質的な解決につながるものと考えます。

空家の発生を未然に防ぎ、空家の除却を促進するために、引き続きの取組を期待しております。

次に、生活道路の交通安全対策についてです。

小学校周辺的生活道路の交通安全対策に、当局が、積極的に取り組んでいることは認識しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、近年、子供が巻き込まれる交通事故が後を絶たない状況にあります。

私を含め数名の同僚議員が、セーフティーウォッチャーとして、毎朝通学路に立ち、児童の通学を見守っております。

子供のかげがえのない命を守るためには、路肩のカラー化されたものの、色が薄くなっているところが目立ってきておりますので、着実に補修を行っていただく必要があると考えており

ます。

また、小学校周辺の生活道路に対しても、ゾーン30プラスの地区を増やし、人優先の安全・安心な通行空間を確保されるよう期待しております。

次に、市立高等学校の特色化・魅力化についてです。

本市の両市立高等学校及び中等学校が、選ばれ続ける学校を目指し、特色化・魅力化に取り組んでいる点は高く評価いたします。今後も、社会情勢の変化に応じる新たな教育改革を期待します。

また、現在本市は、アルティオリ千葉の躍進や、ジェフユナイテッド千葉の復活、マリスタジアムの再構築など、かつてないほどスポーツの機運が高まっており、こうした地域資源や活力を教育現場にも取り入れるべきです。

例えば、市立高等学校に体育科を新設し、プロチームと連携した高度な指導環境を整備することは、他校にない大きな魅力となるのではないのでしょうか。

この体育科の設置を含め、スポーツを通じた人材育成が本市の新たなブランドとなるような取組に、大きな期待を寄せているところであります。

次に、南部青少年センターの廃止についてです。

跡地については、老朽化した保育所の民営化用地のほかに、図書館の建替用地として活用を検討しているとのことですが。

公共施設の廃止が地域活動の停滞につながらないように配慮することは重要なことですが、厳しい財政状況のもと、10年20年先を見据えて、税金で行う事業として、何が妥当なのか十分に検討し、地域住民の理解を得ながら、利活用を進めていただくよう期待しております。

以上で、自由民主党千葉市議会議員団を代表しての質疑を終わります。

長時間にわたり、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 前田健一郎議員の代表質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 分 休 憩

午後 3 時 30 分 開 議

○副議長（川合隆史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質疑を続けます。立憲民主・無所属千葉市議会議員団代表、30番・田畑直子議員。

[30番・田畑直子君 登壇、拍手]

○30番（田畑直子君） 立憲民主・無所属千葉市議会議員団の田畑直子です。

通告に従い、会派を代表して質疑を行います。

まず、市税運営の基本姿勢についてのうち新年度予算編成についてお聞きします。

令和8年度予算は、神谷市長2期目の最初の予算編成となり、未来への展望を描く予算と称されています。

予算規模は、過去最高だった前年より95億円減の5,417億円と過去2番目の規模となり、民生費の増大など、歳出が膨らむ中で、徹底的な事業見直しを行うなど、厳しい予算編成だったと想像できます。

義務的経費の占める割合も高くなる中、工夫を凝らした事業展開だと評価するものです。

また、残高が懸念される財政調整基金からの取崩しも30億円に抑えられ、残高の確保や基金

借入金の返済に努められています。

一方で、全会計市債残高は、今年度と比較して、減少する見込みですが、普通会計の市債は、令和4年度以降、微増が続くなど、引き続き財政健全化に向け、取り組まなければならない状況と考えます。

先日公表された第2次実施計画案では、来年度をピークに人口が減少に転じる見通しとなっています。

基本計画では、2020年前半でピークを迎えるとの推計でしたが、ここまで全世代において増加してきたことは、取り巻く社会環境が厳しい中でも、施策展開が講じて、発展を続けてきた成果だと評価します。

人口減少に転ずる転換期となることが予想される新年度においては、引き続き、選ばれ続ける都市となるよう、市民生活や社会経済活動の維持・向上、都市の魅力や活力をさらに磨き上げる施策に、限られた財源を重点的、効率的に配分するとの考え方が示され、市長の手腕に期待するところです。

一方で、物価高が続く中、各種行政コストの上昇や事業費の増加が続き、財政運営を取り巻く状況は厳しさを増しています。このため、これまで以上に、実施事業の選択と集中が必要となり、近年、流出額が拡大している、ふるさと納税をはじめとした歳入の確保が重要と考えます。

本市のふるさと納税における税収減は、令和5年度が55億円、令和6年度が67億円、令和7年度が72億円で、地方交付税措置を加味しても税収減が年々拡大していく傾向です。

税収減を補うべく、返礼品の拡充などによる個人からの寄附受入額の増加に取り組まれているとのことで、大口を除いた寄附受入額は、令和4年度が2億円、令和5年度が3億円、令和6年度が5億円となっています。メニュー充実の効果は、税収の確保のみならず、本市の魅力発信にもつながると考え、さらなる強化に期待するところです。

また、公債費については、大規模開発が続く時期ではあるものの、建設事業債の適切な発行や、SDGs債の効果的な発行を行うほか、徴収業務についても、近年、税収が増加し、新年度では過去最高の税収額を見込んでいることから、引き続き注力するなど、あらゆる面での取組が必要です。

今後も財政健全化の着実な推進とともに、厳しい財政状況であっても、市民生活の向上や、次世代への投資、都市の価値向上に資する施策を展開できるよう、歳入の確保や歳出の見直しを行い、財源確保に努めていただきたいと思います。

そこで、伺います。

- 1点目に、歳出の増と事業見直しについて。
- 2点目に、ふるさと納税をはじめとした歳入確保策について。
- 3点目に、新年度予算における本市の未来につながる施策について。

次に、次期中期財政運営方針についてです。

今年度で終了となる現在の中期財政運営方針期間は、コロナ禍や、物価、エネルギー、人件費の高騰などの社会経済情勢に加え、少子超高齢化への対応や公共施設の老朽化の進行など、歳出増加の要因も多く、厳しい状況が続きました。

このような状況は、今後も続くことが予想されるため、引き続き、健全性を担保する方針が必要と考えます。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

現在策定中の次期方針では、現方針に引き続き、プライマリーバランスの中長期的な均衡、健全化判断比率、基金借入金の返済の3つを指標とするとのことです。

そこで1点目に、現方針の評価をここまでの時点でどのようにしているのか。

2点目に、次期中期財政運営方針期間中の見通しと取組について伺います。

次に、幕張新都心のまちづくりについてです。

まちびらきから約35年が経過した幕張新都心では、幕張新都心まちづくり将来構想を策定し、基づく取組を推進されています。

一方で、近年の社会経済情勢の変化により、これまでのまちづくりとの間に少なからずギャップが生じつつあり、様々な課題が顕在化していると考えます。

また、昨年には、千葉マリスタジアム再整備基本構想が公表されるなど、大規模なプロジェクトが、今後、相次いで進展することが見込まれるため、こうした動きを好機と捉え、効果を最大限に活かし、今後のまちづくりをより具体的かつ実効性の高いものにする必要があります。

そのような中、現在、検討が進められている、まちづくりの基本的な方針は、将来構想を実現していく上で重要な位置づけになると大変期待しています。

また、まちの新たな中核施設となるマリスタジアムの再構築は、屋内型スタジアムとしての整備可否について、再検討する期間を確保することとなりました。

仮に、屋内型施設として整備される場合には、野球以外のエンターテイメント活用や興行による収益確保など、開設後を見据えた収益計画についても、従来とは異なる視点での検討が必要になると考えます。

幕張メッセの昨年のデータでは、約900件の催事が開催され、500万人を超える来場者があったとのことです。催事の開催内容については、非公開とのことですが、国際展示場では、コンテンツイベントや大型音楽フェスが、イベントホールではスポーツイベントやコンサートが開催されたとのことです。

また、今後整備予定の約2万人規模のアルティアリーナなど、周辺の大規模集客施設との関係性において、施設間での役割分担や差別化を図ることが重要と考えます。

加えて、将来構想の実現には、官民連携による持続的な取組が不可欠です。

中心地区や豊砂地区において、先進的な取組が進められ、まちに関りを持つ人を増やし、にぎわいの創出に努めるなど、成果を上げてきたことを高く評価し、さらに発展し、まち全体へ波及することを期待します。

さらに、多くの土地や建物を所有する千葉県との緊密な連携は、今後のまちづくりを進める上で欠かすことができません。

そこで、伺います。

1点目に、将来構想の実現に向けた、まちづくりの基本的な方針の検討状況及び今後の取組の方向性について。

2点目に、基本的な方針に基づいて進めるまちづくりと、マリスタジアム再構築との関係について。

3点目に、マリスタジアムを屋内型で再構築することになった場合における、既存施設との差別化や役割分担について。

4点目に、中心地区及び豊砂地区における官民連携によるまちづくりの進捗状況と今後の展

開について。

5点目に、幕張新都心のまちづくりにおける千葉県との連携の考え方について伺います。

次に、次期教育に関する大綱です。

千葉市の教育に関する大綱の期間は、今年度末までであり、次期大綱（案）が取りまとめられ、現在、パブリックコメント手続が行われています。

現代の子供を取り巻く環境は、複雑化・多様化しているため、個々に合わせた課題解決や教育環境の充実に向けた支援がさらに必要です。

家庭や学校のみならず、地域等、社会全体で育むことを共通理解した上で、一人一人の自尊心を育てる環境整備が必要と考えます。

そこで1点目に、現行の大綱のもとで実施した取組の状況について。

2点目に、次期大綱（案）の考え方や方向性について。

3点目に、次期大綱（案）に基づく今後の具体的な取組について。

次に、総合政策行政について。

高潮浸水被害想定を踏まえた取組について伺います。

本市では、風水害被害想定調査結果を踏まえ、特に浸水想定区域が市域の広範囲にわたる想定最大規模の高潮について、昨年、調査結果とともに避難方針を公表し、令和8年度以降に避難計画を策定するとしています。

市民の方々から不安の声をお聞きし、正確な知識を理解する機会の充実と、具体的な判断や避難行動につながる取組を進める必要があると考えます。

以前、代表質問で取り上げた3D都市モデルは、都市局において、中央区の一部地域をデータ化し、千葉駅周辺のまちづくりに活かされていますが、国土交通省では、防災対策として時系列浸水データの三次元可視化や避難確保計画の作成補助などの活用が挙げられており、本市でも、市民への啓発や理解促進、避難計画の実装に活用することが必要と考えます。

また、地域団体をはじめ、施設管理者、事業者などが緊急時に判断できるよう、具体的な指針を示す必要もあると考えます。

先日、県議とともに、県担当課に対し、高潮は海岸線を有する複数の自治体が一斉に被災するため、県が主体となって、広域的な対策や計画の検討など、県内市町村の連携や調整を進める必要があること、高校や大学、病院、幕張メッセ等の県有施設に向けた、業務や活動などの停止判断や、避難方針の作成等の整備、3D都市モデルの県域でのデータ作成や自治体における作成補助を求めました。

本市においても、3D都市モデルを市域に広げてデータ化し、高潮を始めとした防災対策に活用することや、各公共施設への準備体制の整備、指示系統の明確化が必要と考えます。

そこで1点目に、今後の3D都市モデル活用の見解について。

2点目に、市民への周知、避難所運営委員会、自主防災組織との連携について。

3点目に、庁内連携、県や県内市町村との連携体制、必要な取組や課題について伺います。

次に、総務行政、自治体DXについて伺います。

自治体の新しいデジタル技術の導入は、市民の利便性向上や限られた職員で多様化する業務を効率的に遂行するなど働き方改革における効果につながるため、不可欠と考えます。

また、国の進める自治体システム標準化は、令和7年度までの完了を目標に進められていましたが、事業者の人材不足などもあり、約6割の自治体しか完了していないため、令和12年度

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

まで延長されたとのことでした。

今後も通常業務に支障の無いよう円滑な移行に努めつつ、経費は、一部自治体負担となっていることから、引き続き、国への財政措置を求めていただきたいと思います。

そこで1点目に、自治体DXの取組について。

2点目に、システム標準化の進捗状況について伺います。

次に、市民行政です。

神谷市長は、年始の挨拶で、アートとスポーツのまちづくりを進めていくと述べられており、期待するところです。

そこで、千葉国際芸術祭2025について伺います。

千葉国際芸術祭は、まちをステージとして、千葉駅周辺をはじめ40か所以上の会場で、国内外から参加した32組のアーティストによるアートプロジェクトを展開され、聴覚、視覚を通じて体感で味わう作品や、想像力を掻き立てる展示、ワークショップや座談会の開催など、新たな感じ方、楽しみ方を体験できただけでなく、アーティストさんやボランティアさんとの交流も、満足度を高める上で大きな存在でした。

アーティストさんから、直接思いを聞いたほか、市民ボランティアさんは御自身の言葉で、説明してくれ、理解が深まり、交流によって、作品への愛着が生まれました。

また、個性が光る市民作品の展示も、身近に感じる機会となりました。

さらに、展示施設も、公共のみならず、多くの民間においても、斬新な活用をされ、新たなまちの魅力発見につながるまち歩きの要素も高いものでした。

アートがまちの彩りとなり、地域活性化やレガシーにつながると実感したことから、継続的な開催と効果を期待します。

そのためには、市民の方々の感動やボランティアさんの意欲など、この機運を持続させる工夫が必要と考えます。

そこで1点目に、市民参加型芸術祭としての成果と課題について。

2点目に、次回開催に向けた取組について。

次に、スポーツを軸とした市民生活の向上についてです。

今年度までが期間の千葉市スポーツ推進計画では、各世代におけるスポーツ環境の整備を進められてきました。

国では、昨年、スポーツ基本法が改正され、スポーツの果たす役割について、する、見る、支えるに加え、集まる、つながるが明示され、第3期基本計画では、新たな視点として、誰もがアクセスできる、場づくりについても掲げられました。

本市では、次期計画を策定中であり、法改正を的確に反映するとともに、多角的な展開を期待します。

そこで1点目に、第1期スポーツ推進計画の実施状況について。

2点目に、第2期計画での取組について伺います。

さらに、法改正では、スポーツとまちづくりの一体化も挙げられています。

数多くのプロスポーツの本拠地である本市は、その優位性を活かし、本市独自の取組を進めることが必要です。

新たな施設整備は、スポーツを軸とした地域経済の活性化・観光資源としての活用が可能なほか、市民が観戦の機会を通じて、スポーツをはじめ、ボランティアとして支える、地域で

関わるなど、日常からスポーツをあらゆる形で取り入れることにより、生活の充実につながることを期待します。

そこで、スポーツをコンテンツとした地域活性化について伺います。

次に、困難女性への支援についてです。

本市では、把握しづらかった若年層や社会から孤立した方など、制度の狭間に陥っていた困難を抱える女性への支援を民間団体と連携し、取り組まれると評価しています。

市町村基本計画の策定は、努力義務ですが、本市は、ハーモニープラン改定により、本年度中に策定予定とのことで、さらなる事業の充実と、民間団体や庁内関係機関との連携強化を期待するものです。

また、県においても、同趣旨の事業展開がなされていることから、早期発見し、支援につながるなど、取りこぼすことのない効果的な体制整備のため、役割分担や連携が必要と考えます。

そこで、困難女性支援法に基づく市町村基本計画の策定と今後の取組について伺います。

次に、保健福祉行政について。

高齢化に向けた福祉の維持のうち、介護保険施設の整備についてです。

令和6年度介護報酬改定後、全国的に訪問介護を中心に倒産が続いていると報道されています。本市の状況を確認したところ、訪問介護は、廃止する法人がある一方で、それを上回る参入があり、増加傾向で、その他の在宅サービスでは、居宅介護支援と地域密着型通所介護では、事業所数が減少傾向ですが、サービス全体では、増加基調にあるとのことです。

そして、住み慣れた地域での生活を支える在宅サービスの維持とともに、独居高齢者・認知症高齢者が増加している中では、入所施設の充実も欠かせません。

後期高齢者の増加により、介護と医療のニーズを有する高齢者も増加していることから、令和6年度の改正では、施設サービスにおける協力医療機関との連携強化など、医療・介護の連携がより求められています。

昨年7月時点での政令市、中核市を除いた県内市町村で、全ての要件を満たしている協力医療機関を定められた施設の割合の平均は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設ともに66%、介護医療院が58%であるのに対し、本市は、介護老人保健施設、介護医療院は80%を超えたものの、介護老人福祉施設では、45%程度に留まっていることから、在宅医療・介護連携支援センターの相談支援等によって、円滑に医療との連携が図れるよう、取り組んでいただきたいと思えます。

また、施設整備は、工事費等の高騰や、介護人材の不足などの影響が懸念されますが、地域における配置バランスや、公有地の活用、地域に開かれた施設となるよう、福祉施設の複合化など、効果的かつ着実な整備を推進されつつも、将来的には、高齢者人口が減少するため、需給バランスを踏まえた計画的な整備が必要と考えます。

そこで、介護保険施設の整備における現状と課題、今後の整備方針を伺います。

次に、斎場についてです。

千葉市斎場においては、死亡者が増加する冬場の集中期に火葬待ちが長期化し、家族等の負担増加や、供用開始から20年以上が経過しているため、設備の老朽化が懸念されています。

本市における死亡者数の推移は、2040年頃と2065年頃の2回、各1万5,000人から1万6,000人をピークとして迎えることとのことです。

このような多死社会の到来による急激な火葬需要の増加により、現斎場の火葬供給能力が超

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

えることから、新たな斎場の整備を求めてきました。

先日、新たな斎場建設の方向性が示されましたが、早期かつ円滑な整備を求め、施設機能については、将来の火葬需要を十分に考慮し、安定的に火葬を行えるよう整備するとともに、近年の核家族化や、葬儀に対する意識変化を踏まえた市民ニーズへの対応や設備についても検討が必要と考えます。

そこで1点目に、千葉県斎場における火葬集中期の現状と対応について。

2点目に、新たな斎場における施設機能について伺います。

次に、貧困の連鎖を断ち切り、子供が希望する未来を実現するための支援についてです。

貧困の連鎖を断ち切る上で、学習や生活習慣の定着と、進学機会の確保など、家庭環境の向上が必要なため、ひとり親家庭など生活が困窮している世帯の子供や保護者に対し、学校外教育バウチャー事業で小学5、6年生を対象とした支援を実施し、年間120件程度の実績があるほか、中学2、3年生を対象とした学習・生活支援事業では定員を拡充し実施してきたと評価します。

中1ギャップと言われる中学入学後の学習や生活環境の変化で、学習意欲等を低下させず、切れ目ない支援を行うために、制度の狭間となっていた中学1年生にも、支援が必要と考えます。

そこで1点目に、学習・生活支援事業の現在の取組について。

2点目に、生活保護受給世帯の中学1年生の支援の拡大について伺います。

次に、市内医療体制維持に向けた取組について。

まず、千葉保健医療圏の状況と、市立病院に期待する役割についてです。

国の新たな地域医療構想は、2040年頃の超高齢化・人口減少社会を見据え、令和9年度から本格運用されます。従来の病床機能の分化だけでなく、在宅医療・介護との連携強化や、地域完結型の体制への転換を目指すとし、急性期病院は、高度な手術を行う拠点としての役割強化が求められています。

また、県では、医療介護確保促進法に基づいて計画を策定し、人材確保や育成に努めていますが、県内では従事する医師・看護師数は年々増加しているものの、令和3年時点での、人口10万人あたりの医師数は、全国都道府県中45位、産科・小児科医等の不足が顕著で、看護師も45位と低い状況です。

千葉保健医療圏は、都市部で人口も集中しているため、大規模な急性期の拠点病院が複数立地しているなど、他医療圏と比較して、恵まれているものの、高齢化の進展の対応などで、救急医療等、不採算医療の維持などの課題も抱えています。

市立病院は、政策的医療も担うなど、公立病院の使命を果たしており、市民への安全・安心な医療を安定的かつ継続的に提供するなど、市内の医療体制維持のため、不可欠な存在であることから、当局の認識を確認します。

千葉保健医療圏内の医療機関や、医師・看護師の状況と、市立病院に期待する役割について。

次に、青葉看護専門学校の取組と方向性についてです。

全国的に看護人材の確保が困難な状況下で、市立病院はもとより市内の看護人材の供給源として青葉看護専門学校は重要な役割を担っています。

市内には大学6校、専門学校2校、高等学校1校の9施設があり、養成していますが、全国

では、専門性を高める人材育成が進んでいます。

静岡県立看護専門学校では、助産学科を増設したほか、静岡県立大学看護学部では大学院を創設し、助産師等を含め、専門人材の排出に努めています。

また、富山県立大学では、他学部と連携し、工学的視点として、DX教育や情報分析を授業に取り入れたほか、包括的コミュニケーション技法のユマニチュードを取り入れた看護教育、地域密着の実習等で、より高い実践力と時代に即した人材育成に努めています。

県内では、県立保健医療大学が、美浜区にキャンパスを統合するほか、大学院創設に向けた検討を始めています。

そのため、千葉市が運営に一部関与している青葉看護専門学校も、役割を踏まえ、より専門性の高い人材育成のため、大学化の検討も含め、取組を進めるべきと考えます。

そこで、専門人材を安定的に確保・育成するための取組や、今後の方向性について伺います。

次に、こども未来行政について。

困難な状況にあるこども・若者への支援のうち相談支援体制についてです。

困難な状況にあるこども・若者とその家族が、悩みや不安を抱え込み過ぎることなく、早期に支援につながるためには、相談支援体制の充実が必要です。

そのため、本市では、これまで子ども・若者総合相談センターL i n kにおいて幅広く対応しており、新年度予算では、人員配置拡充が示されています。

また、昨年7月には、こどもの権利救済相談室ちばふらっとが開設され、より面談に来やすい体制とするため、千葉駅近くに移転されたと承知しています。

子供のための機関であるため、周知については教育委員会と連携して行い、児童生徒に権利を知ってもらうことや、周りの大人に相談できないことも、打ち明けやすい窓口や環境の整備など、子供たちの立場と目線での取組を進めるほか、専門的知見を持つ弁護士等の救済委員による子供本人の気持ちを踏まえた迅速な対応や、他の機関との連携などによる支援体制の効果を期待するものです。

そこで1点目に、これまでの取組とその評価について。

2点目に、今後の相談支援の取組について伺います。

次に、意見表明等支援についてです。

令和4年の児童福祉法改正により、社会的養護の必要な子供が自分の意見を自由に表明できるよう支援し、支援計画等に反映させることとなりました。家庭環境の状況等から、自分の意見を言うことを憚られてきた子供も多いことから、意見が尊重され、存在の意義を感じる経験を通じ、家庭以外の場での育ちが守られることは、自尊心を育む上でも重要と考えます。

そこで、伺います。

今年度の取組内容及び今後の取組予定について。

さらに、ヤングケアラー支援事業についてです。

令和6年に、子ども・若者育成支援推進法が改正され、関係機関が各種支援に努めるべき対象として、ヤングケアラーが明記され、自治体でもさらなる支援体制が求められています。

本人の自覚がないことも多く、SOSを出しづらいヤングケアラーの存在は、周りが気づき、支援につなげることが求められることから、学校や学校以外の子供の居場所、地域などにおいても、早期発見に努めるとともに、実効性の高い施策展開のため、まだ把握が十分ではな

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

い実態の調査も必要と考えます。

そこで1点目に、これまでの取組内容について。

2点目に、今後の取組予定について。

最後に、千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金についてです。

昨年創設された同基金は、こども・若者の育ちの支援に寄与する多大な貢献であり、困難な状況にある子供等が、権利を保障され、自分らしくいきいきと健やかに成長し、自立できるような事業への活用を期待しています。

これら支援事業は、国の財源措置が十分でないため、必要性の高い支援を本市独自に展開し、継続的な展開による効果を望むものです。

そこで、基金を活用した事業の選定と次年度の取組について伺います。

次に、公立保育所の施設管理に関する基本方針についてです。

令和3年策定の、公立保育所の施設管理に関する基本方針では、策定から5年を目途に見直しを行うこととされています。

これまでの進捗状況を踏まえ、近年の保育需要の増加や多様な保育ニーズへの対応、地域の特长や傾向なども含めた今後の少子化を見据えた保育のあり方、公立、民間それぞれの長所と求められる役割を見定め、民間移管を含めた公立保育所の建て替えを着実に進めることが求められます。

そこで1点目に、基本方針の進捗状況について。

2点目に、方針見直しの方向性について伺います。

次に、環境行政のうち、路上喫煙・ポイ捨て防止対策についてです。

本市では路上喫煙等・ポイ捨て防止条例を施行し、取締り地区での直接罰制度が導入されてから、約15年が経過しました。

過料件数は、条例制定当時では、2,000件以上だったものが、近年は100件台まで減少するなど効果を上げているものの、客引きが多い繁華街では、規制エリア外での被害が横行しており、さらなる効果を上げるためには、取締り地区の拡大による強化や、地域住民に寄り添い、関係部門と連携し、進めていくことが必要です。

そこで1点目に、これまでの対策の考え方について。

2点目に、今後の取組について伺います。

次に、経済農政。

高校生及び起業家の海外派遣について伺います。

生産年齢人口の減少が見込まれる中、次世代を担う人材の育成や、市場や事業拡大等に積極的な優良企業の輩出は、今後の地域経済発展のため、未来への先行投資として重要と考えます。

本市では、大学や民間企業等で構成する、ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアムによる、小・中学生を主な対象とした起業家精神を育成する企画や、起業家に対する短期間での個別メンタリング、副業人材とのマッチングなど、多様な支援事業を実施してきたと承知しています。

今年度は千葉開府900年記念事業のひとつづくり事業において、海外派遣に取り組まれており、海外派遣を実施している政令市は、まだ少ないことから、グローバル人材の育成につながるプログラムの提供を評価するところです。

このようなアドバンテージが、高校生では、大学等との連携によって、実践的となり、実際の起業経験につながることや、中小企業では、事業拡大や誘致促進の実績につながることを期待します。

また、参加者が研修で得た知識や経験を広く共有する機会を設けるなど、研修効果をさらに高めていただきたいと思います。

そこで1点目に、今年度の取組状況について。

2点目に、来年度の取組の方向性について。

次に、都市行政について。

まず、地域公共交通計画の改定について伺います。

本市では、慢性的な運転手不足や交通事業者の経営悪化などにより、路線バスの減便や廃止がなされ、運転手の養成支援や生活交通バスの路線維持支援などの対策や、自動運転バスの社会実装を目指した実証実験が進められていると承知しています。

また、公共交通不便地域等では、支え合い交通の導入により、地域住民の移動手段の確保に取り組まれています。

現在、令和3年度に策定した千葉市地域公共交通計画の見直しが進められていますが、これまでの取組や事業者、地域からの意見を反映し、計画に位置づけるべきと考えます。

そこで1点目に、今年度の取組について。

2点目に、来年度の取組について、伺います。

次に、千葉都市モノレールです。

千葉都市モノレールは、市内の骨格となる交通ですが、開業から37年以上が経過し、施設の老朽化対策が喫緊の課題です。

令和6年度決算によると、インフラの維持管理として約11億円、インフラ外施設の整備更新に約6.5億円、A T C更新補助に約2.4億円もの負担がありました。先日のモノレール車両の更新時には、購入費も、性能の高度化等に伴い、新型車両の更新時と比較し約1.5倍程度に高騰しているとのことでした。

このような現状を踏まえ、サービス維持のため、老朽化対策等、中長期的な計画を立て、取り組むことが必要と考えます。

しかしながら、千葉都市モノレールの世界最長の懸垂型モノレールとしての希少性や都市景観にも寄与していることを活かし、移動手段としてのみならず、沿線各駅において、動物公園や加曽利貝塚など、特色ある近隣施設やローケーションを有している観光面での魅力を引き出すため、モノレールのプロモーション強化や駅舎と周辺を活用としたまちづくりへの貢献を期待しています。

そこで1点目に、老朽化対策の取組について。

2点目に、千葉都市モノレール株式会社の運営上の課題とその対応について。

3点目に、千葉都市モノレールを活かしたまちづくりについて伺います。

最後に動物公園についてです。

動物公園においては、リニューアル事業のみならず、魅力向上につながる積極的な企画や発信、社会教育施設としての機能強化など、高く評価しており、先般、公表されたアドバンスプランにより、今後さらに、動物の生態が理解できる展示の工夫が進むことなど期待しています。

一方で、近年ではコロナ禍や猛暑、動物科学館のリニューアルのための一時閉鎖などで、入場者数は50万人台を推移しています。

また、プラン中にある料金体系の見直しについては、経営健全化や受益者負担の観点から、理解するところであり、丁寧な説明をお願いするものです。

このような状況下において、入場者数増加に向け、どの世代にとっても、魅力ある施設となるよう、ニーズを捉えたさらなる工夫が必要と考えます。

そこで1点目に、アドバンスプランにおける新年度の取組について。

2点目に、各世代の来場者を増加させるための取組について伺います。

次に、建設行政のうち、橋梁の老朽化対策についてです。

先日、国では社会資本重点整備計画を閣議決定し、老朽化対策を重視し、早期に対応が必要な道路橋の修繕完了率を令和5年度には55%だったものを、令和12年度までに、80%に引き上げることとしました。

安全なインフラの維持管理については、物価上昇等に伴う工事費高騰の影響が懸念される中でも、予算の確保など着実にいき、計画的な推進を求めるものです。

そこで、老朽化対策の計画の進捗を伺います。

次に、下水道管路の老朽化対策についてです。

国土交通省では、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、昨年に調査、公表した下水道管路の全国特別重点調査における優先実施箇所について、緊急度が高いものにおいては、速やかな対応をすることとしています。また、現在、優先実施箇所以外の調査も行われているとのことであり、その進捗や結果が気になるところです。

そこで、全国特別重点調査の結果とその対応について伺います。

次に、下水道施設の地震対策及び高潮対策についてです。

千葉市直下地震が起きた場合、美浜区は、5割の区域で液状化危険度が高いと予測されているほか、高潮等による浸水被害においても、中央区、美浜区で広域に起こり得る可能性が示されているため、災害時でも、市内処理場などの機能が確保される対策の必要があると考えます。

そこで、これまでの取組と今後について伺います。

次に、市営駐輪場の利用環境の整備についてです。

市営駐輪場は、駅周辺に必要台数が確保されていますが、近年は、幼児等を乗せる車幅の広い自転車や、4輪のシニアカー等の利用も見受けられ、車両の多様化が進んでいます。

令和6年度の定期利用は、収容台数約5万1,000台に対し、登録台数は約4万7,000台、過去10年間の推移は、ほぼ横ばいであり、一時利用は、収容台数約6,000台に対し、稼働回数約190万回とのことで、過去からの推移は、年間約15万回程度、微増傾向とのことであり、各駅の駐輪場の立地環境や利用状況、一時利用料の値上げを踏まえ、駐輪ニーズへの対応向上が必要と考えます。

そこで1点目に、最適化に向けた検討内容について。

2点目に、今後の取組について。

次に、病院行政についてです。

まず、喫緊の経営状況についてです。

総務省が公表した令和6年度の公立病院の決算状況を見ると、令和5年度と比較して、一年

間の間に、経常損益額が二倍近くにまでのぼり、赤字病院の割合も、令和5年度には70.4%だったものが、83.3%まで上昇しました。

さらに、全国自治体病院協議会の調査では、赤字病院の割合は、本市と同規模である病床300床以上400床未満の施設においては、96%、200床以上300床未満においても94%と高い状況です。

両市立病院も、令和6年度決算時で経常損益マイナス約11億3,000万円と厳しい状況となっています。

このような全国的な状況を踏まえ、国では、補正予算において、経営が悪化している公立病院への支援を行うと示したほか、昨年12月末に、厚生労働省から令和8年度の診療報酬改定について発表があったところです。

そこで、医療・介護等支援パッケージ、診療報酬改定による経営への影響について伺います。

次に、次期病院改革プランについてです。

次期病院改革プランは、現在、パブリックコメントを経て、今年度中に策定されると聞いています。

病院行政においては、医業収益を伸ばしているにもかかわらず、医業費用、職員給与費、材料費等の高騰や、新病院の工事費高騰の影響により、厳しい経営状況が続くと考えられることや、人口がピークから減少に転じ、少子高齢化も進むため、市民の医療ニーズの変化への対応が求められる難しい局面と認識しています。

また、幕張海浜病院の開業で稼働時期を迎えるため、次期プランの方向性が気になるところです。

そこで1点目に、経営の現状及び診療状況の評価並びに経営健全化に向けた取組について。

2点目に、両市立病院における医療拡充及び機能強化について。

さらに、次期プランに掲げる、医療拡充や機能強化を図るにあたり、看護人材の確保も重要です。

そこで、市立病院における看護職員確保の取組内容と状況について伺います。

そして、プランの推進においては、医療DXは、時間短縮などの効率化による患者サービスの向上のみならず、労働時間の短縮や業務負担軽減にもつながり、医師をはじめとする働き方改革への寄与や、職場環境の向上につながることから、国からの財源を活用するとともに、局内における専門人材の育成と活用をするなど、推進する必要があると考えます。

そこで、医療DXの取組の現状と今後について伺います。

最後に、教育行政のうち教育の質の向上に資する人員配置と環境設備についてです。

学校教育の質の向上に向けて、優れた人材を確保する必要があることから、働き方改革のさらなる加速化、組織的な学校運営と指導の促進や、教師の処遇改善を進めるため、改正給特法が原則として4月から施行されます。

また、改正給特法の附則事項により、新年度から公立中学校の35人学級への引き下げが見込まれています。

そこで1点目に、新年度予算で人員配置を拡充したものと今後の方向性。

2点目に、公立中学校における35人学級に向けた準備状況について伺います。

次に、部活動の地域展開についてです。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

スポーツ庁と文化庁は、持続可能なスポーツや文化芸術活動を確保するため、部活動の地域移行を進め、地域団体や専門指導者が主体となることで、教育活動の質向上や教員の負担軽減を目指しています。

今年度までは地域移行の計画策定や準備、体制づくりを推進する改革推進期間とし、次年度からは、改革実行機関として、本格的実施となります。

スポーツ庁の最終とりまとめによると、全国における地域展開の現状・見通しについて、休日の部活動は、昨年度は21%、今年度は37%、次年度が55%となり、平日の部活動は、昨年度が7%、今年度が13%、次年度が22%とのことで、着実に進んでいます。

また、本格実施にあたる課題として、質の高い指導者や活動場所等の確保、学校と指導者や事業者との連携、活動費の負担などが挙げられています。

そこで1点目に、地域展開の取組状況について。

2点目に、実証事業の成果と課題について。

3点目に、令和8年度の取組みについて伺います。

最後に、加曽利貝塚の新博物館について伺います。

特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業はDBO方式で実施することとしましたが、入札不調でスケジュールが遅れたため、早期の完成を求める声が寄せられていました。

先月、2グループの応募を経て事業者が決定し、令和12年度開館に向け、整備が開始されると聞いています。

今後も地域の方々からの意見に応えるとともに、物価高騰の影響を最小限にし、円滑な開設準備に努めていただきたいと思います。

さらに、新博物館は、縄文文化の研究とその成果を発信する拠点としてだけでなく、没入体験や五感を使った仕掛けづくりなど、何度も訪れたいくなる魅力的な工夫をこらすことで、文化、教育施設としての機能だけでなく、観光や地域振興など、様々な役割を果たすことが期待されます。

そこで伺います。

1点目に、開館に向けたスケジュールについて。

2点目に、どのような新博物館とするのかお伺いします。

以上で、1回目の質疑を終わります。御答弁よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。神谷市長。

○市長（神谷俊一君） ただいま、立憲民主・無所属千葉市議会議員団を代表されまして、田畑直子議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、新年度予算編成についてお答えします。

まず、歳出の増と事業見直しについてですが、近年、人件費や金利上昇に伴う公債費の増加に加え、法に基づく民間保育施設給付や障害者介護給付といった扶助費の増加により、令和8年度予算の義務的経費は5年前の令和3年度予算と比べ、約20%、500億円を超える顕著な増額となっております。

また、市有施設の老朽化への対応に伴う建設事業費の増加のほか、新病院建設に伴う企業債の元利償還などの影響により、病院事業会計への繰出金が増加しており、今後も増加する見込みとなっております。

これに加えて、物価高の継続により、各種行政コストの増加のほか、市民生活・事業活動への影響が出ている中、これまで、本市独自の財源も活用しながら、物価高対策を実施していることなどにより、物件費が令和3年度予算と比べ、約30%、170億円近くの増となるなど、歳出の増が非常に大きくなっております。

こうした歳出の増が、市税等の歳入の増を上回る状態の恒常化により、収支状況は厳しさを増していることから、新年度予算では、将来にわたり持続可能な財政運営に向けて、市民生活への影響に配慮しながら、社会状況等の変化を踏まえ、これまで以上に徹底した既存事務事業の見直しに取り組むことといたしました。

主な見直し項目としては、長寿祝金・祝品について、国が類似事業を実施していることや平均寿命の延伸などを踏まえ、支給対象者などを見直し、満100歳の方への祝金の贈呈へと変更するほか、ひとり暮らしの高齢者向けの緊急通報システムについて、無償提供から費用助成への見直しを行ってまいります。

また、保育料や子どもルーム利用料の口座振替済通知など、紙での郵送を行っていたものについて、御自身の通帳などで内容を確認できることを踏まえ、廃止するとともに、教育だよりの紙での発行を見直し、スマートフォンでの閲覧を主眼に置いた教育広報まとめサイトへ移行するなど、コスト削減を図ってまいります。

さらに、市有施設の電力調達においては、清掃工場で発電された余剰電力を市有施設へ供給する自己託送を開始し、電気料金の削減を図ります。

こうした取組を通じて得られた財源により、地域での安心した暮らしを支える持続可能な高齢者施策の展開や、子育て・教育施策の充実などをはじめとした市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、ふるさと納税をはじめとした歳入確保策についてですが、令和8年度当初予算における財源確保策としては、徴収率の向上や税源の涵養の取組による税収等の確保をはじめ、ふるさと納税による寄附金の受入れや財源措置を考慮した市債の発行など様々な取組を行ってまいりました。

その中でもふるさと納税については、令和3年度以降、寄附をきっかけとして本市への関心や愛着を持っていただけるよう、運用の見直しに取り組んでおり、これまでふるさと納税サイト数を拡充したほか、千ブランド認定品をはじめとした返礼品数については、昨年4月から12月末までの間で1,018品の増となる1,834品まで拡充を図りますとともに、SNS等を活用した広報活動も展開するなど取組を進めてきたところでございます。

引き続き、多くの方から寄附のお申し込みをいただけるような魅力的な返礼品の開拓を図るなど、ふるさと納税の取組の推進を図ってまいります。

また、市債の発行につきましては、市有施設の老朽化対応のほか、新港清掃工場のリニューアル事業などにより、今後も一定程度の増加が想定されております。

金利が上昇していることも踏まえ、公債費負担のさらなる増加が見込まれることから、引き続き、後年度の公債費負担の軽減を図るため、地方交付税措置率の高い有利な市債を積極的に活用するほか、優遇金利の適用や幅広い投資家層の開拓が期待でき、安定的な資金調達や金利負担軽減の観点から有効な策の1つであるSDGs債についても、今後の市場環境等を踏まえながら、発行を検討してまいります。

徴収対策につきましては、これまで納付書付き督促状の送付など納付しやすい環境を整えて

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

きたほか、納付推進センターを活用した電話による納付勧奨に加え、新たに市民の方のスマートフォンに督促状の送付に関するショートメッセージを発信することで気づきを促す取組を令和8年1月から開始したところであり、引き続き市税の収入確保、並びに徴収率の向上に努めてまいります。

このような取組を進める事で、引き続き、歳入の積極的な確保に取り組んでまいります。

次に、本市の未来につながる施策についてですが、新年度予算におきましては、物価高が続く中、近い将来人口減少が見込まれる状況においても、市民生活や社会経済活動の維持・向上を図るとともに、安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進するべく、本市ならではの都市の魅力、活力をさらに磨き上げ、市民生活の向上につながる施策について、重点的な投資を図ってまいりました。

具体的には、県都の玄関口である千葉駅周辺の活性化グランドデザインを改定するとともに、千葉公園の再整備や、官民連携によるウォーカブルなまちづくりを推進するなど、新たなにぎわいや交流を生み出し、千葉都心部のさらなる活性化に向けた取組を進めてまいります。

加えて、本市の文化やスポーツの拠点である市民会館やマリスタジアムの再整備に向けた基本計画の策定を進めるほか、千城台公民館と若葉図書館の複合化、土気公民館と土気市民センターの複合化、中央コミュニティセンターの減築による大規模改修を進めるなど、引き続き、効率的な資産経営に努めながら、市民生活に不可欠な行政サービスの維持、向上に取り組んでまいります。

また、河川沿線エリアの魅力向上を図るため、都川や花見川、鹿島川などを活用したまちづくりに取り組むとともに、生活に不可欠な既存バス路線の維持、再編のため、引き続き、路線バス事業者への支援を実施してまいります。

さらに、高校生を対象としたアントレプレナーシップ教育海外派遣プログラムにより、グローバルな視点から、新たなビジネスや社会課題の解決に主体的に取り組む次世代の地域産業を担う人材育成に取り組むほか、子ども交流館などにおいてデジタル人材育成プログラムを実施し、子供や若者に対して、技術の理解や実践的なスキルを身につける機会を提供して、デジタル社会に対応できる人材育成に取り組んでまいります。

このほか、子育てしやすい保育環境の充実のため、引き続き、民間保育園や病児・病後児保育施設の整備を進めるほか、教育施策のさらなる推進を図るため、小学校の専科指導教員の配置を充実してまいります。

また、長期化する物価高への対応についても、国の重点支援地方交付金を活用し、幅広く市民・事業者を対象とした上・下水道使用料等の減免、市民の消費生活の下支えや地域経済の活性化に向けたキャッシュレス決済によるポイント還元キャンペーンのほか、子育て世帯への支援として、学校・保育施設等の給食費支援など、2月補正予算と合わせ、物価高の影響緩和に向けた取組を進めてまいります。

こうした施策の展開により、市民の豊かな生活につながるものと考えており、今後も、未来に向けて安心して暮らせる持続可能なまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、次期中期財政運営方針についてお答えします。

まず、現在の中期財政運営方針の評価についてですが、現方針を策定した令和3年度以降に生じた物価高騰等の環境の大きな変化などにより、本市の財政は厳しい状況に置かれてきましたが、歳入確保や効率的な予算執行に努めてきたところでございます。

この結果、令和6年度のプライマリーバランスについては、当初予算時点で見込まれました赤字額88億円を大幅に縮減し、16億円の赤字に留めたほか、令和4年度から令和6年度までの累計でも49億円の黒字を維持していることに加え、健全化判断比率や基金借入金の返済についてもおおむね目標値の範囲内に収めるなど、現時点においては、財政健全性の維持に一定の成果を上げてきているものと認識をしております。

次に、次期方針期間中の見通しと取組についてですが、今後も少子超高齢社会の進展による社会保障経費のさらなる増加や、市有施設の老朽化への対応、また物価高による行政コストの増や金利上昇による公債費負担の増が見込まれ、厳しい財政状況となることが予想されます。

このような厳しい状況の中で、プライマリーバランスについては、引き続き歳入の増を歳出の増が上回り、赤字となる見通しであります。

また、健全化判断比率については、当面は横ばいで推移しますが、将来的には上昇に転じる見通しとなっております。

そのため、現方針の後継となる財政計画の期間内におきましては、プライマリーバランスについては直近決算である令和6年度の赤字額からの段階的な縮小を図ることとし、歳入歳出両面における改善の取組をさらに強化してまいります。

また、健全化判断比率の維持に向けては、市債残高の適正な管理などが重要になると認識をしており、金利上昇局面であることを踏まえた適正規模の市債発行や交付税措置のある有利な市債の活用に努めてまいります。

次に、幕張新都心のまちづくりについてお答えします。

まず、将来構想の実現に向けた、まちづくりの基本的な方針の検討状況と今後の取組の方向性についてですが、当該方針につきましては、幕張海浜公園Aブロックの新アリーナ整備や千葉マリスタジアム再構築も念頭に置きながら、幕張新都心への民間投資や参画を促し、実効性のあるまちづくりを進めるため、まずは中心地区での検討を先行して進めております。

これまで、幕張新都心らしさを構成する、職、住、学、遊の機能の一層の充実に向けて、企業や学識経験者等とも意見交換を行いながら、例えば、職に関しましては、首都圏でも立地が進みつつある研究開発機能の導入や、まちの強みである遊の機能の活用と回遊性や滞在快適性の向上に向けた官民のパブリックスペースの利活用の促進など、様々な方向性の検討を進めているところでございます。

来年度は、これまでの検討をさらに深めまして、民間事業者や地域団体等と連携をしながら、隣接する豊砂地区なども含めました、実効性のある方針の検討を進めてまいります。

次に、基本的な方針に基づいて進めるまちづくりと、マリスタジアム再構築との関係についてでございますが、千葉マリスタジアムの再構築は、幕張新都心で新たなまちづくりを進めていく上で、最大の要素の一つと認識をしており、昨年9月に公表した、千葉マリスタジアム再整備基本構想で示しました、緑と水辺のネットワーク化、スポーツ・文化をテーマとして幕張新都心をつなぐ回遊性・滞在快適性の向上、新たなスタジアムを核とした豊砂地区のまちづくりの方向性などは、まちづくりの基本的な方針においても織り込んでいく必要があるものと考えております。

また、再構築により創出されるスポーツ、文化、産業などの多様な効果を、豊砂地区にとどめることなく、幕張新都心全体へと相乗的に波及させていくことが重要、不可欠であり、今後、具体的な完成イメージやその機能を示すため策定を進めているマリスタジアム再構築基

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

本計画とも十分に連動を図りながら、幕張新都心全体を見据えたまちづくりの基本的な方針の検討を進めてまいります。

次に、千葉マリスタジアムを屋内型で再構築することになった場合の、既存施設との差別化や役割分担についてですが、屋内、屋外といった再構築するスタジアムの整備方式のいかんにかかわらず、スタジアムを含め、幕張メッセや幕張海浜公園に計画されている新アリーナなど、幕張新都心に立地する大規模集客施設の規模や機能を整理し、集客空間としてのそれぞれの特性を把握することが重要と認識をしております。

その上で、各施設が競合をするのではなく、それぞれの強みを最大限に活かして、互いに補完し合う関係を構築していくことで、単体での利用はもとより、複数の施設が連携することを通じて、多様な世代が交流し、継続的ににぎわいを創出できる環境づくりにつなげていくことが可能になるものと考えております。

今後のスタジアム基本計画の検討では、こうした視点を踏まえ、例えば、他の施設と比較し、広大なフィールド空間や大規模な収容規模といった特性を活かして、プロ野球興行を中心としながらも、天候に左右されない屋内型であることの特性を活かした、音楽フェスや大型のコンサートなど、他施設では対応が難しいイベント等への活用についても検討していくこととしております。

そしてエリア内において、それぞれが特徴を有する複数の大規模集客施設を施設同士、また、周辺に集積するホテル群や商業施設、さらには海辺といった既存資源などと連携、組み合わせることで、スポーツ、音楽、観光など分野を超えた融合を図り、回遊性・滞在快適性の向上と、ならではの体験型コンテンツの創出を行っていくことにより、試合開催日以外においても、人の流れを作り出し、マリスタジアム再構築を契機とした地域経済の活性化と、幕張新都心全体の魅力向上につなげてまいります。

次に、中心地区及び豊砂地区における官民連携によるまちづくりの進捗状況と今後の展開についてですが、中心地区は本市の支援の下に、幕張新都心まちづくり協議会におきまして、より主体的かつ継続的なエリアマネジメントの実施に向けた体制の強化を目的に、一般社団法人化に関する検討、調整が進められており、先般、当該団体と本市とで、エリアマネジメントによるまちづくりをテーマとしたシンポジウム、ワーカー未来会議を開催するなど、官民連携による取組の機運醸成が図られてきているものと認識をしております。

豊砂地区では、近隣の企業・団体と組成しました、豊砂ウオーカブル推進社会実験実行委員会で、夏季夜間のにぎわい創出や滞在快適性の検証などの社会実験に取り組んできており、こうした取組の継続的な展開のため、民間主体による柔軟かつ持続可能な運営体制への移行についても、検討が進められているところでございます。

来年度は、中心地区では、就業者や来街者の満足度向上に向けた道路空間等を活用した実証実験を、また豊砂地区では、試行的に夏季の暑さ対策に関する取組を実施いたします。

新アリーナ整備やマリスタジアム再構築といった、将来のまちづくりを見据えながら、引き続き、官民連携による回遊性や滞在快適性の向上に取り組んでまいります。

次に、幕張新都心のまちづくりにおける千葉県との連携の考え方についてですが、千葉県は幕張メッセや同駐車場、県立幕張海浜公園など、幕張新都心の中核となる土地や施設を所有、管理しており、幕張新都心の魅力や価値の向上において、重要な役割を担っているものと認識をしております。また、広域自治体である県とは、東京や成田空港とのアクセス性の向上を図

っていく上で、密に連携していく必要があると考えております。

このため、新アリーナ整備や千葉マリスタジアム再構築に際しての県有地の利活用をはじめ、現在策定を進めている、将来を見据えたまちづくりの基本的な方針の検討なども含めて、幕張新都心に関わる様々な部分で、県と課題や方向性を共有しながら連携を深め、まちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、次期教育に関する大綱についてお答えします。

まず、現行の大綱のもとで実施した取組の状況についてですが、現大綱は、まちづくりはひとづくりという考えのもと、ひとづくりを担う教育と、まちづくりを連動・融合させ、我がまちに誇りを持って、未来を切り拓いていく健やかな子どもたちを育むとともに、全ての市民が自ら学んだ成果を積極的に活かしていくことができる、活力あふれるまちづくりを進めることを基本方針として定めております。

この基本方針に基づき、10の重点的に取り組むべき項目を掲げまして、施策・事業を展開し、主なものとしては、小学生向けライトポートの全区設置や、ステップルームティーチャーの配置、学びの多様化学校の開校準備など、不登校傾向のある児童生徒への支援などに取り組みますとともに、公立夜間中学、千葉市立真砂中学校かがやき分校の開校や、市立学校の体育館への冷暖房設備の整備、そして軽量の端末の導入や、より効果的な学習支援ソフトの採用などによるギガタブの活用の推進のほか、新たな博物館整備をはじめとした加曽利貝塚の魅力向上と、千葉開府900年を見据えた、千葉氏をはじめとする千葉市の歴史を体系的に通史として学ぶことができる、郷土博物館の展示のリニューアルなどに取り組んできたところでございます。

次に、次期大綱（案）の考え方や方向性についてですが、次期大綱は現大綱を継承しながら、教育基本法に定めるような理念や目的、機会均等の実現といった時代を超えて変わることのない、教育の普遍的な使命を不易として守りながら、社会や時代の変化に応じた新たな教育ニーズを流行として捉え、これらに的確に対応していくべく、改定を行うものでございます。

次期大綱（案）では、基本方針として、少子高齢化や総人口の減少、気象変動や災害リスクの増大、テクノロジーの進展など、社会情勢が大きく、急速に変容し、将来の予測が困難で不確かな時代に、こども・若者一人一人が自ら考え、学び、行動し、将来の生き方を選択していくために必要な力を育むことが重要であること。

子供や若者がしっかりと意思表示でき、社会に参画できるように成長を支えるとともに、自分に直接関係する全ての事柄に関して自分の考えや気持ちを自分なりの方法で表明できる機会を確保し、子供の最善の利益を目指すこと。

学校や家庭と地域、医療、福祉の一層の連携により、誰一人取り残さない学びのための環境づくりを行う必要があること。

全ての市民が生涯にわたり、あらゆる機会において、学びを通して成長できる環境づくりが必要であること。

千葉開府900年の大きな節目の年を迎え、千葉市への誇りと愛着を育みながら、千葉市というまちを未来に引き継いでいくこと。

これらを定め、この基本方針の下で、取組を進めていきたいと考えております。

次に、次期大綱（案）に基づく今後の具体的な取組についてですが、次期大綱（案）は、子どもたちの可能性を引き出す学びの充実や、多様な児童生徒を誰一人取り残さないために、こ

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

れからの時代を見据えた生涯学習の推進など、合計8項目を、重点的に取り組む項目として位置づけております。

その主な取組としましては、特に今日的な課題への対応として、新たに取り組むものを例に挙げますと、学校と地域や医療・福祉の連携として、学校医やかかりつけ医とのさらなる連携により、必要に応じて、医療的な見地から早期に支援へとつなぐことのできる仕組みづくりや、不登校傾向のある生徒の学習機会を確保するため、学びの多様化学校の開設準備を進めるとともに、開校に先立ち、同校で実施する教育課程の一部を試行で実施するほか、日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応し、一定期間、集中的に初期の日本語指導等を行うプレクラスの設定や、学習言語習得段階の中学生を対象とした日本語指導通級教室等による支援の充実といった、切れ目のない日本語指導体制の再構築などにも取り組んでまいります。

お示しいたしました、これらの取組は一例ではありますが、市長部局と教育委員会が一体となり、今を生きる私たちの責任として、千葉市というまちを未来に引き継いでいくため、新たな大綱のもとで、ひとつづくりとまちづくりを連動、融合させながら、確かな未来を創る取組を着実に推進してまいります。

次に、千葉国際芸術祭2025についてお答えします。

まず、市民参加型芸術祭としての成果と課題についてですが、本芸術祭は、多様な市民参加機会を設けることで、20万人を超える方に御参加をいただきました。

集中展示・発表期間に実施したアンケートでは、千葉市の新しい姿を感じることができた、アートや文化芸術を身近なものに感じたなどの回答があり、まちなかに展示された芸術作品を楽しみながらアートや地域の魅力を体感することで、意識変容につながったのではないかと考えております。

また芸術祭を振り返るワークショップでは、市民が関わることのできる部分があるのは大切、いろいろな方と出会えたことが良かった、次は自分も作品を出展したいといった意見があり、意識変容に加え、行動変容のきっかけにもなったものと考えております。

さらに、アートプロジェクトの企画や実施に当りましては、市内で活動する人材で構成する地域リーダーズが中心となりまして、会場周辺の住民や企業とのつながりの創出に寄与していただいたほか、会場ボランティアとして250名を超える市民の方に御登録をいただくなど、本市のこれからの文化芸術を支える人材や企業を新たに掘り起こすことができたものと考えております。

今回の成果を踏まえた課題としては、今回の芸術祭で生まれたつながりや、市民の文化芸術への関心を継続、発展させる環境づくりが重要であると考えております。

最後に、次回開催に向けた取組についてですが、今回の芸術祭を通じまして、アートを共通項としたひとつづくりやまちづくりの可能性を感じることができましたことから、引き続き、市民参加を軸にして取り組むことが重要と考えており、千葉開府900年記念事業において、今回の芸術祭の経験を活かしながら、人やまちの未来につながるアートプロジェクトを実施してまいります。

また、次回芸術祭の本会期となる令和10年度に向けたプレ企画では、民間資産の活用など官民連携をさらに進めるとともに、市美術館とも連携することなどにより、より多くの市民参加の機会を創出しながら、アートプロジェクトの深化を図ってまいります。

さらに今回の芸術祭で発掘したボランティアなど市民の皆様や企業などから引き続きの御支

援をいただきながら、新たな方々にも加わっていただけるよう、情報発信や市民の活動環境づくりを行い、次回芸術祭がより充実したものになるよう、連携の強化を図ってまいります。

以上で、答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁をいたします。

○副議長（川合隆史君） 時間を延長いたします。大木副市長。

○副市長（大木正人君） 市長答弁以外の所管についてお答えをいたします。

初めに、高潮浸水被害想定を踏まえた取組についてお答えします。

まず、今後の3D都市モデルの活用の見解についてですが、都市の建物や道路、地形などを立体的に表現したデジタルモデル、いわゆる3D都市モデルに浸水想定区域図を重ね合わせることで、分かりやすく可視化することができるなど、防災対策への活用が可能であると考えております。

本市では、来年度、高潮に関する啓発動画を作成する予定としており、動画の一部に、中央区部分の3D都市モデルを用いた浸水シミュレーションを取り入れることを検討しております。時間の経過に応じて道路や建物が浸水する様子を立体的に表示することで、平面の地図であるハザードマップより直感的に浸水リスクを理解することができるものと考えております。

啓発動画は、想定最大規模の高潮の危険性を理解し、適切な避難行動につなげられるよう、市民説明会での活用や市ホームページへの掲載などにより周知し、理解促進を図ってまいります。

次に、市民周知、避難所運営委員会や自主防災組織との連携についてですが、本市では昨年5月に、風水害被害想定調査の結果とともに、想定最大規模の高潮における避難の方針を公表いたしました。

高潮は、台風などの発生予測に基づく事前避難が可能であることから、避難方針では、台風接近前の早い段階から浸水想定区域外へ避難するよう、市から早期避難の呼びかけを行うこととしております。

市民への周知といたしましては、高潮の危険性や避難方針について、主に浸水想定区域にお住まいの方を対象に説明会を開催したほか、市政出前講座などでも周知を図っておりまして、参加者からは避難計画策定に向けた意見聴取も行ってまいります。来年度は避難計画を策定し、その後は市民説明会などにおいて啓発動画とともに広く市民への周知を図る予定であります。

また、避難所運営委員会や自主防災組織との連携としては、まず、全ての避難所運営委員会に対しまして、高潮の危険性や避難方針について周知を行いました。今後は、避難所運営委員会と連携した区をまたいだ避難や避難者の受入れについて検討してまいります。加えて、自主防災組織や町内自治会に対しましては、高潮の危険性や避難方針の理解を促すとともに、地域の方々が適切に避難できるよう、連携を強化して取り組んでまいります。

次に、庁内連携、県や県内市町村との連携体制、必要な取組や課題についてですが、庁内では、高潮の避難方針について、主管課長会議におきまして意見交換を行ったほか、学校・保育所などの施設や関係団体の会議、研修などの場で、高潮注意報や警報が発表された際のとるべき行動などを周知してまいりました。

また、県や県内市町村とは、避難方針の公表に当たり、近隣自治体で構成される連絡会で説明を行うとともに、千葉県と広域避難も含めた協議を行ってまいりました。

現在も、千葉県や県内全市町村で締結している協定に基づき避難者の受入れを要請すること

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

は可能ですが、大型の台風が接近し、高潮の発生が予想される場合は、県内複数の自治体でも広域避難を想定する必要があるものと考えております。このような場合には、県を中心として市町村間での調整が必要となることから、今後も引き続き、県や近隣自治体と連携を図りながら、避難計画策定に向けた具体的な取組について検討を進めてまいります。

次に、自治体DXの取組についてお答えします。

まず、本市の取組についてですが、千葉市行政デジタル推進化指針に基づきまして、業務効率化のための、ローコード・ノーコードツールや、AI-OCR、RPA、生成AIといったデジタルツールを導入し、庁内での活用を進めております。

プログラミングの知識を必要とせず、容易にアプリ開発を行うことができるローコード・ノーコードツールにつきましては、34課が活用を進め、業務の効率化に効果が出ており、昨年8月には、全職員が利用可能なツールを新たに導入いたしました。

AI-OCRやRPAにつきましては、紙資料の文字を電子化し、業務システムに自動入力することで、手入力などの業務量の削減に効果が出ていることから、システムの既存入力ツールであるRPAを全職員が利用できるよう、現在準備をしているところであります。

また、生成AIにつきましては、令和5年11月より庁内業務でのChatGPTの利用を可能としたことに加えて、昨年7月より、職員のパソコンからアクセスが容易なCopilotを利用可能とし、活用が進んでおります。

さらに、市民の利便性向上のため、あなたが使える制度お知らせサービスの運用に取り組んでおり、各種手当や健康診査などの情報を、御登録いただいた市民の方のLINEアカウントやメールアドレスに個別にお知らせすることで、受給漏れの防止などを図っており、本年1月時点で通知対象の制度は34制度となっております。

今後も、最新のデジタル技術の動向を注視しながら、限られた行政資源を活用し、市民の利便性向上と業務の効率化を進めるため、デジタル化に取り組んでまいります。

次に、システム標準化の進捗状況についてですが、対象となる20業務のうち、今年度、住民基本台帳、印鑑登録、選挙人名簿管理、戸籍、戸籍の附票の5業務に対するシステムの標準化を実施し、住民記録・印鑑登録システム、選挙管理システムを先月から、戸籍情報システムを今月から稼働しております。

また、次年度以降は、令和8年度に介護保険システムの標準化を予定しており、残る国民年金、税務、国民健康保険などの14業務に対応するシステムにつきましては、令和9年度以降、事業者の対応状況を踏まえて、順次、標準化していく予定であります。

市民サービスの維持、向上と職員負担の軽減などを実現するため、引き続き、計画的に安全かつ確実なシステム移行を進めてまいります。

次に、スポーツを軸とした市民生活の向上についてお答えします。

まず、第1期スポーツ推進計画の実施状況についてですが、第1期計画におきましては、みんなが主役、元気でいきいき、スポーツ都市千葉の実現を目指し、市民が快適かつ継続的にスポーツを実施することができるよう、幕張西スポーツ広場を新たに整備するなどの環境整備を行いました。

また、ライフスタイルや価値観の変化に伴い多様化するニーズに対応できるよう、地域の人々のスポーツ活動やパラスポーツを支える人材の活動についての支援を行いました。

そして、スポーツを通じた障害者自身の健康、体力の維持、増進を図るため、障害の種類や

程度に応じたパラスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行うパラスポーツコンシェルジュを設置したほか、パラスポーツへの理解を深めるため、パラスポーツフェスタを開催するなど、障害の有無によらない交流の機会創出も行ったところであります。

さらに、臨場感や一体感を味わうことのできる観戦機会の充実を図るため、市内をホームタウンとするプロスポーツチームへの支援を行うとともに、Xゲームズ千葉やバレーボールネーションズリーグ2025千葉大会などの国際的な大会の誘致などを行ったところでございます。

次に、第2期スポーツ推進計画での取組についてですが、現在、パブリックコメント手続を行っております第2期スポーツ推進計画案では、第1期計画策定以降の動向として、国が策定した第3期スポーツ基本計画の新たな視点であります、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出や、本市の基本計画で施策として位置づけた、スポーツを核とした地域活性化などを基本方針や施策の方向性に反映しております。また、スポーツの力を最大限に生かし、全ての人が多様な形でスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、将来像を、スポーツでみんなとまちの元気を育むとしております。

将来像の実現に向けましては、利用者の利便性向上のため、スポーツ施設へのキャッシュレス決済機器の導入を進めるとともに、本市の将来を担う次世代アスリートが活躍できるよう、国際・全国大会などの出場に対する支援を行ってまいります。

また、共生社会の実現を目指し、パラスポーツフェスタなど、障害のある人もない人も、ともに楽しめる体験イベントの開催に取り組むとともに、スポーツを通じた観光や交流の促進を図り地域を活性化するため、引き続き本市の資源でありますホームタウンチームとの連携を図るとともに、国際的な大規模スポーツ大会の開催、支援に取り組んでまいります。

次に、スポーツをコンテンツとした地域活性化についてですが、本市には、ZOZOマリンスタジアムやフクダ電子アリーナ、ポートアリーナをホームタウンとした多様なプロスポーツチームがあり、スポーツを身近なものとして感じ、観戦を楽しめる環境が整っております。このようなトップレベルのスポーツの観戦を通じて、人々に感動を与え、スポーツへの関心が高められることで、スポーツ人口の増加のほか、中長期的な視点では、スポーツのまちとしての都市ブランドの確立にも寄与するものと考えております。

また、国際的・全国的な大規模大会を誘致することは、市内外のほか国外からも人々が訪れ、エリア周辺の飲食や宿泊等を通じて市内経済の好影響にもつながるものと考えております。

プロスポーツや国際的・全国的な大規模大会の開催に際しては、本市に観戦などに訪れる方々の回遊性を高め、滞在時間の延長や消費機会の拡大がなされるよう、会場周辺の観光情報の発信や訴求力の高いプロモーションを行ってまいります。

さらに、アルティアリー千葉の新アリーナや千葉マリンスタジアムなどの新たな整備を検討している施設では、良質な観戦と体感機会を創出することにより、多様なスポーツを間近に体験できるまちとしての存在感や価値を高め、より一層の本市への愛着を育むとともに、新しい施設と周辺エリア内の既存の観光資源をつなげるプロモーションに取り組むことで相乗効果を高め、より一層の地域活性化が図られるものと考えております。

次に、困難女性への支援についてお答えをいたします。

困難女性支援法に基づく市町村基本計画の策定についてですが、計画の策定に先立ちまして、本市における相談実績の把握や民間支援団体へのヒアリングを実施したところ、女性から

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

の相談は年々多様化、複合化、そのため複雑化していることや、継続的な支援が必要であるにも関わらず、支援機関との関係が途切れてしまう事例が多いことが確認されました。

これらの状況に対応するためには、困難を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題やその背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受けられるようにするとともに、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援等の庁内関係課やその他関係機関のほか、民間支援団体などの地域の関係機関等が連携、協働して、自立に向け中長期的に支援することが重要であると考えております。

現在も、第5次千葉市男女共同参画ハーモニープランに基づき、貧困や孤独、孤立など困難を抱える女性への支援を実施しておりますが、今回改めて整理した課題に対応していくため、同プランを改定し、困難女性支援法の規定に基づく市町村計画を兼ねるものとして、本年3月までの策定を予定しております。

今後の取組につきましては、女性相談支援員による一人一人のニーズに応じた包括的な支援を実施するとともに、現在実施しております、女性のためのつながりサポート事業を再編し、相談や訪問支援、同行支援、居場所の提供のほか、来年度から新たに、自立支援とアフターケアを開始することで、中長期的に寄り添い続ける支援を実施してまいります。

また、関係機関や民間団体、その他関係者による会議体を新たに組織し、支援関係者間の連携を深め、早期に円滑かつ適切な支援を行う体制を構築してまいります。

次に、高齢化に向けた福祉の維持についてお答えをいたします。

介護保険施設の整備における現状と課題、今後の整備方針についてですが、令和6年度から令和8年度の整備目標を定めた第9期千葉市介護保険事業計画では、特別養護老人ホームは、3年間で580床を整備することとしており、これまで4施設340床分の整備事業者を選定しております。現在、各区に200人から300人前後の待機者がおりますが、区によって施設数に偏りがあり、特に美浜区は施設が少ないことから、旧高洲第二中学校跡地を活用し、200床程度の施設を整備することとしております。

また、在宅復帰を目指してリハビリなどを行う介護老人保健施設につきましては、実際には、医療的ケアが必要な長期入所者が一定程度いることを踏まえまして、介護老人保健施設から、医療ニーズの高い方のための介護医療院への転換を進めることとし、3年間で320床の整備目標に対し、これまで100床の整備を行っております。

今後も引き続き、サービス提供に思慮できる体制の維持、向上を図るため、職員の資格取得支援やICT導入支援などにより人材の確保や職員の負担軽減を図るほか、医療・介護連携を進めるために必要な情報の提供などに努めてまいります。

今後の施設整備につきましては、本市の高齢者人口が今後もしばらく増加する見込みであることから、特別養護老人ホームは、次期介護保険事業計画期間においても整備を進める必要があるものと考えており、その整備に当たりましては、地域の偏在、介護人材の確保状況、有料老人ホームなどの状況を勘案するとともに、待機者の入所の緊急度の状況、高齢者人口の推移などを踏まえて必要な量を検討してまいります。

次に、斎場についてお答えをいたします。

まず、千葉市斎場における火葬集中期の現状と対応についてですが、高齢者人口の増加などに伴い、死亡者数が増加しており、特に12月から2月にかけて、死亡から火葬までに一定期間お待たせする状況が生じております。

こうした状況を踏まえまして、火葬受付枠の拡大や友引日の開場など、柔軟な運営を行い、増加する火葬需要への対応を進めております。

また、施設の老朽化への対応につきましては、斎場運営に支障が生じないよう建物や設備につきまして計画的に更新、修繕を行っております。

特に、斎場の基幹設備であります火葬炉につきましては、毎年、炉内の耐火材を交換するなど、重点的に維持管理を行っております。

次に、新たな斎場の施設機能についてですが、今後の高齢化の進展に伴い、中長期的に火葬需要の増大が見込まれる中で、長期間の火葬待ちが生じないように環境を整えておくことは、市民の安心感につながり、遺族の気持ちに寄り添った対応が求められる施設として重要であると考えております。

このような点を踏まえまして、現斎場に加えて、新たな斎場を整備することといたしました。火葬炉の基数や葬儀式場の有無などの施設の機能につきましては、火葬が最後の行政サービスであり、安定的な火葬供給体制を整備しておくことが重要であることや、近年の葬儀形態の変化などを十分に考慮しながら、来年度に行う予定の整備基本計画の策定作業の中で検討してまいります。

次に、貧困の連鎖を断ち切るための子供への支援についてお答えします。

まず、学習・生活支援事業の現在の取組についてですが、次代を担う子供たちの将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう、生活保護受給世帯と生活困窮者世帯の中学2、3年生を対象に、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施しております。

また、生活支援として、子供や保護者に対しまして、生活習慣や育成環境の改善に向けた支援を行い、必要に応じてこどもナビゲーターにつなぐほか、学校生活や進学への不安などに対して、心理士による助言や必要な情報提供を行っております。

生活保護受給世帯の子供の高校進学率を見ますと、この事業に参加した子供の高校進学率は、参加をしていない世帯よりも高くなっており、効果が得られているものと考えております。

さらに、今年度から生活保護を受給している高校生年代を対象に、学習の継続や、大学への進学、就職など進路選択に関する助言や情報提供を行う支援を実施しております。

次に、生活保護受給世帯の中学1年生への支援の拡大についてですが、これまで千葉市学校教育バウチャー事業が対象としている小学5年生、6年生と、学習・生活支援事業が対象としている中学2年生、3年生の狭間で、中学1年生への支援に切れ目が生じておりました。

支援の切れ目を解消するため、来年度から学習・生活支援事業の対象を生活保護受給世帯の中学1年生まで拡大し、早期の段階から学習や生活面での支援を行うことといたします。

また、支援対象者の拡大に伴い、平日の会場を6か所増設するほか、対象となる世帯に対しまして、早期の利用勧奨を行うなど、必要とする子供に支援が行き届くよう取組を拡充してまいります。

次に、市内の医療体制維持についてお答えします。

まず、千葉保健医療圏の状況と市立病院に期待する役割についてですが、千葉保健医療圏は本市のみで構成されておまして、高度な救急医療を総合的に24時間体制で提供できる機能を有する第三次救急医療機関として、千葉大学医学部附属病院と千葉県総合救急災害医療センタ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

一が、また、県全体のがん治療や小児医療の拠点病院として千葉県がんセンターや千葉県こども病院などの専門病院があります。

また、両市立病院をはじめとした市内の各医療機関が、第二次救急医療機関として、入院や手術が必要な救急患者を受入れる役割などを担っております。

このほか、市内には多くのクリニックがあるほか、本市は夜間応急診療や休日救急診療を実施しているなど、様々な医療機関がそれぞれの役割に応じた医療を提供しております。

千葉保健医療圏内の医師の人数は、全国と比べて比較的多い状況ですが、これは、市内に大学病院や専門病院など、県全域から患者が来院する医療機関が多く立地していることも影響しております。

一方で、看護職員につきましては、県内では相対的に多いものの、全国平均との比較では少ない状況となっております。

両市立病院は、現在、救急医療のほか、小児医療、周産期医療、災害医療、感染症医療、児童精神医療など、民間の医療機関では採算性の観点から提供が難しい分野も担っており、今後も、公立病院として地域に不可欠な医療を提供することを期待しているところであります。

次に、青葉看護専門学校の取組と今後の方向性についてですが、青葉看護専門学校は、市内の医療機関への看護師供給を目的として、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会と本市が共同出資して設立した千葉市保健医療事業団により運営されている3年制の看護師養成施設であり、地域社会で活躍する専門職業人として育成するために、個別指導に力を入れた教育を行っております。

また、多くの学生が両市立病院をはじめ、市内の医療機関での実習など、卒業後の市内医療機関への就職を意識した取組を行っておりまして、過去3年間の平均では、卒業生のうち8割以上が市内の医療機関に就職し、そのうち半数以上が両市立病院に就職しております。

こうした状況を踏まえまして、今後の看護師養成施設を取り巻く環境の変化などを考慮しながら、本市における青葉看護専門学校の役割や学校運営の在り方について検討しているところであります。

次に、困難な状況にあるこども・若者への支援についてお答えをいたします。

まず、相談支援に係るこれまでの取組とその評価についてですが、子ども・若者総合相談センターLinkにおきましては、これまで社会生活を営む上で困難を有するこども・若者やその家族に対しまして、関係機関と連携を図りながら、専門の相談員による助言や伴走支援など、必要な支援を行ってまいりました。

昨年度は、延べ3,090件の相談対応を行い、このうち他機関での関わりが必要な1,098件につきましては、教育・福祉・雇用などの関係機関と連携した対応を行うなど、相談者の状況に応じた適切な支援を提供できているものと認識しております。

また、昨年7月末に開設した、こどもの権利救済相談室におきましては、先月末までに28件の相談が寄せられ、内容は学校でのいじめや家庭内でのトラブル、教職員の言動、虐待に関するものなど、多岐にわたっております。

これらの相談に対しまして、救済委員が学校や施設を訪問し、関係者や子供本人への面談を通じた事実確認や必要な調整を行うなど、相談者の状況の改善に向けた取組を進めております。また、既存の相談支援窓口と連携し、相談者の状況に応じた適切な支援へとつなげているほか、相談室だけでは解決が難しい事案につきましては、スクールソーシャルワーカー、家庭

児童相談員、児童相談所職員などが参加するケース会議を開催し、子供にとりまして最善の支援方針を検討しているところであります。

こどもの権利侵害について迅速に回復を図るという目的にとどまらず、相談者の話に丁寧に耳を傾けることで、気持ちを整理し、前向きに次の行動を考えられるようになった相談者も見られるなど、相談室が安心して話せる場として機能しているものと考えております。

次に、今後の相談支援の取組についてですが、子ども・若者総合相談センターLinkにおきましては、相談件数の増加や相談内容の複雑多様化に的確に対応するとともに、アウトリーチを充実させ、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、相談員の増員など体制強化を図ってまいります。

また、こどもの権利救済相談室におきましては、これまで、子供からの相談が2件と少ない現状を踏まえまして、今後は、直接郵送で相談ができるはがき形式の啓発物を製作し、市内の小学校に通う全ての子供へ配布するなど、子供に対する周知を強化するとともに、相談内容が複雑かつ多岐にわたることから、相談員の対応力の向上を図るため、庁内外で開催されるこどもや家族支援に関する技法、知識などを身につける研修や、他団体との勉強会に積極的に参加するなど、より質の高い相談対応に取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、困難な状況にある子供や若者が安心して相談できる環境を整えるとともに、早期の気づきと切れ目のない相談支援の充実を図ってまいります。

次に、意見表明等支援における今年度の取組内容と今後の取組予定についてですが、本事業は千葉県との共同事業として取り組んでおりまして、今年度は一時保護児童や児動養護施設入所児童を対象として、子供の福祉に関し知識や経験を有する意見表明等支援員が施設などを訪問し、子供の気持ちや意見を聞き取り、その内容を把握して、必要に応じて入所施設に対応を求めるなど、子供の権利擁護の確保に努めているところであります。

今年度末までに、一時保護所は年30回、児童養護施設は年63回の訪問を予定しております。

令和8年度につきましては、対象施設を拡大して実施することとしており、新たに児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホームに対して訪問を予定しております。

次に、ヤングケアラー支援事業におけるこれまでの取組内容についてですが、ヤングケアラーに対する認知度向上のため、児童・生徒向けにヤングケアラーの内容や相談機関の連絡先を記載したパンフレットを作成し、学校を通じて配布し、ヤングケアラーに対する理解促進に努めております。この際に、パンフレットの内容に触れながら配布してもらうことで、児童・生徒だけではなく、教員についてもヤングケアラーに対する認識を深めてもらうよう取り組んでおります。

また、支援者向けの研修として、これまで学識経験者による講義やグループワークを行ってきておりますが、今年度からは、過去にヤングケアラーの状態にあった方を講師に迎え、経験に基づいた具体的な話を聞くことにより、関係機関や所属機関での気づきを得られやすくするよう工夫して実施しております。

次に、今後の取組予定についてですが、引き続き、パンフレットの配布や研修を通じて、ヤングケアラーに対する理解が深まるよう、周知啓発に努めてまいります。

また、令和8年度は、これまで進めてきた周知の効果を確認するとともに、その結果を検証してさらなる支援につなげていくためのヤングケアラーに関する実態調査を行うほか、学校が実施する生活実態調査の中にヤングケアラーに関する質問を加えまして、ヤングケアラーの把

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

握と支援につなげてまいりたいと考えております。

これら調査結果に基づき、必要な支援制度の活用と適切な相談部署につなげていくための効果的な支援方法を検討してまいります。

次に、千葉市新日本建設・金網一男こども若者育英基金についてお答えをいたします。

この基金の活用事業の選定につきましては、困難な状況にあるこどもや若者への支援やこどもや若者の可能性をひろげていく為の支援に活用する基金の設置目的にかない活用可能な収益金の範囲内で、市として優先度が高い事業を選定することとしております。

令和8年度の取組のうち、困難な状況にあるこども・若者が、自分らしく健やかに成長し自立するための支援として、新たに不登校児童生徒を対象にフリースクールの利用料を助成するとともに、生活保護世帯の中学1年生を対象に高校進学に必要な基礎学力のための学習支援や生活支援を行うほか、生活保護世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学5、6年生を対象に習いごとや学習塾などの費用を助成いたします。

また、困難な状況にあるこども・若者が、より豊かな時間を過ごすための支援として、小児慢性特定疾病児童などとその家族を対象とするイベントの開催や、当該児童のきょうだい児を対象とし支援を実施いたします。

困難な状況にあるこども・若者の支援につきましては、この基金を活用することにより、今後より一層推進してまいりたいと考えております。

次に、公立保育所の施設管理に関する基本方針についてお答えをいたします。

まず、進捗状況についてですが、現方針におきましては、令和3年度から令和22年度までの20年間を計画期間とし、その期間内に建て替えが必要となる47か所について、公立による建て替えを24か所、民間移管を20か所、統廃合を3か所と整理しているところであります。

このうち、建て替えにつきましては、現時点で2か所が着手済み、民間移管につきましては、6か所が完了し、1か所が着手済み、統廃合につきましては、1か所は着手しているところであります。

当初の予定どおりに建て替えや民間移管が進捗している保育所がある一方で、移転用地の確保が困難であることや、整備運営事業者の応募が無かったことなどの事情により、公表していた開所時期を延期、又は未定とせざるを得ないケースも生じているところであります。

最後に、見直しの方向性についてですが、現方針策定から5年が経過する中で、建設費の高騰により、公立で建て替える場合の財政負担が大きく増加していることや、保育需要が減少局面に向けた過渡期を迎えるほか、医療的ケアを必要とする児童への保育提供や、こども誰でも通園制度の実施など、新たなニーズへの対応が求められる中で、公立保育所を取り巻く環境に変化が生じております。

こうした状況を踏まえまして、今回の見直しでは、民間施設のみでは需要に対応した担い手の確保が難しい、一時預かりやこども誰でも通園制度などにつきまして、公立保育所として役割をはたしていくとともに、医療的ケア児や重度の障害のある児童の積極的な受入れを通じて蓄積したノウハウを指導、助言に活かすなどの観点から、民間移管の箇所数は維持することとし、また、少子化のさらなる進行を見据え、保育資源の集約や適正配置の観点から、2か所の統廃合を追加することとしております。

さらに、各保育所における建て替え用地の確保の見通しや、建て替えに係る財政負担の平準化も念頭に、建て替えスケジュールを、より現実的なものに見直すことで、計画的な建て替え

を進め、良好な保育環境の提供に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、路上喫煙・ポイ捨て防止対策についてお答えします。

まず、これまでの対策の考え方についてですが、歩きたばこの火種などから、歩行者等の安全を確保し、吸い殻や空き缶等のない美しいまちづくりを推進することにより、安全で快適な環境を確保するため、条例により市・市民・事業者の責務を定め、様々な施策を実施しております。

市では、路上喫煙による危険性やポイ捨て防止の必要性が特に認められる地区を取締り地区に指定し、巡視員による巡視や、違反者への過料徴収などの施策を重点的に実施しております。

また、取締り地区につきましては、乗降客数や歩行者が多いこと、路上喫煙・ポイ捨てが他地域に比べ多いことなどを基準として総合的に勘案し、選定しております。

次に、今後の取組についてですが、取締り地区のほか、地区外についても巡視を実施しておりますが、繁華街など特に路上喫煙・ポイ捨てが多いエリアにつきましては、さらなる対策強化が必要であると考えております。

取締り地区の一つであります千葉駅東口地区におきましては、現在取締り地区外となっている富士見街園周辺の方が、取締り地区内よりも路上喫煙率が高いことが調査の結果、明らかとなりました。

富士見街園周辺は、千葉市客引き行為等の防止に関する条例の対象地区でありますため、同地区の路上喫煙等の取締り地区に含めて拡大することで、当該地区の路上喫煙等と客引きの取締り・指導が効率的、効果的に実施できるようになると考えております。

また、実施に当たりましては、巡回指導を強化するとともに、路面表示の設置、リーフレットの配布などによる、分かりやすい周知を図ってまいります。

今後も地域の皆様や関係部門と連携し、まちの美化に努めながら、安全で快適なまちづくりを推進してまいります。

次に、高校生及び起業家の海外派遣についてお答えします。

まず、今年度の取組状況についてですが、本市の未来を担う高校生や起業家を海外や国内都市へ派遣し、主体的な学びと成長につなげることを目的に、CHIBA CITY INNOVATORS ACADEMY及び千葉市海外展開実践研修プログラムを実施しております。これらの事業は、本市の礎を築いた千葉一族の、未来を切り拓くチャレンジスピリットを受け継ぎ、市民とまちのより豊かな未来の実現に向けたひとつづくり事業として、千葉開府900年記念事業に位置づけております。

高校生を対象としたCHIBA CITY INNOVATORS ACADEMYにつきましては、意欲的な生徒から、定員を上回る応募がありましたことから、受入れ枠を20人から33人に拡大いたしました。今年度は全5回の研修を通じて、ビジネスアイデアを作成のうえ、最終的にプレゼンテーションを行うことをゴールとし、ビジネスの基礎知識やスキルの習得に資するグループワークに取り組んでいるところでございます。

また、起業家を対象とした、千葉市海外展開実践研修プログラムにつきましては、採択され

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

た17者を対象に、海外展開に向けた心構えの確認、基礎知識の習得、ビジネス戦略の立案など全4回の国内研修を終えたところでありまして、年度末に向けて、国内研修の内容を踏まえたフォローアップや事業計画・ピッチの磨き上げなどを行う個別メンタリングを実施する予定でございます。

次に、来年度の取組の方向性についてですが、高校生向けのCHIBA CITY INNOVATORS ACADEMYは、実践的な学びを深めるための派遣研修を予定しております。

参加者はアメリカのヒューストン市又は国内の愛知県への派遣グループに分かれ、派遣先において起業家等との意見交換、ビジネスアイデアのプレゼンテーションや先進的なビジネス環境を体験する予定でございます。派遣終了後は、参加者同士で海外、国内の経験を共有し、起業することについての意見交換などを行うことで、自分の未来を切りひらく力の醸成につなげてまいります。

また、起業家向けの、千葉市海外展開実践研修プログラムは、国内研修の受講者の中から海外研修に挑戦する5者を選抜し、渡航前研修を経て、アメリカのシリコンバレーへ派遣します。

現地では、自社のプロダクトのPR、地元企業との協業や連携、投資家との関係構築などプログラムを実施する予定でございます。帰国後にフォローアップの機会を設けることで、参加者の具体的な成果につなげていきますとともに、この経験を市内中小企業と共有し、海外展開の機運醸成につなげてまいります。

なお、海外研修に進めなかった受講者につきましては、国やジェトロなどの機関が実施する海外派遣事業への応募を促すなど、国内研修で得られた知識やノウハウを活用する機会の提供に努めてまいります。

次に、地域公共交通計画改定についてお答えします。

まず、今年度の取組についてですが、地域公共交通は、市民生活・経済活動の基盤として、欠かせない社会インフラでありまして、持続可能な交通サービスの実現を図ることを目的として、令和4年3月に地域公共交通計画を策定し、様々な施策を実施してまいりました。

その後、コロナ禍を経て十分に利用者数が回復しない中、物価高騰やバス等の運転手不足など、地域公共交通を取り巻く環境がいつそう厳しい状況にあることを踏まえまして、これらに対応した実効性のある施策を位置づけることとし、計画の改定に取り組んでおります。

現在、人口動態や公共交通の利用状況等の各種データに基づき、現状分析を行いますとともに、昨年度に実施した市民アンケートや交通事業者へのヒアリング結果も参考にしながら、公共交通の今後の課題の整理を進めております。

また、現計画に定めました57の施策の進捗評価や、公共交通等の利用者数、満足度などの目標指標の達成状況の分析を行っておりまして、これらと並行して、新たな計画の基本方針についても検討しているところでございます。

次に、来年度の取組についてですが、路線バスにつきましては、慢性的な運転手不足とともに、利用者の減少や物価高騰などにより経営状況も厳しく、減便や廃止が生じておりますことから、将来にわたって路線の維持・確保を図るため、市内バスネットワークの見直しに向けた検討を今年度より着手しております。

地域公共交通計画の改定におきましては、この路線バスの取組を適切に反映させながら、鉄

軌道やデマンド型交通などの支え合い交通、シェアサイクルなど、様々な交通モードを適切に組み合わせ、市民のニーズを踏まえた持続可能な交通ネットワークの目指すべき姿を整理してまいります。

具体的な施策としましては、交通事業の経営基盤となる運賃収入を確保するための公共交通の利用促進策、運転手不足に対応するための雇用促進や自動運転バスの社会実装を目指す取組、利用者の利便性向上を図るための交通結節点の機能強化やバリアフリー化、事業者の生産性を高める交通DXの推進など、幅広い施策を、改定する地域公共交通計画に位置づけてまいります。

次に、千葉都市モノレールについてお答えします。

まず、老朽化対策の取組についてですが、モノレールの多くの施設や設備で老朽化が進んでおり、長期的な視点に立った計画的な施設等の修繕や更新が不可欠です。

そのため、定期的な点検に基づき、異常や故障に至る前に、部分的な修繕や部品の交換などによる予防保全的な維持管理を講じることで、施設等の長寿命化を図っております。また、千葉市橋梁長寿命化修繕計画の千葉都市モノレールインフラ施設編を策定し、施設等の機能や状態に応じて、修繕や更新の範囲や時期を精査するなど、コストの縮減と平準化を図っております。併せて、本市と千葉都市モノレール株式会社で行う管理者会議で、点検結果や修繕内容等の情報共有により施設の状態を把握し、調整しながら取組を進めているところでございます。

将来にわたって、安全かつ安定した輸送サービスを提供していくため、今後も千葉都市モノレール株式会社と連携を図りながら、モノレールの老朽化対策に取り組んでまいります。

次に、千葉都市モノレール株式会社の運営上の課題とその対応についてですが、コロナ禍に落ち込んだモノレールの年間利用者数は、その後堅調な回復を見せておりまして、令和6年度は、コロナ禍前を上回る年間2,000万人あまりとなっております。一方、車両や自動列車制御装置などの設備更新に多額の費用を要しておりますほか、昨今の人件費や電気代の高騰といったコストの上昇が大きな負担となっております。さらに長期的には、人口減少に伴う運輸収入の減少も見込まれるなど、依然として厳しい経営環境に直面しております。

そのため、千葉都市モノレール株式会社では、コスト縮減対策として、これまでも点検作業の効率化、回生電力の有効活用や設備更新の平準化などに取り組んでおりますが、今年度からは、プロジェクトチームを結成し、労務管理システムの導入や決済業務の電子化など、DXの推進による業務効率化の検討を進めております。

また、収益の確保につきましても、利用促進につながる乗車券の戦略的な企画、販売や、コスト削減とあわせてインバウンドなどの観光客の利便性向上が期待できる、QRコード乗車券の導入などを検討しておりますほか、車体ラッピングなどの広告業や駅の空きスペースの賃貸といった、運輸業以外の収益拡大にも取り組んでおります。

次に、千葉都市モノレールを活かしたまちづくりについてですが、千葉都市モノレールは、本市の都心部と内陸部を結ぶ、市民や来訪者の皆様の重要な移動手段でありますとともに、地域の発展を支える骨格的な公共交通ですが、今後、少子高齢化の進展や人口減少により、沿線エリアの活力低下や利用者の減少、これに伴う運行頻度などのサービスレベルの引き下げも懸念されます。

このため、駅や駅周辺地域の生活拠点としての機能の充実を図るなど、モノレールを活用した沿線地域の活性化に取り組むとともに、これらを通じて、長期的なモノレールの需要創出に

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

もつなげていくことが必要と考えております。

現在、駅利用者や駅周辺の人口動向、施設立地状況などの実態調査を行うとともに、これを踏まえながら、千葉都市モノレール株式会社や沿線の事業者などと連携して、駅や駅周辺の空間と地域資源を活用した持続的なまちづくりの方策を検討しており、この中で、駅の空きスペースの商業的な利用を検証するマルシェなどの社会実験にも取り組んでまいります。

次に、動物公園についてお答えします。

まず、アドバンスプランにおける新年度の取組についてですが、アドバンスプランは近年の社会情勢や動物公園を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成26年に策定したリスタート構想における今後の再整備計画を見直すとともに、新たに取り組むべき事業を取りまとめた計画でございます。

再整備に当たりましては、生息地の環境を再現することで動物本来の姿を引き出し、アニマルウェルフェアの向上や、繁殖環境の改善を図りますとともに、生態系や生物多様性の保全に向けた啓発にもつなげたいと考えております。

来年度は、ハシビロコウの展示エリアの拡充等を行う湿原ゾーンの整備、千葉の在来種を観察できる大池ゾーンの園路やアプローチ等の改修工事と、森林ゾーンのうち、ゴリラが生息するアフリカの熱帯雨林を再現するエリアの基本設計を行う予定でございます。

また、ハード整備と併せ、ソフトの事業の充実も図ることとしており、教育プログラムの開発や外部機関と連携した共同研究など、教育普及や調査研究活動に、積極的に取り組んでまいります。

次に、各世代の来場者を増加させるための取組についてですが、近年は新たな来園者層を開拓するため、大人向けのイベントとして、園内でお酒と音楽を提供する、BREW a t t h e Z O Oや、夕方から夜の、普段とは異なる動物公園の雰囲気を楽しめる、トワイライトZ O Oを開催しておりますほか、中学生以上を対象として、動物生態の専門家による講演会などを開催しております。来園者の皆様から好評をいただいております。

また、動物科学館内のキッズコーナーの整備や授乳室の充実など、子供連れのファミリー層がより快適に園内で過ごせるような環境整備にも取り組んでおります。

これらの取組に加え、今後は、リニューアルした動物科学館が、環境保全やSDG sといったテーマに対応した展示内容になっていることにつきまして、小学校や中学校にPRするなど、校外学習等でも一層利活用されるよう、取り組んでまいります。

次に橋梁の老朽化対策についてお答えします。

老朽化対策の計画の進捗についてですが、現在、本市が管理する橋梁は558橋あり、そのうち、老朽化の目安となる建設後50年を経過した橋梁は、約3割の152橋となっております。

千葉市橋梁長命化修繕計画に基づいた定期点検の結果、今年度末時点において、緊急に措置を講ずるべき状態である、健全性Ⅳの橋梁はゼロで、早期に措置を講ずるべき状態である健全性Ⅲは、計画を改定した令和4年度時点の20橋から11橋となるなど、着実に対策を進めているところであります。

橋梁の維持管理につきましては、損傷が深刻化する前に修繕等を行う予防保全型の維持管理を行い、100年を目標に長寿命化を図ることとしており、引き続き点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを着実に実施してまいります。

次に、下水道管路の老朽化対策についてお答えします。

全国特別重点調査の結果とその対応についてですが、本調査は、内径2メートル以上、かつ布設後30年以上経過した管路を対象としており、調査の結果、緊急度Ⅰに該当した管路は1年以内に、緊急度Ⅱに該当した管路は、応急措置を行った上で5年以内に改築するよう、国から求められております。

先行して調査した優先実施箇所につきましては、緊急度Ⅰはなく、軽度な腐食などにより、緊急度Ⅱとなった市役所前の合流管や黒砂水路に放流する雨水管について、応急措置を行った上で、現在改築に向けた設計を実施しておりまして、来年度、市役所前の合流管から改築工事に着手する予定としております。

また、優先実施箇所以外につきましても、全ての調査が完了し、緊急度Ⅰはなく、一部緊急度Ⅱと判定された雨水管などについて、現在改築に向けた設計の発注手続を進めているところでございます。

現在、国において、メリハリをつけた点検の頻度や診断区分の見直し、維持管理を容易にするマンホールに関する構造など、下水道管路マネジメントのための技術基準の強化、充実に向けた検討が進められておりまして、本市としましても、こうした国の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、下水道施設の地震対策及び高潮対策についてお答えします。

これまでの取組と今後についてですが、地震対策につきましては、震度6強クラスの地震動に対して最低限の下水道機能を確保するため、平成19年度から昨年度まで、千葉市下水道総合地震対策計画に基づき、緊急輸送道路に埋設されている管路や避難所からの排水を受ける管路などの重要な幹線等の耐震化を進めてまいりました。

また、下水処理場については、建屋の耐震化がおおむね完了したほか、水処理施設を優先して段階的に耐震化を進めてまいりました。

一方、令和6年に発生した能登半島地震におきましては、広範囲で断水や下水道管の破損、マンホールの浮上等が発生し、自宅や避難所の生活再建に遅れが生じたことから、上水道と下水道の機能を同時に確保する重要性が改めて認識されたところでございます。このことを踏まえ、今年度からの計画では、避難所や災害拠点病院など、上下水道一体で耐震化が必要な箇所を重要施設として位置づけたところでございます。

今後は、水道管理者と綿密に協議、調整し、重要施設の優先順位を決定した上で、耐震化を進めてまいります。

また、高潮対策につきましては、下水処理施設など施設の多くが沿岸部や河川沿いに立地しており、高潮などによる浸水被害のおそれがありますことから、施設を守るための対策を定めた、千葉市耐水化計画を令和3年度に策定しております。

現在、対象の中央浄化センター及び3ポンプ場の浸水対策を進めており、来年度で全ての施設の耐水化が完了する予定でございます。

引き続き、市民の皆様の生活環境の確保に向け、取組を推進してまいります。

次に、市営駐輪場の利用環境の整備についてお答えします。

まず、最適化に向けた検討内容についてですが、駅周辺の駐輪場に、一時利用の増設や様々な形状の自転車・シニアカーの駐輪・駐車を可能とするため、駅周辺に複数ある駐輪場を駅ごとにエリアで捉え、定期利用の収容台数をエリア内の各駐輪場で再配分して、利用者ニーズに応じた駐輪・駐車スペースを確保するなど、全体最適に向けた検討を行っております。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

具体的には、収容台数3,000台以上の大規模なエリアかつ利用率に余裕のあるJR新検見川駅と、駅周辺に高齢者向け施設が多いJR浜野駅をモデル駅に選定し、エリア内の定期利用の登録台数や、一時利用の稼働回数といった現状のデータなどをもとに、収容スペースや台数の配置計画について検討を行ったところでございます。

最後に、今後の取組についてですが、再配置後の定期利用、一時利用、様々な形状の自転車、シニアカーなど新たなモビリティのそれぞれの利用状況を把握し、その効果を検証するため、モデル駅に選定したJR新検見川駅、JR浜野駅の2駅で、本年4月から実証実験を開始することとしております。

なお、この実証実験の検証結果をもとに、市内全46駅で全体最適を進めることとしておりまして、令和9年度から、順次実施するとともに、利用状況を踏まえ必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

今後も、多様化する駐輪場の利用ニーズに対応していくことにより、様々な世代の方の自転車利用を促進し、自転車を活用したまちづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本恭平君） 初めに、経営状況についてお答えします。

医療・介護等支援パッケージ、診療報酬改定による経営への影響についてですが、国の医療・介護等支援パッケージでは、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行うこととしており、病床数に応じた支援、救急に対応する病院への加算などで、約4億円の補助金の交付を見込んでおります。

また、令和8年度の診療報酬改定は、物価や賃金、人手不足等の医療機関を取り巻く環境への変化への対応や、2040年頃を見据えた地域における医療の確保などの基本方針の下、本体部分はプラス3.09%、薬価部分のマイナス0.87%と合わせると、全体でプラス2.22%の改定となっております。

補助金の交付、診療報酬の増額改定により増収が見込まれますが、昨今の賃上げや物価上昇の実態を鑑みると、引き続き厳しい経営状況が続くことが想定されます。

次に、次期病院改革プランについてお答えします。

まず、経営の現状及び診療状況の評価並びに経営健全化に向けた取組についてですが、第5期千葉市病院改革プランの最終年度である令和6年度の実績として、病床稼働率は、わずかに目標達成に届かなかったものの、プラン開始当初に比較し大幅に上昇し、外来患者数や救急搬送件数、手術件数についてはいずれも目標を上回り、医業収益も目標を達成しました。

しかしながら、医業費用が医業収益を大きく上回ったことから、令和5年度から2期連続で経常収支が赤字となり、令和7年度も赤字が拡大する見込みです。診療報酬が物価高騰や労務単価の上昇に見合っていないこと、新病院開院に向けた人的投資などにより、収支状況は極めて厳しいことから、短期的な黒字化は困難ですが、引き続き、収益の確保と費用の削減に取り組みながら、経常収支の赤字縮小に取り組んでまいります。

次に、両市立病院における医療拡充及び機能強化についてですが、青葉病院では、皮膚科や耳鼻咽喉科の領域で入院が可能な医療機関が、市内では大学病院と市立病院に限られているため、皮膚科及び耳鼻咽喉科の医師を増強し、体制の強化を行いました。

今後は、強みである総合的な内科診療や整形外科の専門的治療を維持するとともに、今後策

定される新たな地域医療構想において、85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年頃を見据えた高齢者救急や在宅医療の需要への対応、入院早期からのリハビリテーションの体制確保を求められることが想定されることを踏まえ、在宅療養後方支援や、地域医療支援病院としての機能強化についても検討してまいります。

海浜病院では、救急医療の充実、高齢者医療の強化、周産期医療におけるハイリスク妊産婦や新生児への対応、小児医療の充実及び外科系診療科の整備を進め、収益増を図ります。新病院では、呼吸器外科や膠原病・リウマチ内科等を新設するほか、泌尿器科や放射線治療科の体制強化を図り、がん診療、循環器疾患等の高齢者医療や救急医療を強化することとしております。

次に、人材の確保についてお答えします。

市立病院における看護職員確保の取組内容と状況についてですが、新病院の開設等に伴う人材確保を進めており、看護職員の就職活動を支援する企業が主催する合同説明会や看護職員養成施設での学内説明会への参加のほか、就職情報サイト等への募集広告の掲載、両病院における見学会などを実施しており、積極的な採用活動に取り組んでいます。

その結果として、令和5年度採用試験では171人の応募に対して96人を採用、昨年度は144人の応募に対して74人を採用し、今年度は150人の応募に対して46人の合格者を選出しており、順調に人材確保ができています。

引き続き、安定的な医療提供体制を持続するために必要な人材確保に積極的に取り組んでまいります。

最後に、医療DXの推進についてお答えします。

取組の現状と今後についてですが、現在の取組として、入退院調整の際に大学病院や地域医療機関、介護施設等と情報が共有できるシステムを両病院において導入し、円滑な転院調整に努めております。

海浜病院においては、医師のスマートフォンからCTやMRI画像を閲覧できるアプリケーションを導入し、休日、夜間でも専門医による病院外での画像閲覧ができる体制をとっており、医師の病院不在時においても迅速な診断が可能となるほか、医師の負担軽減にも寄与しております。

また、新病院では、ナースコールの機能に患者の動きを検知する見守りカメラやトイレ離座センサーを導入し、患者の安全性の向上及び看護師等職員の負担軽減を図るほか、医師、看護師等のモバイル機器としてPHSの代わりにスマートフォンを導入し、チャット機能による院内の情報伝達や、スマートフォンから電子カルテへの音声入力が可能となるなどの利便性の向上を見込んでおります。今後も、患者サービスの向上や職員の負担軽減に向け、国の動向や先行事例などを注視し、費用対効果を考慮しながら医療DXの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 教育長。

○教育長（鶴岡克彦君） 初めに、教育の質の向上に資する人員配置と環境整備についてお答えいたします。

まず、新年度予算において人員配置を拡充したものと今後の方向性についてですが、教育の質の向上を図るとともに、学校が抱える複雑化・多様化した課題に対応するため、専科指導のための非常勤講師を131人から136人、教頭マネジメント・サポーターを4人から6人、外国人

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

児童生徒指導協力員を16人から18人、特別支援教育指導員を47人から50人に増員するなど、専門スタッフの配置を拡充することとしております。

また、スクール・サポート・スタッフにつきましては、新設校を含め、引き続き全市立学校に配置することを予定しております。

教職員が専門スタッフと連携、分担して校務を担う体制を進め、子供と向き合うための時間を確保し、より効果的な教育活動ができますよう進めてまいります。

次に、公立中学校における35人学級に向けた準備状況についてですが、国におきましては、来年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善や働き方改革に資する外部人材の拡充を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築することとしており、これを受け、本市におきましても準備を進めてまいりました。

学級編制の標準が引き下がることにより、一部の市立学校では学級増となることから、今年度は活用する教室にエアコン設置等の必要な整備を行うなどしております。さらには、令和9年度に学級増が見込まれる学校に対し、必要な教室改修等を行う経費を来年度当初予算案に計上しております。

教室の確保と併せまして、人員の確保にも取組、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備し、35人学級の実現を教育の質の向上につなげてまいりたいと思います。

次に、部活動の地域展開についてお答えいたします。

まず、地域展開の取組状況についてですが、これまで、本市にふさわしい地域クラブの在り方を検討するため、千葉市部活動地域移行推進協議会での協議や、スポーツ庁・文化庁の委託事業として、休日の活動を地域クラブとして活動する実証事業などを実施してまいりました。

今年度は、昨年8月及び12月に推進協議会を開催し、今後の方向性や具体的な取組内容について協議するとともに、多くの生徒・保護者、教職員等が実際に地域クラブに関わり、地域展開に関する理解を深めることや、指導者の育成・確保などを目的とし、全ての市立中学校・中等教育学校において、各校1つ以上、合計で151の部活動を対象とした地域クラブの実証事業を行っております。

次に、実証事業の成果と課題についてですが、成果としましては、地域指導者による専門的な指導が実施できたことや、複数校から生徒が参加している地域クラブにおきましては、学校の垣根を越えました交流や新たな活動機会の提供、人数が増えたことによる練習内容の充実などがあげられます。さらに、これらの地域クラブ活動を民間事業者が適切に管理、運営を行えたことから、全市で休日の地域展開を本格実施する見通しが立ったことなどがあげられます。

また、課題としましては、持続可能な地域クラブを運営するため、質の高い指導者を継続的に確保・育成する必要があることや、指導者への謝金等のため、地域クラブの運用に関する多額の経費が必要となることなどがあげられます。

次に、来年度の取組についてですが、持続可能な地域クラブの運営に向けまして、大学生や社会人等を対象とした指導者の確保・育成に取り組むとともに、今年度に引き続き、一部の部活動を対象とした、休日の部活動を地域クラブとして活動する取組を実施いたします。

また、地域クラブとしての活動内容の充実を図るため、地域人材や地域資源を活用したイベントの開催や、生徒の多様なニーズに応えるとともに、デジタル人材育成を目的としましたデジタル地域クラブを運営いたします。

さらに、安定的・経済的な活動体制を構築するための財源確保として、寄附やふるさと納税の活用を検討するほか、文部科学省が昨年12月に公表いたしました、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの受益者負担の考え方などに基づきまして、参加者から地域クラブの想定される月額会費の一部として、1,000円程度を徴収するモデル事業を実施してまいります。

次に、加曽利貝塚の新博物館についてお答えいたします。

まず、開館に向けたスケジュールについてですが、来年度より基本設計・実施設計をはじめ、新博物館用地となる若葉区小倉町にある旧小倉浄化センターの解体撤去に取り組むとともに、新博物館と特別史跡加曽利貝塚を結ぶ連絡歩道橋などを整備してまいります。

また、開館までの期間におきまして、市内外の皆様への機運醸成を図るとともに、来館時のワクワク感を高めていくための手法の検討を行ってまいります。

博物館本体の建設工事にあたりましては、令和10年度から取りかかり、あわせて展示物の制作などを順次進めてまいります。

多くの市民の皆様から新博物館に対します期待をいただいておりますことから、令和12年度の開館に向けまして、市と事業者が一体となり本事業を進めてまいります。

最後に、どのような新博物館とするのかについてですが、縄文文化とSDGsを学ぶことができる博物館とするとともに、市民の皆様との連携協働を進め、新博物館を中心として、地域資源・周辺施設とも一体となったにぎわいづくりやまちづくりに貢献していくことを目的としてまいります。

具体的には、縄文時代の文化と社会に関わる調査研究及び資料の保存と活用の拠点として、学術的な研究成果を高め、その成果を高く世界に発信していくとともに、従来の見るだけの展示ではなく、縄文人になりきり縄文の世界を楽しむ没入体験や、土器などの展示品に直接触れるなど、五感を用いて、縄文文化を楽しく学ぶことができる博物館にしたいと考えております。

また、にぎわいづくりにつきましては、ボランティア団体や事業者を博物館活動に結び付けるための仕組みづくりを進めるほか、市外、県外などへの情報発信を効果的に進めるため、市内の文化施設や集客施設等との連携を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 田畑直子議員。

○30番（田畑直子君） 丁寧な御答弁いただき、ありがとうございました。

2回目は、所感を申し上げます。

新年度予算についてです。

持続可能かつ魅力的な都市として発展するため、未来へつながる事業にも、的確な予算配分となっていることを評価します。

また、介護保険事業では、令和6年度決算で本市の支出も、前年比較で4億円以上増加しているため、高齢者福祉でも多くの事業の見直しがなされ、明確な目的で、直接効果が実感できる事業へ転換されたことも高く評価します。

今後も、デジタル技術など、行政運営に積極的に取り入れ、効率かつ効果的な事業執行を図るほか、引き続き、財政健全化にむけて、工夫を凝らし、歳出の抑制、歳入の確保をお願いします。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

幕張新都心のまちづくりについてです。

実効性のあるまちづくりの基本的な方針の検討が、着実に進んでいることを評価し、取組によって、独自性の高いまちとなることを期待します。

今後、大規模施設の整備や公園の民間活用など、複数のプロジェクトが進むことで、まちの機能強化が図られ、相乗効果も期待できることから、庁内関係部局はもとより、民間や県との連携においても、共通ビジョンを持ち、取り組むことが有効と考えます。

さらには、まちが大きく活性化することで、公共交通利用者の増加など、駅周辺の環境変化が見込まれます。

マリンスタジアムの再構築では、交通計画検討の委託業務を進めていることから、駅周辺空間や利用者の利便性向上についても、関係機関と連携し、検討する必要があることを申し添えます。

次期教育に関する大綱についてです。

この大綱は、市長と市長部局、教育委員会が一層の連携を図りながら、全市的に推進する教育やまちづくりの未来への羅針盤となります。

大綱に基づく取組が、効果的かつ高い実効性で行われるためには、児童生徒や保護者、教職員のみならず、地域や関係機関など多様な主体でも、共通認識を持つことが必要であるため、機を捉えて、周知啓発に努めることを希望します。

また、こども・若者基本条例により、彼らが、自分たちの権利を認識するだけでなく、社会に支えられていると思えるよう大綱に基づく施策展開に期待します。

千葉国際芸術祭です。

多くの市民参加があり、新たな交流、協働の場の創出など、市民生活の充実や、創造意欲の呼び起こしなど、芸術振興を通じ、郷土愛の形成につながったと評価します。

次回開催に向けて、企画を継続し、機運を高めるとともに、庁内や民間との連携を進め、市民への浸透や広がりにつなげ、地域経済活性化や都市の魅力向上に寄与することを期待します。

困難女性への支援についてです。

県へ聞き取りしたところ、DVの所管課であるため、秘匿性が高いDVの支援をもとに、体制整備がなされ、それ以外のケースとの区別や、庁内や民間団体との連携など支援体制が十分ではありませんでした。

本市では、市民局が全般的な相談を受けており、DVはこども未来局、特定妊婦は保健福祉局と窓口が異なります。居場所のない若年層・妊婦や乳児を抱える母親など、対象によって、必要な支援が異なることから、新たに取り組まれる自立支援とアフターケアにおいても、さらなる庁内連携が必要と考えます。

また、この事業は、県もまだ展開していないため、施設運営には財政的負担が大きいことや、担える民間団体が少ないことを踏まえ、相互にとって効果的な事業展開となるよう県市間で協議することを申し添えます。

貧困の連鎖を断ち切り、子供が希望する未来を実現するための支援についてです。

小学校高学年から、高校受験まで、切れ目のない学習と生活環境支援を行うことで、進学意欲の向上などの効果を期待します。

さらに不登校の生徒等も増加傾向であることから支援が行き届くよう、教育委員会との密な

連携が不可欠と考えます。

また、子供たちの安心できる環境での学習支援や、世帯への生活環境支援には、生徒や家庭との信頼関係構築が必要なことから、毎年行っている事業者選定を複数年度の契約にするなど、安定的な事業展開に努めることを希望します。

こども・若者の相談支援体制です。

多様な相談機関の存在は、支援につながる機会の確保となります。

今後も、相談支援機関間の連携を深めるなど、効果を期待します。

また、こどもの権利救済相談室は、寄せられる相談が、複雑かつ困難なケースが多く、継続した支援も必要なことから、今後の状況等を踏まえ、こどもの権利を迅速に回復できるよう体制の強化を図る必要があると考えます。

さらに、子供が直接声をあげられることが重要であるため、身近なギガタブなどからの相談受付を可能とする仕組みなどもあわせて必要なことを申し添えます。

意見表明権についてです。

子供から出された意見表明の中には、深刻かつ法的な対応が必要なケースもあることが予想されるため、高度な専門的知見を持つ弁護士を活用等が必要であることを申し添えます。

公立保育所の施設管理に関する基本方針についてです。

今回の見直しにより、公立保育所の数を維持することは、理解できます。現方針では、建て替えが想定どおりに進まず、開所時期が変更や未定となった園も生じていることから、見直し後は、着実な用地確保に努め、計画どおりに建て替えを進めなければなりません。

方針の見直しで明記される公立保育所が担うべき新たな役割について、一時預かりやこども誰でも通園制度など、民間保育施設では対応が困難なニーズや、需要に対して供給が十分に満たない事業を担う役割としたことを高く評価し、今後も、多様化する保育ニーズに適切な対応が図られることを期待します。

市立病院と看護人材の確保についてです。

今回は保健福祉局にも、御答弁いただきました。

全国的にも、病院経営は厳しい状況が続いており、今回の国の支援や診療報酬改定は、一定の効果はあるものの、人件費や物価の上昇には見合わず、今後も経営は厳しく、当面は支援が必要な状況が続くと思われま。

市からの病院事業への繰り出し金は、令和5年度には約50億円だったのが、令和7年度には、約66億円となり、今後3か年の繰入金金の必要額は、76億円、80億円、85億円と上昇する見通しです。

短期的な黒字化は、困難なため、病院局における経営健全化への継続的な努力とともに、市長部局からは多大な支援も欠かせません。

厚生労働省では、先日、新たな地域医療構想の取りまとめ案において、急性期拠点病院を人口20万人から30万人に1施設都の目安を設けるとし、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療連携機能など、将来の機能分化に向けて取り組むとしました。また、全国自治体では、今後必要とされる診療科として、総合診療科や内科が多く上がっており、今後の地域医療のニーズ変化にも対応しなければなりません。超高齢社会を見据え、地域に求められる市立病院の在り方を見据え、取り組まれるよう期待します。

また、市立病院における看護師の人材確保については、定員を確保され、定着率も高い状況

**暫定版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第1回定例会会議録第2号（2月26日）

---

とのことですが、医療拡充や機能強化に資する人材となるよう、育成を行うことが必要です。

新プランでは、看護師の定員は、現状を維持する方向とのこと。質の高い看護を、限られた人員で担うためには、専門的な人材の安定的な確保が必要なことから、青葉看護専門学校における機能強化と人材輩出にも期待します。

部活動の地域展開についてです。

本市では、様々なプロスポーツチームや多くの民間企業、多様な地域人材を有しています。

地域資源や人材との連携を進め、部活動では経験できないような地域クラブならではの活動やイベントの充実を図り、魅力あるものとなることを期待します。

一方で、次年度は会費を徴収する予定とのことですが、会費の徴収に当たっては、経済的な理由により活動が制限されることのないよう、対応を図るとともに、金額設定など、保護者の理解を得られるよう丁寧な説明をしつつ、進める必要があることを申し添えます。

以上となりますが、新年度は、まだ厳しい社会経済情勢が続く中でも、多様な市民ニーズに応える、生活向上の実感につながる施策や、本市の可能性を広げるための種まきとなる施策が盛り込まれると、改めて評価します。

引き続き、市長をはじめ執行部の皆様の叡智を結集して取り組まれることをお願いしまして、質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（川合隆史君） 田畑直子議員の代表質疑を終わります。（拍手）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後 6 時 2 分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉県議会議長                      松 坂 吉 則

千葉県議会副議長                    川 合 隆 史

千葉県議会議員                      亀 井 琢 磨

千葉県議会議員                      田 畑 直 子